# 春日市高齢者福祉計画 2021

· 第 8 期介護保険事業計画

2021年(令和3年)3月 春 日 市

# 目 次

| 第1章 計画策定に当たって      | 1                      |
|--------------------|------------------------|
| 1. 計画策定の背景、目的      | 1                      |
| 2. 計画の法的位置付け       | 2                      |
| 3. 計画の期間           | 2                      |
| 第2章 春日市における高齢化の状況  | 4                      |
| 1. 人口の推移と推計        | 4                      |
| 2. 要介護等認定者数の推移と推計. | 7                      |
| 第3章 計画の方向性         | 9                      |
| 1. 高齢者が望む暮らし(ニーズ)。 | ・実態等の把握9               |
| 2. 市として応えるべきニーズの整理 | <b>里</b> 12            |
| 第4章 基本理念と基本目標の設定   | 16                     |
| 1. 目指すまちの将来像(基本理念) | の設定16                  |
| 2. 基本目標の設定         | 17                     |
| 第5章 施策の展開          | 19                     |
| 基本目標1 自分らしく生き生きとした | こ暮らしを継続できる体制づくり2O      |
| 基本目標2 高齢者、家族が安心して暮 | <b>暮らせるよう多様化・複合化する</b> |
| ニーズに対応できる体制づ       | < b40                  |
| 基本目標3 介護保険等公的サービスの | D充実と適切な利用体制づくり58       |
| 第6章 介護保険事業の運営方針    | 90                     |
| 1. 高齢者数・要介護等認定者数の抗 | <b>발計</b> 91           |
| 2. 介護保険制度改正の内容     | 91                     |
| 3. 日常生活圏域の設定と介護サーと | ごス基盤の整備95              |
| 4. 介護サービス量の見込み     | 99                     |
| 5. 第1号被保険者の保険料     | 109                    |
| 資料編                | 118                    |
| 1. 用語の解説           | 118                    |
| 2. 介護保険サービスの内容     | 125                    |
| 3. 春日市高齢者福祉計画・介護保険 | 食事業計画検討協議会127          |

#### はじめに

~高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画の策定に当たって~



このたび、2021年度(令和3年度)から2023年度 (令和5年度)までの3年間を計画期間とする高齢者 福祉計画2021・第8期介護保険事業計画を策定し ました。

まず、本計画の策定に当たり御尽力いただきました 春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協 議会の皆様や市民、関係者の皆様に心からお礼申し 上げます。

さて、我が国は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年(令和22年)に向かって、高齢化が今後も着実に進行していきます。

春日市においても、介護や支援を必要とする高齢者は、今後も増加の一途をたどる ことが見込まれております。

このような中、高齢者やその家族のニーズに応えていくためには、健康寿命の延伸に加え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに推進するとともに、地域共生社会の実現を見据え、医療・介護サービス事業所、自治会、民生委員、社会福祉協議会、ボランティア、シニアクラブ、NPO、専門職団体、企業などの様々な関係者の皆様と手を携えて、地域全体で高齢者を支えていく必要があります。

さらに、昨今社会問題となっている大規模災害や感染症が発生した場合でも、高齢者の生活を支える事業やサービスを継続できるよう、対策を強化していくことも重要です。

これらを踏まえ、この計画では春日市の目指すまちの将来像(基本理念)を、「みんなで支え合い、高齢者やその家族が安心して自分らしく暮らせるまち」と定め、介護予防や健康づくり、地域での見守り、自立支援・重度化防止、相談体制の充実、認知症施策の推進、過不足のないサービス提供体制の確保、持続可能な制度の構築等に取り組んでいくこととしております。

全ての市民・関係者の皆様と行政が、この基本理念や目標を共有し、同じ方向に向かって取組みを進めることで、高齢者やその家族はもとより、全ての市民の皆様が住みよさを実感でき、これからも住み続けたいと心から思っていただける「まちづくり」につなげてまいりたいと思います。

引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年(令和3年)3月

春日市長 井上澄和

## 第1章 計画策定に当たって

### 1. 計画策定の背景、目的

我が国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は着実に進行していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築・深化に取り組んできました。

しかしながら 2025 年(令和 7 年)が近づく中、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となる 2040 年(令和 22 年)には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、世帯主が高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれる等、介護サービス需要がさらに増加し、多様化することが想定されます。

春日市においても、要介護(支援)認定者数の推計は、2040年(令和 22年)まで増加の一途をたどる状況となっており、今後の介護需要の傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤とサービスを十分に提供できる人的基盤を整備する必要があります。

また、人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、介護・高齢者福祉だけではなく、障がいのある人や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取組が求められています。

本計画は、これらの課題の解決に向けて、ニーズ調査や各種住民団体、支援者団体等からの意見も参考にしつつ、介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)、保険者機能の強化(地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)、地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応するための介護の提供体制の確保・障がい等他分野との連携強化)、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新等に重点を置き策定します。そして、2025年(令和7年)、さらにはその先の2040年(令和22年)を見据えた春日市の将来像と、その実現に向けた今後3年間での具体的な取組(施策)を明らかにし、共有することを目的とします。

### 2. 計画の法的位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく、高齢者の保健福祉の増進を図る計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画を 包含した計画と位置づけられることから、両計画を一体のものとして策定しました。

> 春日市高齢者福祉計画 2021 (高齢者福祉全般の総合的指針)

春日市第8期介護保険事業計画 (介護保険に関する施策と事業)

また、策定に当たっては、国の定める基本方針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画」や「福岡県保健医療計画(地域医療構想)」との調和を図るとともに、「第6次春日市総合計画」(計画期間:2021年度~2030年度/令和3年度~令和12年度)や春日市地域福祉計画をはじめとした、各種関連計画との調和の取れた計画にしました。

### 3. 計画の期間

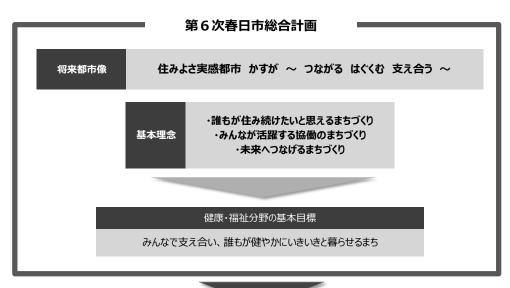
第8期計画は、2021年度から2023年度(令和3年度から令和5年度)までの3か年を計画期間としています。

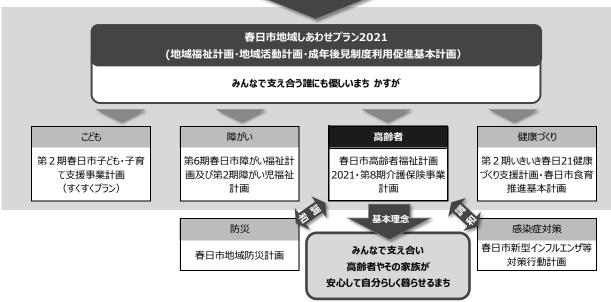
基本的には3か年における介護・福祉施策を中心に定めていますが、「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)と、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年(令和22年)を見据えた計画としています。

市の他の計画との関連性及び計画期間は、図表 1(P3)のとおりです。

#### 第1章 計画策定に当たって

#### 図表 1 計画の位置付けと計画年度





#### <各計画の計画年度>

|  | 計画名称                                    |  | 計画年度 |    |    |                   |               |    |               |      |
|--|---|--|------|----|----|-------------------|---------------|----|---------------|------|
|  |   |  | R1   | R2 | R3 | R4                | R5            | R6 | R7            |      |
| 第6次春日市                                 | 5総合計画                                   |  |      |    |    |                   | 1             |    |               | ≻R12 |
|  | あわせプラン2021<br>十画・地域活動計画・成年後見制度利用促進基本計画) |  |      |    |    |                   |               |    | $\Rightarrow$ |      |
| こども                                    | 第2期春日市子ども・子育て支援事業計画(すくすくブラン)            |  |      |    |    |                   |               |    |               |      |
| 高齢者                                    | 春日市高齢者福祉計画2021·第8期介護保険事業計画              |  |      |    |    |                   |               |    |               |      |
| 障がい                                    | 第6期春日市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画              |  |      |    |    |                   | $\Rightarrow$ |    |               |      |
| 健康づくり 第2期いきいき春日21健康づくり支援計画・春日市食育推進基本計画 |   |  |      |    |    | $\hat{\parallel}$ |               |    |               |      |
| 春日市地域防災計画(令和2年3月改訂)                    |   |  |      |    |    |                   |               |    | $\Rightarrow$ |      |
| 春日市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年3月策定)         |   |  |      |    |    |                   |               |    | $\Rightarrow$ |      |

### 第2章 春日市における高齢化の状況

今後3年間の計画の方向性を定めるに当たっては、春日市の高齢者人口や世帯数、要介護等認定者数の推移等、今後の高齢化の状況を見据えて計画を策定することが極めて重要です。

第2章では、計画の方向性に大きな影響を及ぼす高齢者数、世帯の状況、要介護等認定者数について、現状と推移を分析し、今後3年間と2025年度(令和7年度)及び2040年度(令和22年度)について、春日市の高齢化の状況を明らかにします。

### 1. 人口の推移と推計

#### (1) 第8期計画期間等における人口推計

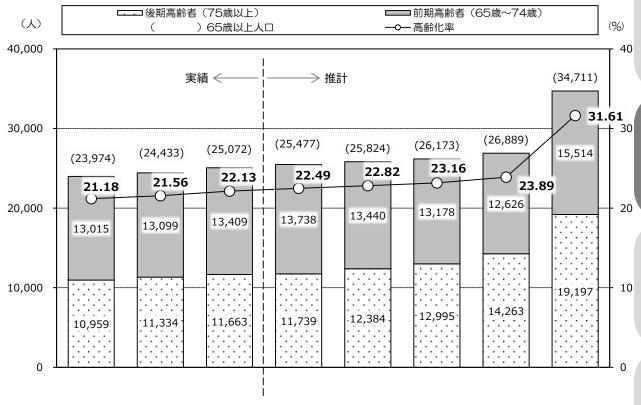
第8期計画期間(2021~2023年度/令和3~5年度)等の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基本としつつ、直近5年間の住民基本台帳人口(各年9月末現在)を基にコーホート変化率法を用いて推計しました。(図表2)(P5)

第8期計画期間中については、総人口がほぼ横ばいで推移する一方、高齢者数の増加とともに、高齢化が着実に進行していくことが見込まれます。

本市の特徴として、団塊の世代がすべて 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年度(令和 7 年度)に向けて、前期高齢者が減少していくのに対し、後期 高齢者は、それを上回るペースで増加するため、高齢者全体としては増加していきます。

また、団塊ジュニアが65歳以上の前期高齢者となる2040年度(令和22年度)に向けては、総人口のゆるやかな減少傾向が続く一方、高齢者数は増加し続け、特に後期高齢者数が大きく上昇することが見込まれます。

図表 2 第8期計画期間及び 2025・2040 年度における高齢者数の推計



| (人)   |         | 第 7 期   |         |         | 第 8 期   |         | 第 9 期   | 第 14 期  |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度    | 2018    | 2019    | 2020    | 2021    | 2022    | 2023    | 2025    | 2040    |
| 総人口   | 113,207 | 113,315 | 113,309 | 113,270 | 113,160 | 112,995 | 112,535 | 109,815 |
| 高齢者数  | 23,974  | 24,433  | 25,072  | 25,477  | 25,824  | 26,173  | 26,889  | 34,711  |
| 前期高齢者 | 13,015  | 13,099  | 13,409  | 13,738  | 13,440  | 13,178  | 12,626  | 15,514  |
| 後期高齢者 | 10,959  | 11,334  | 11,663  | 11,739  | 12,384  | 12,995  | 14,263  | 19,197  |
| 高齢化率  | 21.18%  | 21.56%  | 22.13%  | 22.49%  | 22.82%  | 23.16%  | 23.89%  | 31.61%  |

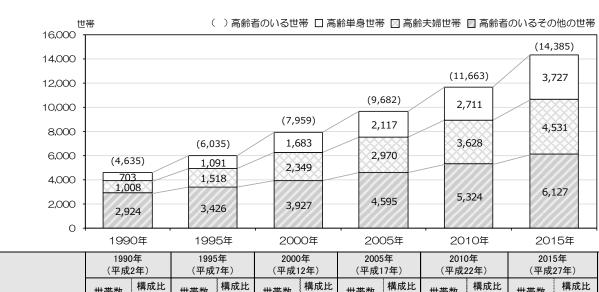
時点:各年度9月末

#### (2)世帯構造の推移

65 歳以上の高齢者のいる世帯について、1990 年から 2015 年までの長期 的な世帯数の推移を国勢調査でみると、高齢化の進行に伴い、高齢者のいる世 帯が増加している状況が見られます。

また、「高齢者のいる世帯」の中でも、高齢者のみにより構成される世帯(「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」)が増加している状況が見られます。

なお、2015 年の一般世帯数に占める割合はそれぞれ、「高齢単身世帯」が 8.6%、「高齢夫婦世帯」は10.4%となっています。(図表 3)



図表 3 高齢者のいる世帯の状況の推移

構成比 構成比 構成比 構成比 世帯数 世帯数 世帯数 世帯数 世帯数 世帯数 高齢者のいる世帯 4,635 15.8 6,035 17.3 7,959 20.5 9,682 24.6 11,663 28.4 14,385 33.0 高齢単身世帯 703 2.4 1,091 3.1 1,683 4.3 2,117 5.4 2,711 6.6 3,727 8.6 7.6 高齢夫婦世帯 1,008 3.4 1,518 4.3 2,349 6.1 2,970 3,628 8.8 4,531 10.4 高齢者のいるその他の世帯 2,924 10.0 3,426 9.8 3,927 10.1 4,595 11.7 5,324 13.0 6,127 14.1 -般世帯数 29,264 100 34,981 100 38,740 100 39,321 100 41,006 100 43,563 100

注1) 高齢単身世帯:65歳以上の一人暮らしの世帯

注2) 高齢夫婦世帯: 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

注3)構成比(%)は一般世帯数を100としたときの比率

資料)各年国勢調査

さらに、2020年(令和2年)3月末現在の高齢者のいる世帯の状況(住民基本台帳登録ベース)は、図表 4 のとおりであり、高齢者のみにより構成される世帯(「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」)の増加傾向が続いていることがわかります。

図表 4 高齢者のいる世帯の状況(2020年(令和2年)3月末現在)

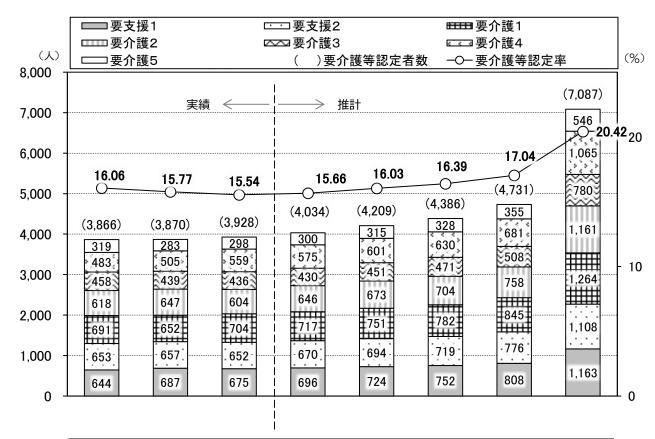
| 全世帯数   | 高齢者がいる世帯数 |         |       |        |  |  |  |
|--------|-----------|---------|-------|--------|--|--|--|
| 主色市奴   | 高齢単身(A)   | 高齢夫婦(B) | A・B以外 | 合計     |  |  |  |
| 44,537 | 4,339     | 4,313   | 8,101 | 16,753 |  |  |  |
| 構成比(%) | 9.7       | 9.7     | 18.2  | 37.6   |  |  |  |

### 2. 要介護等認定者数の推移と推計

第8期計画期間においては、高齢化の進行、特に後期高齢者数の増加に伴い、 第7期計画期間を上回るペースで要介護等認定者数が増加していくことが見込ま れます。

また、2025年度(令和7年度)・2040年度(令和22年度)までこの傾向は続き、後期高齢者数の増加に伴い、認定者数の大幅な増加が予想されます。(図表5)(P8)

図表 5 第8期計画期間及び2025・2040年度における要介護等認定者の推計



| (人)     |        | 第 7 期  |        |        | 第 8 期  |        | 第 9 期  | 第 14 期 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年度      | 2018   | 2019   | 2020   | 2021   | 2022   | 2023   | 2025   | 2040   |
| 要介護 5   | 319    | 283    | 298    | 300    | 315    | 328    | 355    | 546    |
| 要介護 4   | 483    | 505    | 559    | 575    | 601    | 630    | 681    | 1,065  |
| 要介護 3   | 458    | 439    | 436    | 430    | 451    | 471    | 508    | 780    |
| 要介護 2   | 618    | 647    | 604    | 646    | 673    | 704    | 758    | 1,161  |
| 要介護 1   | 691    | 652    | 704    | 717    | 751    | 782    | 845    | 1,264  |
| 要支援 2   | 653    | 657    | 652    | 670    | 694    | 719    | 776    | 1,108  |
| 要支援 1   | 644    | 687    | 675    | 696    | 724    | 752    | 808    | 1,163  |
| 合計      | 3,866  | 3,870  | 3,928  | 4,034  | 4,209  | 4,386  | 4,731  | 7,087  |
| 1号被保険者数 | 24,071 | 24,541 | 25,270 | 25,767 | 26,264 | 26,765 | 27,760 | 34,711 |
| 認定率     | 16.06% | 15.77% | 15.54% | 15.66% | 16.03% | 16.39% | 17.04% | 20.42% |

時点:各年度9月末

認定者数は1号被保険者のみ

認定率=1号認定者数/1号被保険者数

### 第3章 計画の方向性

第1章において記載したとおり、本計画の目的は、目指すまちの将来像の明確化とその実現のための具体的方針を定めることです。

そのため、「春日市に住む高齢者がどんな暮らしを望んでいるか」(ニーズ)や実態について、「(1)計画策定に係るアンケート調査」「(2)地域住民との意見交換」「(3)その他支援者との意見交換等」により把握しました。これに加え、支援者(地域住民や介護保険サービス事業者等)からは、実際に高齢者を支えるに当たっての課題等を把握しました。

### 1. 高齢者が望む暮らし(ニーズ)・実態等の把握

### (1) 計画策定に係るアンケート調査

#### ① 調査目的

春日市に居住する高齢者の生活状況、健康状態や福祉・介護に関する意識等を把握し、「第7期計画」において実施している施策の成果を確認するとともに、第8期計画において取り組むべき課題を抽出する。

### ② 調査対象

| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 春日市在住の 65 歳以上の高齢者<br>(要介護等認定者を除く)1,200 人     |
|------------------|--|
| 在宅介護実態調査         | 春日市在住の要介護等認定者のうち、<br>在宅での介護保険サービス利用者 1,000 人 |

#### ③ 回収状況

|                  | 調査母数     | 発送数     | 回収数   | 回収率   |
|------------------|----------|---------|-------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 21,366 人 | 1,200 件 | 764 件 | 63.7% |
| 在宅介護実態調査         | 2,585 人  | 1,000 件 | 564 件 | 56.4% |

#### ④ 集約した主なニーズ・実態

- 住み慣れた場所なのでできる限り自宅で暮らしたい。
- 介護が必要になったら家族に負担をかけたくないので施設で生活したい。
- 市の取組、サービスの情報を得る機会がない。
- 認知症の相談先や受診先が分からない。
- 介護予防に自分で取り組んでいる(取り組みたい)人が多い。
- 成年後見制度を利用したい(してほしい)人の割合が低い。

#### (2) 地域住民との意見交換

#### ① 実施目的

アンケート調査結果の報告、第7期計画期間の市の取組の進捗の説明等に関する意見交換を基本にして、アンケート調査だけでは把握できないニーズや地域の支援者としての課題意識や要望等を聞き取り、計画に反映させる。

#### ② 実施した内容

#### 自治会(自治会長会、各地区自治会訪問等)

- 計画策定に係るアンケート調査結果報告書について
- 第7期計画期間の市の取組について(基盤整備の進捗、東地域包括支援センター の新設等)
- 地域の高齢者支援活動の課題

#### 民生委員・児童委員(役員会)

- 計画策定に係るアンケート調査結果報告書について
- 東地域包括支援センターの新設
- 地域の高齢者支援活動の課題

#### 介護を考える家族の会「ひだまりの会」(役員会、定例会)

- 第7期計画期間の市の取組について(基盤整備の進捗、東地域包括支援センター の新設等)
- 家族から見た高齢者施策・介護保険事業の課題について

#### 職員出前講座(3回)

● 高齢者福祉制度の概要・春日市の将来について

#### ③ 集約した主なニーズ・実態

- 独居や高齢者世帯で、いざというときのことを考えると不安である。
- 介護保険のサービス(デイサービス等)を使い始めると、急に隣近所と疎遠になってしまう。
- 自分が生活する場所や生き方は自分で決めたい。
- 介護の経験を通じて、自分に介護が必要になったら家族に負担をかけたくないという 思いが強くなった。

#### ④ 支援者としての課題・要望等

- 地域として何をすべきか、役割を明確にしてほしい。
- 地域包括支援センターの役割がよく分からない(役割の周知と地域との連携強化をしてほしい)。
- 他の自治会の取組を知り、参考にしたい。
- 介護保険制度は複雑でわかりづらく、施設や相談先等、もっと情報がほしい。
- 地域活動においては、感染症の蔓延や担い手不足の中でこれまでどおりの事業を継続できるか不安。
- 計画ができたら関係者ごとにわかりやすく周知する工夫をしてほしい。

#### (3) その他支援者との意見交換等

#### ① 実施目的

高齢者を支援者(社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、医療機関等)から見て、高齢者の住み慣れた地域での生活を阻害している要因(地域課題)や、支援者と市又は支援者同士の連携に関する課題等を抽出し計画に反映する。

#### ② 実施した内容

#### 社会福祉協議会

- 第7期計画期間の市の取組について(基盤整備の進捗、東地域包括支援センター の新設、認知症施策等)
- 自治会等地域の高齢者福祉活動の課題

#### 市内介護事業者

- 事業所運営に当たっての課題や地域課題等に関する意見交換(地域密着型サービス事業所)
- 介護人材実態調査(事業所の人材の確保状況、課題・今後の方向性等を調査)

#### 介護支援専門員・医療機関ソーシャルワーカー

- 在宅医療・介護連携についての意見交換
- 高齢者の住まいに関する諸問題とその解決策についての意見交換

#### 居宅介護支援事業所及び障害福祉サービス相談支援事業所

● 成年後見制度利用に関するニーズ調査

#### ③ 集約した主なニーズ・実態

- 高齢者の住まいの確保には、「保証人がいない」「本人に合った施設を探したいが難 しい」等、様々な課題がある。
- 高齢の親と障がいがあり就労していない子どもの世帯等、複雑かつ複合的な課題を 抱えている家族が増えてきた印象がある。

#### ④ 支援者としての課題・要望等

- 介護人材の不足が深刻である。
- 介護事業所の離職で多い理由は「腰痛」である。
- 災害や感染症が発生した場合、サービス提供の継続に不安がある。
- 在宅生活に関する医療職・介護職間のさらなる知識の共有、目線合わせが必要。
- 地域共生社会の実現を見据え、家族が抱える複合的な課題を一体的に解決するためには、市の関係部署間の連携強化が必要。
- 成年後見制度利用に対する知識が不足している。

### 2. 市として応えるべきニーズの整理

アンケート調査や関係者との意見交換等を通じて、「高齢者のニーズ」(望む暮らし)や実態について様々な意見が得られました。ここでは、これらの意見を、「いつまでも自分らしく、自分が望む場所で暮らし続けたい」、「家族にできるだけ負担をかけることなく生活したい」という2つの「高齢者のニーズ」に集約しました(図表 6の上段)。

また、支援者においては、従来からの「人材確保」という課題に加え、「災害」「感染症」といった、支援の体制そのものを根底から脅かす新たな問題が生じています。 高齢者の望む暮らしを実現するためには、行政を含め、多くの支援者の持続的な 参画が不可欠であり、これら支援者の課題について、「支援者のニーズ」として集約 しました(図表 6 の下段)。

図表 6 市として応えるべきニーズ



高齢者

#### 高齢者のニーズ①

いつまでも自分らしく、自分が望む場所で 暮らし続けたい

#### 高齢者のニーズ②

家族にできるだけ負担をかけることなく生活したい

支援



支援者(サービス事業者、地域住民、関係機関等)

#### 支援者のニーズ

人材(担い手)の確保、災害・感染症対策

この上で、高齢者が望む暮らしの実現のために、市としてこれらのニーズに対し、 どのように取り組むかを整理する必要があります。

したがって、ニーズごとの現状・背景と課題について、次のとおり整理します。



#### 高齢者のニーズ ①

いつまでも自分らしく、自分が望む場所で 暮らし続けたい

#### 【現状・背景】

- ニーズ調査では、介護が必要になっても、「在宅」で暮らしたいと回答した人が、約6割でした。また、「在宅」と答えた人の約7割が、その理由を「住み慣れた場所だから」と答えており、多くの高齢者が住み慣れた在宅での暮らしを希望しています。
- 住み慣れた場所で望む暮らしを続けていくためには、認知・身体機能の低下を予防するために、早くから自分に合った介護予防に取り組むことが効果的です。ニーズ調査では、何らかの介護予防の取組を行っていると答えた人が約6割でした。一方、「元気なので介護予防の必要性を感じない」と答えた人は約25%であり、一定の無関心層がいる状況です。
- 高齢者のみの世帯(「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」)は、年々増加(図表 3、図表 4)しており、親族による助け合い機能の低下が懸念されます。また、世帯の抱える課題が複雑化・複合化してきており、既存の公的サービスだけでは支えていくことが難しい状況にあります。
- 要介護高齢者等の半数以上の人に認知症の症状が認められており、増加傾向にあります。本市の認知症高齢者の中長期的推計でも、2019 年度末(令和元年度末)は2,197人であるのに対し、2025年度末(令和7年度末)は2,625人となることが見込まれています。しかし、成年後見制度等の権利擁護に関する制度や認知症の相談窓口の認知度は低い現状です。

#### 【課題】

- 住み慣れた場所で望む暮らしを続けるためには、まだ介護が必要でない早い段階から、自分に合った介護予防への取組が重要です。とりわけまだ介護予防に取り組んでいない人や無関心層の取り込みを意識した事業展開が求められます。また、介護が必要になっても、住み慣れた場所で望む暮らしができるよう、「在宅」「施設」の両面でサービスの提供体制を確保する必要があります。
- 高齢者のみの世帯が増加し、親族による助け合いの機能の低下や、世帯の課題の複雑化・複合化が進む中、迅速かつ専門的に相談対応できる体制の拡充が必要です。また、公的サービス以外の様々なサービスや社会資源の組み合わせ、身近な地域とのつながりを活かすことで、重層的かつ幅広い分野の支援体制を構築していくことが、ますます求められています。
- 認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「共生」と「予防」を柱とした取組が求められています。成年後見制度等の権利擁護のための制度が、必要とする人に適切に利用されるよう、制度の周知、相談体制の整備、関係機関との連携の強化を進めていく必要があります。



#### 高齢者のニーズ ②

家族にできるだけ負担をかけることなく 生活したい

#### 【現状・背景】

- ニーズ調査では、介護が必要になったときに、「施設」で暮らしたいと答えた人の約7 割が「家族はいるが、家族の負担が重いから」と答えています。
- 在宅介護実態調査では、主たる介護者の 34.4%が 70 歳以上、11.8%が 80 歳以上という結果が出ており、主介護者が高齢化している実態がうかがえました。
- また、主介護者の35.4%が就労し、その約6割が介護のために労働時間の調整等をしていることが明らかになっています。さらに、就労している主介護者の13.2%が、「(就労を)続けていくのは、やや(かなり)難しい」と答えており、仕事と介護の両立について課題を抱えています。
- 介護・医療、生活の困りごと等の総合相談窓口である「地域包括支援センター」について、ニーズ調査では、「利用したことがない」と答えた人が 75.5%、「知らない」と答えた人が 16.8%に及んでいます。

#### 【課題】

- 在宅での介護者の負担を軽減し、在宅生活の限界点を高めるためには、適切な時期での介護サービスの利用や、地域密着型サービスにおける柔軟なサービス利用が有効です。このため、介護等の相談窓口や介護サービスの内容等についての周知と相談体制の強化が重要です。
- 介護が必要になったときに、高齢者の希望等に応じて、「在宅」と「施設」が選択できるよう、サービスの提供体制を確保していく必要があります。第7期計画期間中は、「在宅」「施設」の両面で、新たなサービス基盤を整備しており、これらの介護保険サービス事業所等の適切な運営を支援していく必要があります。



### 支援者のニーズ

人材(担い手)の確保、災害・感染症対策

#### 【現状・背景】

- 介護の仕事は、介護を必要とする高齢者とその家族を支える社会に不可欠な仕事でありながら、多くの介護保険サービス事業所の人材不足は深刻な状況であり、2040年(令和22年)に向けて、現役世代の減少が加速するため、人材不足がさらに進行する可能性があります。
- 在宅での高齢者等の生活は、公的なサービスだけでなく、地域住民主体の活動(見守り活動、通いの場、生活支援等)にも支えられています。その中心的役割を果たす地区自治会との意見交換では、世代交代等で、活動の担い手の確保が課題という意見が聞かれました。
- 近年は、全国各地で豪雨・台風による甚大な被害が発生しています。災害発生時においても、要介護高齢者等の生活を維持していくため、利用者・スタッフの安全を確保しつつ、介護サービスの提供を継続していく必要があります。
- 2020年(令和2年)3月から新型コロナウイルス感染症が急拡大しました。介護サービスは、高齢者の生活に不可欠であるため、感染が発生した場合でもサービス提供を中断することはできません。このため、感染対策とサービスの維持の両立に苦心する事業所が多く見られました。
- 同様に、一般介護予防事業等の市の事業、要介護等認定等の行政の手続、地域の 高齢者支援活動等についても、感染対策と事業の継続の両立が求められています。

#### 【課題】

- 介護分野における人材不足の解消に向け、「確保」と「定着」の2つの視点を基本に、 国や福岡県の既存事業との住み分けに留意しながら、介護サービス事業所にとってより身近な存在である市としての取組を展開していく必要があります。また、地域の高齢者支援活動の担い手確保に向け、活動の意義の普及啓発等の支援を継続していく必要があります。
- 災害・感染症は、一度発生すると、生命・健康が脅かされるだけでなく、要介護高齢者等の生活の維持に不可欠な介護サービスの提供や、各種事業・制度の運用に深刻な支障を生じさせます。災害・感染症が発生しても、高齢者への支援が可能な限り滞ることがないよう、各種事業・制度の運用において事前の備えの強化と手法の工夫が求められています。このため、介護サービス事業者にはさらなる対策の推進を促すとともに、市として対策を支援する必要があります。

## 第4章 基本理念と基本目標の設定

第3章では、春日市に住む高齢者のニーズと課題を整理しました。第4章ではこれを踏まえ、春日市が目指すまちの将来像と、その実現のための基本目標を設定します。

### 1. 目指すまちの将来像(基本理念)の設定

計画において目指すまちの将来像は、まず高齢者のニーズに応えたものとして、「いつまでも自分らしく、介護が必要になっても家族にできるだけ負担をかけることなく、自分が望む場所で暮らし続けることができるまち」である必要があります。

そして、このような「まち」にするためには、高齢者自身はもとより、地域住民、各関係団体等、行政がそれぞれの役割を果たし、補完し合いながら、市全体で取り組む必要があります。

これらのことを踏まえ、上位計画である「第6次総合計画」や「春日市地域しあわせプラン 2021」との整合性を図りながら、本計画においては次のとおり目指すべきまちの将来像を設定します。

#### 春日市高齢者福祉計画 2021 • 第8期介護保険事業計画基本理念

## みんなで支え合い 高齢者やその家族が 安心して自分らしく暮らせるまち



#### 【第7期計画基本理念】

高齢者本人や家族の地域からの孤立を防ぎ、

健康づくりや住み慣れた地域での生活を市全体で支え合うまち

第8期の基本理念は、第7期計画の基本理念と同じ方向性のものであり、第7期計画期間までの取組を引き継ぎながら、深めていくものとします。

支援者のニーズである「人材(担い手)の確保、災害・感染症対策」は、基本理念の達成に向けた様々な取組において発生する阻害要因を取り除こうとするものです。このため、目指すまちの将来像である基本理念には、文言としては組み込みませんが、それぞれの取組の中でニーズに応じた方策を定めていくこととします。

### 2. 基本目標の設定

基本理念を達成するためには、介護予防・健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進、持続可能な制度の構築・介護現場の革新等を念頭に、2025年(令和7年)とその先の2040年(令和22年)を展望しながら、住民のニーズに対し、市としてどう取り組むかといった目標(基本目標)を具体的に定めることが必要です。

そこで、介護予防、社会参加、自立支援・重度化防止等の取組を中心とする「自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり」、相談体制の充実、地域の見守り・ネットワーク、認知症予防・共生等の取組を中心とする「高齢者、家族が安心して暮らせるよう多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくり」、介護保険サービスや福祉サービス等の取組を中心とする「介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり」の3つの体制づくりを基本目標とし、取組を推進します。(図表 7)

図表 7 基本理念と基本目標のイメージ図

#### 基本理念

#### みんなで支え合い 高齢者やその家族が安心して自分らしく暮らせるまち

本目標1

### 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

介護予防、社会参加、自立支援•重度化防止

基本目標2

高齢者、家族が安心して暮らせるよう 多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくり

相談体制の充実、地域の見守り・ネットワーク、認知症予防・共生

基本目標3

介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり

介護保険サービス、福祉サービス

基本目標 1 自分らしく生き生きとした暮らしを継続 できる体制づくり

介護予防

社会参加

自立支援・重度化防止

住み慣れた地域で望む暮らしを選択できるようにするためには、早くから自分に合った介護予防に取り組むことが重要です。身近な場所で介護予防ができる体制づくり、介護予防のきっかけづくりや地域の取組の継続支援を行います。

また、高齢者等で意欲のある人が、社会で役割を持って活躍できるよう、介護予防ボランティア等、多様な社会参加ができる環境整備を進めます。

さらに、要支援者等にリハビリ専門職等が早期に関わる自立支援型地域ケア会議等を活用し、個々に応じた自立支援・重度化防止に取り組みます。

### 

高齢者、家族が安心して暮らせるよう多様化・複合 化するニーズに対応できる体制づくり

多様な生活課題を抱える高齢者が、住み慣れた地域や自宅で安心して生活していくことができるよう、「地域共生社会」の実現を見据えながら、相談体制の強化を図るとともに、課題解決に向けて関係機関が一体的に協力支援できる体制の基盤の構築を目指します。

また、地域の見守り体制の充実を図りつつ、地域における様々なニーズに取り組むための仕組みの推進と地域のサービス資源の把握・開発を進めます。

また、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症に関する 正しい知識や相談窓口の普及、専門職による早期の支援体制の充 実や、成年後見制度等の権利擁護のための制度について適切な利 用につながるよう支援等に取り組みます。

相談体制の充実

地域の見守り・ネットワーク

認知症予防・共生

介護保険サービス

福祉サービス

#### 基本目標 3 介護保険等公的サービスの充実と適切な 利用体制づくり

高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)の介護需要、保険料水準等を推計し、中長期的な視点で、必要なサービス提供体制を確保していきます。

また、介護給付の効率化・給付適正化の取組、市内介護事業者に 対する適切な支援等を通して、介護保険制度の安定的な運営を行います。

また、介護保険制度の分かりやすい広報、介護サービスの適切な利用の推進に取り組むとともに、在宅生活の継続等につながる介護保険給付外サービスの充実に努めます。

## 第5章 施策の展開

図表 8 計画施策体系図

| 【基本目標】                               | 【取組み方針】                               | 【施策展開の方向性】                            |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                                      |                                       | ① 市の一般介護予防事業の継続実施と充実                  |
|                                      | 介護予防につながる環境(基盤)づく                     | ② 介護予防の取組みを支える担い手の養成と活動支援             |
| 基 自分らしく生き生                           |                                       | ③ 社会情勢の変化に順応する取組みの推進                  |
| 本 目がらしく至さます。<br>きとした暮らしを<br>継続できる体制づ | □ 自分に合った介護予防をできる体制づ                   | ① 地域等での介護予防に関する取組みの支援                 |
| 標 くり                                 | <ul><li>② くり</li></ul>                | ② 高齢者の活動の場に対する支援                      |
|                                      | 要支援者等の自立支援・重度化防止へ                     | ① 多職種による支援体制の推進                       |
|                                      | ③ の取組み体制の強化                           | ② 自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及             |
|                                      |                                       | ① 地域包括支援センターの増設                       |
|                                      | ③ 多種多様なニーズに向けた相談体制の                   | ② 関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築              |
|                                      |                                       | ③ 介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化               |
|                                      |                                       | ① 地域の見守り体制の推進                         |
| 高齢者、家族が安 心して暮らせるよ                    | ② 地域ニーズに取り組むための                       | ② 生活支援コーディネーターの状況に応じた活動推進と 「協議体」の展開   |
| 本 う多様化・複合化 するニーズに対応                  | 一  仕組みづくりの推進                          | ③ 地域におけるサービス資源の把握・開発                  |
| 標ってきる体制づくり                           |                                       | ④ 在宅医療と介護の円滑な提供に向けた体制構築               |
|                                      |                                       | ① 認知症に関する情報の普及啓発の強化                   |
|                                      | 認知症高齢者とその家族が住み慣れた ③ 地域で自分らしく暮らし続けられる支 | ② 早期発見、早期受診、早期対応に向けた専門職による<br>支援体制の充実 |
|                                      | 援体制の構築                                | ③ 認知症バリアフリー等の推進                       |
|                                      |                                       | ④ 権利擁護の理解の推進と地域連携ネットワークの構築            |
|                                      | ① 2040年度(令和22年度)を見据えたサー<br>ビス提供体制の確保  | ① 介護保険サービスの適切な提供体制の確保                 |
|                                      |                                       | ① 介護保険制度やサービス内容等の周知                   |
|                                      |                                       | ② 公正な要介護等認定の取組み                       |
|                                      | ② 介護サービスの適切な利用の推進                     | ③ 介護給付の適正化・効率化の推進                     |
|                                      |                                       | ④ 介護保険料及び介護サービス費用の公正な負担の確保            |
|                                      |                                       | ⑤ 保険者と地域包括支援センターの機能等の強化               |
|                                      |                                       | ① 合同面談会の手法等の見直し                       |
| 基<br>介護保険等公的<br>サービスの充実と             |                                       | ② 介護人材のすそ野拡大                          |
| 目 適切な利用体制づ 人                         | ③ 介護人材確保・定着のための支援                     | ③ 介護職の魅力発信                            |
| 3 \ 9                                |                                       | ④ 介護現場の生産性の向上に係る取組み支援                 |
|                                      |                                       | ⑤ 職場定着の取組み支援                          |
|                                      |                                       | ① 集団指導・実地指導の継続的な実施                    |
|                                      |                                       | ② 事業所の災害・感染症対策の支援                     |
|                                      |                                       | ③ 居宅介護支援事業者に対する支援の推進                  |
|                                      |                                       | ④ 事業所の地域活動の支援                         |
|                                      | 「5 在宅生活の継続等につながる介護保険」                 | ① 介護予防・生活支援サービス事業の効果的な実施              |
|                                      | ──給付外サービスの推進                          | ② 高齢者福祉サービスの効果的な活用・推進                 |

### 基本目標1 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

住み慣れた地域で望む暮らしを選択できるようにするためには、早くから認知機能や身体機能の低下を予防する等の介護予防に取り組み、自分に合った、健康維持のための「自助」の取組が基本となります。

市では、身近な場所で介護予防ができる体制づくりを進め、併せて地域等での 取組や介護予防に関する情報を広く普及し、介護予防に向けたきっかけづくりや取 組の継続支援を行います。

また、高齢者をはじめとした意欲のある人たちが、社会で役割を持って活躍できるよう、介護予防に関するボランティアや高齢者の活動の場への支援を行い、多様な社会参加ができる環境整備を進めます。

そのほかに、要支援者等に対しては、リハビリ専門職等が早期に関わる自立支援型地域ケア会議等を活用し、個々に応じた自立支援・重度化防止に取り組みます。

基本目標1

#### 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

介護予防、社会参加、自立支援・重度化防止

| 取組方針① 介護予防につながる環境(基盤)づくり |                           |  |  |
|--------------------------|---------------------------|--|--|
| 取組方針②                    | 自分に合った介護予防をできる体制づくり       |  |  |
| 取組方針③                    | 要支援者等の自立支援・重度化防止への取組体制の強化 |  |  |

取組方針①

#### 介護予防につながる環境(基盤)づくり

### 【現状・背景】

第 7 期計画期間中には、新たにフレイル(虚弱)に関する取組に着手し、市報での大記事掲載やチラシ等での普及啓発、各専門職講師によるフレイル予防教室を実施する等、要介護状態になる前(フレイル)からの総合的な介護予防の取組を推進しました。

また、総合スポーツセンターにおける高齢者運動教室は、利用者からのニーズを踏まえ、1教室増設し、元気なうちからの早期の運動習慣の定着を図りました。

さらに、介護予防ボランティアポイント制度は、活用する自治会及び還元方法の拡大を行い、地域における介護予防の取組や支え合い体制づくりを推進しました。

これらの介護予防事業については、市報等で定期的に広報を行っていますが、 事業計画策定に係るアンケート調査では、介護予防や健康づくりに関心を持ちな がら、活動につながっていない人や、無関心である人が一定数見られています。

このことから、これらの人々のニーズに合った介護予防へつながるよう、教室等の参加型の事業の充実と、担い手としての活動の場の提供や支援を行う等、高齢者の関心等に応じた事業の実施や情報発信を行っていく必要があります。加えて、より効果的に健康寿命を延伸するためにも、疾病予防及び早期治療・重症化予防に向けた健康診査や保健指導等の保健事業と介護予防の取組の両輪をバランスよく展開していくことが求められています。

一方、第7期計画期間中は、大雨等の災害や感染症の流行等により、事業の中止や縮小等の措置を取らざるを得ない状況が発生しました。急遽電話等による個別支援や、広く住民へ介護予防の情報を発信する等、別の方法で介護予防の取組の継続を支援しました。

今後も、様々な状況を想定し、事業の中止や縮小期間中においても継続支援が行えるよう、平時から様々なツールや手法を研究及び準備する必要があります。

#### 【課題】

#### ① 新規参加者の促進

市においては、様々な介護予防事業に取り組み、高齢者の継続的な事業参加と自立支援につながっていますが、今までに市の介護予防事業に参加したことのない人の参加促進については社会背景及びニーズに応じた更なる工夫が必要です。

#### ② 介護予防の取組を支える担い手の支援

市の事業や地域での介護予防の取組は、ボランティアによる支援により成り立っており、安定的な運営のためには、既存のボランティアの活動支援や、新たな担い手(ボランティア)の発掘及び養成が必要です。

#### ③ 市の一般介護予防事業の認知度の向上

アンケート結果から、市の介護予防事業の認知度が十分とは言えず、事業の内容やその魅力が広く浸透していない状況が見られました。

このことから、今後も新規参加者や関心がない人へのきっかけづくりや事業 の浸透が必要であると考えられます。

#### ④ 社会情勢の変化

近年、災害や感染症の流行等、生活基盤そのものが大きく変化するような突発的な有事が起こり、それが長期化する事象も発生しています。

そのような社会情勢の変化においても、高齢者の健康及び介護予防の取組を継続的に支援していく必要があります。

#### 【施策展開の方向性】

#### ① 市の一般介護予防事業の継続実施と充実

現在の介護予防事業を継続実施し、介護予防に取り組むための場所の確保を行いつつ、新規又は無関心層を取り込むための魅力的な講座等の企画・開催を実施します。

また、今後国において示されるアウトカム指標やプロセス指標を組み合わせた評価に基づき、PDCAサイクルに沿った取組の方策を研究し、推進します。

併せて、後期高齢者医療広域連合等と連携した高齢者の保健事業との一体的な実施や、他事業との連携と専門職の関与等を推進し、介護予防事業のさらなる充実を図ります。

#### ② 介護予防の取組を支える担い手の養成と活動支援

市の介護予防事業や地域における介護予防の取組を支える担い手(ボランティア)を引き続き養成します。また、ポイントの付与等を通した活動支援や定期的なボランティアへの研修等をすることで、介護予防の取組の継続や安定的な運営を図り、互助による支え合い体制の構築や、ボランティア自身の社会参加を促進します。

#### ③ 社会情勢の変化に順応する取組の推進

災害や感染症の流行等の発生により、通常の事業が実施できない場合においても、事業参加者に対する訪問や電話等の個別対応とともに、広く住民に対しウェブ等を活用した動画やチラシの提供等を行うことにより、介護予防の取組を継続できるよう支援します。

また、その他社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、様々なツールや手法等の最新情報を収集及び研究し、必要に応じ、準備又は推進します。

## 【事業展開】

### 1) 介護予防普及啓発の推進

| ①健康運動トレーニング事業(いきいきルーム等) |   |  |  |  |
|-------------------------|---|--|--|--|
|                         | いきいきプラザ3階に設置されているいきいきルーム等において、個人の体力に応じた運動トレーニングを実施します。  |  |  |  |
|                         | 【トレーニングルーム】対象:40歳以上   |  |  |  |
| 事業内容                    | 主に高齢者のためのトレーニング施設です。エアロバイク等の運動機器による<br>運動、運動指導士による個別指導、短時間の少人数レッスン等、個々の心身<br>状況や興味関心に合わせた運動が可能です。   |  |  |  |
|                         | 【集団運動教室】対象:60 歳以上   |  |  |  |
|                         | 体力別に設定した運動教室です。より多くの高齢者を介護予防に取り込むため、男性限定教室や部位別の運動内容にする等、適宜工夫を行いながら実施しています。  |  |  |  |
|                         | ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年(令和2年)3月から事業を   |  |  |  |
|                         | 中止。同年6月から感染状況に応じ順次再開  |  |  |  |
|                         |   |  |  |  |
|                         | 【トレーニングルーム】   |  |  |  |
|                         | 2020年(令和2年)6月に感染対策として人数制限及び予約制導入  |  |  |  |
|                         | 年度 延べ人数(集団運動教室を除く)<br>2018(H30) 18,839 人  |  |  |  |
|                         | 2019(R1) 16,415 人   |  |  |  |
| 実施状況等<br>               | 2020(R2) 2,395 人(10 月末現在)   |  |  |  |
|                         | 【集団運動教室】  |  |  |  |
|                         | 2020年(令和2年)7月から人数制限し再開  |  |  |  |
|                         | 年度 教室数 実施回数 延べ人数  |  |  |  |
|                         | 2018(H30) 6 教室 271 回 7,755 人  |  |  |  |
|                         | 2019(R1)     6 教室     250 回     7,711 人       2020(R2)     6 教室     93 回     2,127 人 (10 月末現在)  |  |  |  |
|                         | 2020(K2) 0 教皇 93 回 2,127 八(10 万 木 5 任)  |  |  |  |
|                         | 【共诵】  |  |  |  |
|                         | 施設内でのトレーニング継続の支援を行いながら、どのような社会情勢下においても個人、地域等での取組を継続できるよう、自宅でも実施できる様々なメニューやツール等を用意し、個人に応じた提供や、広く市民へ普及啓発を行います。<br>また、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実体な機能します。 |  |  |  |
| 今後の方向性                  | な実施を推進します。  |  |  |  |
|                         | 【トレーニングルーム】   |  |  |  |
|                         | 引き続き、個別指導や少人数レッスンを通して高齢者の運動継続を支援しながら、高齢者の心身状況の変化に合わせ、他事業への移行・紹介及びその調整を行う等、柔軟に対応していきます。  |  |  |  |
|                         | 【集団運動教室】  |  |  |  |
|                         | より多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう、時代の流れに合わせ、教室名や内容等を工夫しながら実施します。  |  |  |  |

#### ②介護予防教室(運動)

#### 【高齢者運動教室(総合スポーツセンター)】

#### 事業内容

元気な高齢者向けの運動教室です。総合スポーツセンターでは、運動強度の高い内容で実施しています。

#### 【転ばん塾・おたっしゃ塾】

体力が低下傾向にある高齢者を対象とした運動教室です。専門職のスタッフの他、介護予防のボランティアに協力してもらいながら運営しています。

なお、身体状況等により、自力での通所が困難と市が認めた場合は、送迎の利用もできます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年(令和2年)3月から中止、同年6月から感染状況に応じ順次再開

#### 【高齢者運動教室(総合スポーツセンター)】

#### 実施状況等

| 年度        | 教室数  | 実施回数  | 延べ人数           |
|-----------|------|-------|----------------|
| 2018(H30) | 2 教室 | 80 回  | 2,335 人        |
| 2019(R1)  | 3 教室 | 114 回 | 3,058 人        |
| 2020(R2)  | 3 教室 | 41 回  | 1,190人(10月末現在) |

#### 【転ばん塾・おたっしゃ塾(いきいきプラザ)】

| 年度        | 教室数  | 実施回数 | 延べ人数         |
|-----------|------|------|--------------|
| 2018(H30) | 2 教室 | 93 回 | 1,217 人      |
| 2019(R1)  | 2 教室 | 85 回 | 960 人        |
| 2020(R2)  | 2 教室 | 42 回 | 269人(10月末現在) |

#### 【高齢者運動教室(総合スポーツセンター)】

元気な高齢者の運動機能の維持及び向上を目的に、運動強度をやや高めに設定し、参加者の状況に応じて、運動内容等を工夫します。

また、高齢者運動教室から総合スポーツセンターの利用につなげる等、運動を継続していくための支援を行います。

#### 【転ばん塾・おたっしゃ塾】

#### 今後の方向性

要介護状態等となる時期をできるだけ先に延ばすことを目的に、定期的にリハビリ専門職による評価を行い、介護予防事業地域ケア会議(P36 参照)との連携を図りながら実施します。

また、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実施を推進します。

さらに、対象者が低体力であり、社会情勢の変化が生じた場合には特に大きな影響を受けることが想定されることから、必要に応じ、電話や訪問等の個別フォローを実施します。

#### ③介護予防教室(認知症予防)

#### 【認知症予防教室】

#### 事業内容

レクリエーションや軽体操、計算問題・複合動作・回想法等を用いた脳トレーニング等を行う教室です。連続コースでは、認知症サポーター養成講座も同時に開催し、認知症の知識を深めながら、自身の認知症の予防を目指します。

#### 【音楽療育教室(リズムで介護予防)】

回想法を取り入れた合唱や合奏、リズム体操、口腔体操等、「介護予防音楽療育講師」の有資格者による音楽療法を用いた教室です。

※2020年度(令和2年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施日延期

#### 【認知症予防教室】

### 実施状況等

| 年度        | 実施回数 | 延べ人数       |
|-----------|------|------------|
| 2018(H30) | 12 回 | 289 人      |
| 2019(R1)  | 7 回  | 218 人      |
| 2020(R2)  | 0 回  | 0人(10月末現在) |

#### 【音楽療育教室(リズムで介護予防)】

| 年度        | 実施回数 | 延べ人数        |
|-----------|------|-------------|
| 2018(H30) | 8 回  | 375 人       |
| 2019(R1)  | 8 回  | 305 人       |
| 2020(R2)  | 2 回  | 30人(10月末現在) |

#### 【認知症予防教室】

#### 今後の方向性

認知症予防に関しては、現在の事業を継続実施しながら、様々な手法を試行、検討し推進します。

#### 【音楽療育教室(リズムで介護予防)】

運動に苦手意識のある、又は一般的な介護予防教室に興味を持たない高齢者向けの施策の1つとして、引き続き実施します。

#### ④介護予防教室(フレイル予防)

健康と要介護状態の間の状態である「フレイル(虚弱)」について、各専門職による講義及び実技を通じ正しく理解することにより、自らの心身状態に気づき、フレイル予防に早期に取り組むことを目的とした教室です。

#### 事業内容

#### 【講師】

作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等

#### 【内容】

フレイル概念、フレイルチェック、運動 (ロコモティブシンドローム、サルコペニア含む)、口腔 (オーラルフレイル)、栄養

#### 2019年度(令和元年度)から開始

#### 実施状況等

| 年度       | 実施回数 | 延べ人数          |
|----------|------|---------------|
| 2019(R1) | 4 回  | 107 人         |
| 2020(R2) | 4 回  | 53 人(10 月末現在) |

介護予防に関する総合的な教室として、引き続き事業を継続実施しながら、より 効果的な事業内容や評価方法等を試行、検討します。

#### 今後の方向性

また、高齢者の保健事業との一体的な実施として、フレイルチェック結果の共有、健診の受診勧奨や健診データの利活用、医療専門職の関与、他事業との連携等を進めます。

写真 1 2020年度(令和2年度)フレイル予防教室の風景



#### 2) 介護予防の取組を支える担い手の養成と活動支援

#### ①介護予防ボランティアの養成・活動支援 いきいきプラザや地域で活動する「運動ボランティア」、主に老人福祉センターナ 事業内容 ギの木苑で活動する「はつらつボランティア」等、ボランティア活動に関する人材を 養成し、活動の支援を行います。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年(令和2年)3月から活動中 止。同年6月から感染状況に応じ順次再開 ※2020 年度(令和 2 年度)は新規養成講座なし、既存ボランティアの活動継続を 支援するためのフォローアップ講座のみ実施 【運動ボランティア】 年度 登録人数 延べ人数 実人数 48 人 61 人 1,668 人 2018(H30) 実施状況等 67 人 1,386 人 46 人 2019(R1) 62 人 218人(10月末現在) 44 人 2020(R2) 【はつらつボランティア】 年度 実人数 登録人数 延べ人数 19 人 54 人 637 人 2018(H30) 613 人 25 人 64 人 2019(R1) 57 人 22 人 225人(10月末現在) 2020(R2) ボランティア本人の得意分野や活動する場所に応じた介護予防ボランティア活

ボランティアの意欲維持に努めます。

今後の方向性

動を行う人材を引き続き養成し、活動の機会の確保と活動の支援を行います。

また、感染状況等に応じ、適宜活動内容の変更等を行い、活動継続の支援と

#### ②介護予防ボランティアポイント制度

介護予防に関するボランティア活動に対しポイントを付与し、貯めたポイントを施 設利用券へ交換できる制度です。また、個人の余剰ポイントは地区で合算し、地 区へ還元します。

#### 【対象者】

40歳以上の介護予防ボランティア

#### 【ポイント設定】

#### 事業内容

1事業当たり概ね1時間以上の活動1回につき1ポイント(1日上限2ポイン トまで)

#### 【ポイント交換】

5 ポイントごとに施設利用券 500 円分を交付 1人当たり年間上限 5,000 円分まで

#### 【施設利用券の対象施設】

総合スポーツセンター(トレーニング室・フィットネス・温水プールのみ)、いきい きルーム、ナギの木苑

#### 【地区への還元(令和元年度活動分から開始)】

個人の余剰ポイントを地区で合算し、地区へ施設利用券を交付

- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2020年(令和2年)3月から活動 中止。同年6月から感染状況に応じ順次再開
- ※2020年度(令和2年度):年度途中につき実績不明

#### 【ポイント実績、活用自治会数】

#### 実施状況等

| 年度        | 実人数   | ポイント数      | 活用自治会数 |
|-----------|-------|------------|--------|
| 2018(H30) | 498 人 | 9,280 ポイント | 31 地区  |
| 2019(R1)  | 526 人 | 8,918 ポイント | 32 地区  |

#### 【施設利用券の利用実績】

| 年度        | 交付枚数     | 利用枚数    | 利用率   |
|-----------|----------|---------|-------|
| 2018(H30) | 5,520 枚  | 3,047 枚 | 55.2% |
| 2019(R1)  | 15,810 枚 | 7,908 枚 | 50.0% |

介護予防の取組を支える担い手への支援策の1つとして引き続き実施し、介護 **今後の方向性** 予防に取り組みたいと思えるきっかけづくりや元気な高齢者の活躍の場づくり、地 域の支え合い体制を推進します。

#### 取組方針②

#### 自分に合った介護予防をできる体制づくり

#### 【現状・背景】

第7期計画期間中には、地域における介護予防の取組を強化するため、地区公民館等にリハビリ専門職(理学療法士、運動指導士等)を定期的に派遣する地域リハビリテーション活動支援事業を行い、地域での介護予防活動の推進を図りました。この複数回の専門職を講師として実施する事業とともに、その後の運動や認知症予防等を継続できるよう、講師から簡単なプログラムを提案してもらうことで、介護予防への取組の定着を図りました。

また、高齢者の地域での活動の場(地区公民館等)、シニアクラブの活動に対する支援を行いました。

さらに、任意団体等を含む地域の社会資源をまとめた「介護予防・生活支援 ガイドブック」を作成し、高齢者等の需要に応じたサービスを受けることができる 体制づくりを図りました。

これらの取組により、住民が介護予防に関心を持った場合に参加可能な場所 については一定確保及び情報提供ができている状況です。

高齢化の進展とともに、高齢者の価値観が多様化する中で、基本目標である「自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり」を実現するためには、地域に点在する多様な介護予防・社会参加の場から、自分に合った身近な活動の場を選択することができる環境づくりが必要です。

そのため、市の介護予防拠点での活動の継続実施や、地域での活動の場への継続的な支援とともに、地域における交流、活動の場の拡大のための支援を行い、高齢者の生活に応じた身近な場所で、介護予防・社会参加ができる環境づくりを推進します。

### 【課題】

#### ①介護予防活動の継続的な取組のための支援

災害や感染症の拡大等の環境的要因等により、今までの介護予防の取組支援の方法では、施策の推進が困難な状況に対して、あらゆる状況を想定した施 策展開が求められています。

また、これまでの地域での活動が継続され、充実するよう適切な支援の在り 方も引き続き検討していく必要があります。

#### ②介護予防拠点への参加困難者への対応

参加希望者の身体状況等の個々の事情により、市の介護予防事業への参加が困難との意見が一定数見られます。

このため、地区公民館等における活動やシニアクラブの活動等、身近で参加 しやすい事業の周知を行う必要があります。

#### 【施策展開の方向性】

#### ①地域等での介護予防に関する取組の支援

地域への「情報共有に係る支援」(「介護予防・生活支援ガイドブック」の作成等)、「人的支援」(地域で活動するボランティアの養成・派遣、リハビリ専門職等の講師派遣、介護予防ボランティアポイント制度の普及等)を通して、地域での介護予防・社会参加に関する取組を引き続き支援します。

また、高齢者の関心等に応じ幅広く選択できるよう、任意団体や民間等における介護予防に資する取組や、自身で継続できる方法等について情報を収集し、広く住民へ提供(冊子や市報、市ウェブサイト等)します。

#### ②高齢者の活動の場に対する支援

シニアクラブや老人福祉センター等における高齢者の生きがいづくりや健康 づくり等の活動に対する支援を継続して行い、高齢者が自分に合った活動の場 を選択し、社会参加を継続できる環境づくりを推進します。

#### 【事業展開】

#### 1) 地域等での介護予防に関する取組の支援

| ①地域リハビリテーション活動支援事業 |  |               |         |  |
|--------------------|--|---------------|---------|--|
| 事業内容               | 地区公民館等にリハビリの専門職(運動指導士、理学療法士等)を定期的に<br>派遣し、地域における介護予防活動を推進します。  |               |         |  |
|                    | 【事業実施評価方法の見直し】   |               |         |  |
| 実施状況等              | 認知・運動機能のチェックリストや測定結果による評価に加え、自己評価を含めた手法を取り入れました。<br>また、事業の終了後には、講師から通いの場や自宅での活動メニューを提案してもらうことで、介護予防への取組の定着を図りました。<br>【介護予防継続に向けた取組】<br>事業終了後に、講師から提案された活動(通いの場、自宅)メニューを提供しました。 |               |         |  |
|                    | 年度   | 実施回数          | 延べ人数    |  |
|                    | 2018(H30)  | 86 回          | 2,060 人 |  |
|                    | 2019(R1)   | 90 回          | 1,674 人 |  |
|                    | 2020(R2)   | 46 回(10 月末現在) |         |  |
|                    |  |               |         |  |
| 今後の方向性             | 継続的な介護予防活動の普及、習慣化を図るため、複数回の講座を効果的<br>に活用できるよう、引き続き推進していきます。  |               |         |  |

# ②地区等講師派遣事業 地域において、住民が主体とな

地域において、住民が主体となって運営する通いの場に対し、希望に応じて専門職講師を派遣し、通いの場の運営支援及び介護予防の推進を行います。

### 事業内容

### 【講師職種】

理学療法士、運動指導士、介護福祉士、歯科衛生士、管理栄養士等

# 実施状況等

| 年度        | 派遣団体数 | 実施回数 | 活動延べ人数       |
|-----------|-------|------|--------------|
| 2018(H30) | 46 団体 | 65 回 | 1,999 人      |
| 2019(R1)  | 48 団体 | 70 回 | 2,003 人      |
| 2020(R2)  | 19 団体 | 23 回 | 558人(10月末現在) |

# 今後の方向性

住民が主体となって運営する通いの場への支援策として、地域の実情や他の 事業を考慮しながら、引き続き実施します。また、実施内容は、地域のニーズや 住民に普及啓発が必要なテーマ等を盛り込みます。

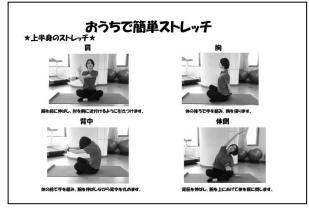
さらに、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実施を推進します。

| ③介護予防に | 関する取組の情報提供   |  |
|--------|--|--|
| 事業内容   | 冊子や市報、ウェブ等様々な広報ツールを用い、介護予防の取組を行う場や<br>自ら実践できる実技等の情報を提供します。   |  |
|        | 【紙媒体】  |  |
| 実施状況等  | <ul><li>・介護予防・生活支援ガイドブック(冊子)</li><li>・市報(保存版大記事の掲載、事業案内)</li><li>・各種ちらし(フレイル予防、認知症予防、運動、口腔、栄養等)</li><li>・介護保険証及び健康診査案内同封ちらし(介護予防事業案内)</li><li>【電子媒体】</li></ul> |  |
|        | ・市ウェブサイト(動画・ちらしを収集した特設ページ開設、関連外部リンク貼付)・DVD制作(主に体操等運動実技)<br>【その他】   |  |
|        | ・総合情報メール等の活用   |  |
| 今後の方向性 | 介護予防に取り組むきっかけづくりを推進するとともに、個人の心身状況や国内状況に変化があった場合においても、介護予防の取組を継続できるよう、引き続き最新情報の収集及び提供を行います。<br>また、高齢者の保健事業との一体的な実施において、各関係所管の事業案内                               |  |

### 写真 2 動画の例(左)とチラシの例(右)

を行い、関連事業の相乗的な普及啓発を行います。





# 2) 高齢者の活動の場に対する支援

| ①シニアクラブ活動支援 |  |   |                                    |                                      |  |
|-------------|--|---|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 事業内容        | 高齢者の社会参加及び生きがいづくり等として、春日市シニアクラブ連合会を中心に、各単位シニアクラブで実施するボランティア活動、介護予防の各種講座、世代間交流事業、行事イベント等の安定した活動継続に向けた支援をします。        |   |                                    |                                      |  |
| 実施状況等       |  | 年度<br>2018(H30)<br>2019(R1)<br>2020(R2) | クラブ数<br>29 クラブ<br>29 クラブ<br>29 クラブ | 会員数<br>1,850 人<br>1,888 人<br>1,860 人 |  |
|             | (各年度4月1日現在)  |   |                                    |                                      |  |
| 今後の方向性      | 春日市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの運営費・事業費補助、活動普及啓発、介護予防活動、各種イベントの企画運営等の支援を継続して行います。また、新しい単位クラブの組織化及び会員増強に向けた助言等の支援を継続して行います。 |   |                                    |                                      |  |

| ②老人福祉センターナギの木苑の運営 |  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| 事業内容              | 介護予防や生きがいづくり等の講座、各種イベント、趣味のサークル活動等を<br>実施します。入浴施設や大広間等もあり、高齢者の交流・憩いの場として利用で<br>きる施設です。   |  |  |
| 実施状況等             | 年度 利用者数(延べ人数)*1 2018(H30) 46,650 人 2019(R1) 42,297 人 2020(R2)*2 12,324 人(10 月末現在) ※1 障がい者等を含む全利用者数 ※2 感染症対策による休館期間(4/1~5/20)あり   |  |  |
| 今後の方向性            | 指定管理者による季節の行事や講座等を定期的に開催しつつ、地域リハビリテーション活動支援事業の活用による連続した講座の開催等、より効果的な介護予防及び生きがいづくり等につながる事業の展開を検討及び実施します。また、ナギの木苑において、ボランティアの活動の機会をさらに広げていきます。さらに、フレイル予防に関する啓発、保健事業との一体的実施による健診案内や栄養・保健指導等、高齢者の総合的な健康づくり及び介護予防に関する取組を行います。 |  |  |

写真 3 老人福祉センターナギの木苑



取組方針③

要支援者等の自立支援・重度化防止への取組体制の強化

# 【現状・背景】

### ①自立支援・重度化防止に関する取組

2018 年度(平成 30 年度)介護保険制度改正により、市町村が自立支援・重度化防止に向けて取り組むことになりました。

市では、軽度者に対しての状態の維持、改善に向けた多職種によるサポート体制の構築として、2018年(平成30年)6月から自立支援型地域ケア会議を実施しています。会議では、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援に向けて、要支援者等(軽度者)の個別事例を通じ、専門多職種の意見交換や連携を行い、高齢者の生活の質の向上を目指しています。

また、自立支援・重度化防止等を意識したケアマネジメントを目指すことを目的として、2018年(平成30年)9月に、市としての基本的方針を「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントに係るガイドライン」として取りまとめ、市内の介護支援専門員と共有しました。

さらに、実際のケアマネジメントの場面での活用に向けて、自立支援・重度化防止の視点での「要介護者の自立支援に向けたアセスメント」等をテーマに、市内の介護支援専門員を対象にした研修会を実施しています。

### ②本市のリハビリテーション提供体制

本市のリハビリテーション提供体制について、地域包括ケア見える化システムにおける「ストラクチャー(構造)指標」と「プロセス(過程)指標」により、全国平均・福岡県平均・筑紫地区5市平均と比較分析すると、図表 9のような特徴が浮き彫りになりました。

### 図表 9 本市のリハビリテーション提供体制の特徴

### ストラクチャー指標

リハビリテーションを実施するための仕組みや体制がどれくらい充実しているのかを測るもの(事業所数や定員等)

### (具体的な指標)

- サービス提供事業所数(介護老人保健施設、介護医療院、訪問リハビリテーション、 通所リハビリテーション、短期入所療養介護)
- 要支援・要介護者1人当たり定員(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護医療院)
- リハビリテーション専門職従事者数(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

### (本市の特徴)

県下で最も市域が狭いという特性から、リハビリテーションに係るサービス提供事業所数等は、自ずと各平均を下回っています。これに伴い、利用定員や専門職従事者数も各平均を下回り、厳密に市内に限定すると、リハビリテーションに係る資源は乏しいと言わざるを得ません。

### プロセス指標

効果的なリハビリテーションサービスがどれくらい提供されているかを測るもの(リハビリテーションサービスにおける加算の算定者数)

### (具体的な指標)

- 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定者数(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院)、認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数(通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院)
- 個別リハビリテーション実施加算算定者数、経口維持加算算定者数(介護老人保健施設、介護医療院、介護老人保健施設、介護医療院)
- リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定者数(訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)、生活機能向上連携加算算定者数
- 通所リハビリテーション(短時間(1時間以上2時間未満))算定者数

#### (本市の特徴)

ほぼ全ての指標において、各平均を上回っており、本市被保険者へのリハビリテーションサービスは、充実していると言えます。市内の資源が乏しいものの、適切なケアマネジメント・サービス調整により、市外のサービス事業所の利用に結びついていることが考えられます。

# 【課題】

### ①要支援者等の状態の維持・改善に向けたサポート体制の拡大

要支援者等の状態の維持・改善に向け、多職種による支援体制の構築として、自立支援型地域ケア会議を実施していますが、要介護者その他の幅広い視点が求められる個別事例に関しては、自立支援型地域ケア会議の場を十分に活用できていない実態があります。地域の介護支援専門員が会議を活用できるような体制が十分ではないことから、体制の整備が必要です。

### ②自立支援型地域ケア会議の効果的な活用

会議で検討された個別事例に関しては、専門職等からの助言を得ることが出来ていますが、直接関わっていない介護支援専門員等に対しての知識の共有が不十分であるため、効果的な助言内容等を幅広く周知することが必要です。

# 【施策展開の方向性】

### ①多職種による支援体制の推進

軽度者から中重度者の個別事例を通じて、リハビリテーション専門職を含めた専門多職種が連携した自立支援型地域ケア会議を、地域の介護支援専門員が十分に活用し、質の高いケアマネジメントが実現できるよう、体制を整備します。

また、これらの取組を通じて、個々の利用者が本人に適したリハビリテーションサービスを利用しながら望む暮らしを送ることができるよう、ケアマネジメントを行う介護支援専門員のリハビリテーションの知識・視点を深めることに努めます。

### ②自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及

自立支援型地域ケア会議の助言及び事例等を定期的に整理し、市内介護支援専門員等に周知することで、支援の場で実際に活用できることを目指します。

また、テーマ別研修会の開催といった介護支援専門員を対象とした従来の取組に加え、サービス事業所向けに、自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及・リハビリテーション専門職との連携強化のための新たな取組を実施していきます。

# 【事業展開】

| ①自立支援型地域ケア会議 |  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|
| 事業内容         | 要支援者(事業対象者)の支援計画(ケアプラン)について、担当ケアマネジャー、行政、地域包括支援センター、理学療法士・作業療法士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士等の多職種による協議を行い、本人の生活課題の解決や、自立支援に資する支援計画にするための検討を行います。  |  |  |  |
| 実施状況等        | 2018年(平成 30年)6月より開始し、月2回実施。地域包括支援センターの支援計画を中心に、高齢者の自立支援に向けた検討を実施しました。         【自立支援型地域ケア会議】         年度       実施回数         2018(H30)       20回         2019(R1)       24回 |  |  |  |
|              | 2020(R2)*  |  |  |  |
| 今後の方向性       | 市内居宅介護支援事業所が作成する要介護者の支援計画(ケアプラン)についても会議を活用し、市内介護支援専門員の自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントの支援を行います(P37の図表 10参照)。また、会議での効果的な助言内容を、市内介護支援専門員へ周知し、知識の共有を図ります。                             |  |  |  |

| ②介護予防事業地域ケア会議 |   |  |  |  |
|---------------|---|--|--|--|
| 事業内容          | 低体力者向けの介護予防教室(転ばん塾・おたっしゃ塾)に参加している高齢者に対して、教室担当講師、看護職、認知症地域支援推進員、行政にて、本人の状況確認を行い、参加者の適切な処遇及び個別支援につなげるための検討を行います。  |  |  |  |
| 実施状況等         | を行います。         介護予防地域ケア会議を行うことで、参加者の状況を踏まえた適切な教室の選択や個別支援につながりました。         年度       実施回数       延べ人数         2018(H30)       6回       70 人         2019(R1)       6回       72 人         2020(R2)       3回       24 人(10 月末現在) |  |  |  |
| 今後の方向性        | 引き続き教室参加者の処遇について検討することで、介護予防及び重度化防止を図ります(P37の図表 10参照)。  |  |  |  |

### 図表 10 自立支援を目標としたケアマネジメントの流れのイメージ

個別事例を通じ、専門多職種が連携し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援することで、高齢者の生活の質の向上を目指す。

# 【事業目的及び手法 (一部抜粋)】

### 《事業過程の目的》

- ◆自立を阻害する要因の追及
- ◆多職種協働による協議
- ◆地域課題発見・解決策の検討

### 自立支援型地域ケア会議

# 要支援者等のケアプランの 活用

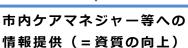
- 1 事例概要・支援方針説 明:担当 CM
- 2 専門職等からの質問: 理学療法士・作業療法士・ 栄養士・歯科衛生士・薬剤 等に関する専門職種
- 3 専門職等からの助言

# 介護予防事業 地域ケア会議

### 虚弱高齢者向け 運動教室参加者の評価

- 教室参加者の身体状況 確認:運動指導士、保健 師、理学療法士、認知症 地域支援推進員等
- 2 今後の参加者の取組目 標、注意事項等確認

自立支援・重度化防止に 向けたケアマネジメント の実施 【活用】ケアプランへの支援 内容の反映、本人への助言



【活用】教室メニューへの 反映、自宅での生活等に向 けた助言



目標: 高齢者の生活の質の向上(本人自身の実践及び関係者の支援)

| ③介護支援専門員を対象としたテーマ別研修会   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 事業内容  | 市内の介護支援専門員に対して、自立支援・重度化防止に資するケアプラン<br>作成のために、理学療法士・作業療法士等の専門職の講師を招いて、医療面<br>の専門知識や自立支援のポイントについて、研修を行います。 |  |  |  |
| 2018年度(平成30年度)に「自立支援・重度化防止」に向けた民<br>て、介護支援専門員情報交換会の場で基本的な考え方・アセスを<br>ついて、市職員(保健師)による説明を行いました。<br>また、2019年度(令和元年度)から年に1回、専門職(作業療法<br>士)による研修会を開催しています。 |  |  |  |  |
| <br>  実施状況等<br>   | 年度 開催回数 内容 日常生活でできるリハビリのポイント (日常生活動作の工程の分解、疾患 別の注意点やポイント)  |  |  |  |
|   | 在宅生活における動作のポイント(疾<br>2020(R2) 1回   |  |  |  |
| 今後の方向性  | 研修会の開催により、介護支援専門員の医療面の専門知識の強化につながりました。今後は、疾患別に研修会を開催する等、より実践的な知識の普及につながるよう、内容を検討していきます。                  |  |  |  |

# ④サービス事業者における実践的な知識の普及・リハビリテーション専門職との連携強化

### 今後の方向性

地域密着型サービス事業所等において、リハビリテーション専門職との連携が図られるよう、集団指導等で生活機能向上連携加算の算定を促します。

また、サービス事業所への専門職の派遣等、自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及のための新たな取組も検討していきます。

# <別掲>リハビリテーションに関する目標等

# 1 理想像

「個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら望む暮らしを送ることができる。」

# 2 理想像実現のための具体的なビジョン

- (1)適切なリハビリテーションの提供に向けたケアマネジメントの質の向上
- (2)サービス事業者へのリハビリテーションに関する実践的な知識の普及
- (3)サービス事業者とリハビリテーション専門職との連携強化

# 3 具体的なビジョンの達成に向けた取組と目標

|  | 目標                   |                      |                      |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| 取組   | 2021 年度<br>(令和 3 年度) | 2022 年度<br>(令和 4 年度) | 2023 年度<br>(令和 5 年度) |
| ①自立支援型地域ケア会議   | 24 回                 | 24 回                 | 24 回                 |
| ②介護支援専門員を対象としたテーマ<br>別研修会                                    | 1 回                  | 1 回                  | 1 回                  |
| ③サービス事業所へのリハビリテーション<br>専門職の派遣                                | 0 事業所                | 0 事業所                | 1事業所                 |
| ④地域密着型サービス事業所 <sup>(※)</sup> 向け<br>集団指導(生活機能向上連携加算<br>の取得促進) | 2 回                  | 2 回                  | 2 回                  |

<sup>(※)</sup>地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び 認知症対応型共同生活介護を想定

### 図表 11 リハビリテーションに関する具体的ビジョンと具体的な取組の関係性

(具体的なビジョン) (具体的な取組)

(1) 適切なリハビリテーションの提供に向けた
ケアマネジメントの質の向上

(2) サービス事業者へのリハビリテーションに関する
実践的な知識の普及

(3) サービス事業者とリハビリテーション専門職
との連携強化

(4) 地域密着型サービス事業所向け集団指導
(生活機能向上連携加算の取得促進)

# 基本目標 2 高齢者、家族が安心して暮らせるよう多様化・複合 化するニーズに対応できる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、家族構成や生活習慣、経済状況、疾患の有無等の個人的な背景から社会情勢及び人間関係の変化等まで、あらゆる要因への対応が必要となり、様々な関係機関によるサポートが求められます。

また、高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加や高齢者のいる家族の多様化をはじめ、従来の支援体制だけでは適切なサポートが難しい状況が生じることが予測されます。

そこで、地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者本人とその家族の 状況に応じた相談体制を確保するとともに、高齢者を取り巻く様々な課題に対応 できるよう幅広い関係機関との連携及び支援体制の構築が必要です。

今後、これまで培ってきた自治会や民生委員等の地域のネットワークや医療・介護の関係機関を活かしつつ、柔軟かつ効果的な支援ができるよう関係機関のネットワークの輪を広げられるよう取り組みます。

基本目標2

# 高齢者、家族が安心して暮らせるよう

多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくり

相談体制の充実、地域の見守り・ネットワーク、認知症予防・共生

| - | 取組方針① | 多種多様なニーズに向けた相談体制の充実                          |
|---|-------|--|
| _ | 取組方針② | 地域ニーズに取り組むための仕組みづくりの推進                       |
| _ | 取組方針③ | 認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で<br>自分らしく暮らし続けられる支援体制の構築 |

# ■多種多様なニーズに向けた相談体制の充実

# 【現状・背景】

2018年(平成30年)4月1日施行された「改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化ための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)」により、2040年に向けて高齢者だけでなく、障がい者や子ども等への支援や複合的な課題に対応した「地域共生社会」の実現が明示され、これまでの施策をもとに、より広い視点での展開が必要となっています。

現在、市の相談機関としては、高齢者に対して地域包括支援センターを中心に保健・医療・介護等への対応を行っています。また、高齢者への相談機関以外に、2020年度(令和2年度)に開設された障がい者基幹型相談支援センターや生活困窮者への自立支援相談窓口であるくらしサポート「よりそい」等、それぞれの専門的分野に関して、多種多様な相談機関を設置運営しています。

さらに、医療及び介護分野においては、各々の専門職が効果的な支援のために医療介護に関する資源等の相談ができる「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター(以下「連携支援センター」という。)」を福岡県地域医療構想における第2次医療圏域である筑紫地区5市が共同で運営しています。第7期計画期間中には、この連携支援センターを活用した事業を開始し、入退院時や日常の療養場面における医療職と介護職の連携を強化するためのルールや仕組みの構築を図りました。また、多職種が集う研修会を開催することで、顔の見える関係づくりや、認識の共有を深めました。

今後増加が予測される 75 歳以上の高齢者は、慢性疾患や複数の疾病にかかりやすい、要介護状態になりやすい、認知症の発症率が高い等の理由により、 医療と介護の両方を必要とすることが多いという特徴があります。

このため、住み慣れた場所で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、地域において在宅医療と介護、その他様々な関係機関との連携を図り、一体的に提供することができる体制を一層推進する必要があります。

# 【課題】

### ①住民の身近な場所での相談体制

地域包括支援センターは、市内に 2 ヵ所設置していますが、高齢者の増加及び多様なニーズに対する支援を適切に実施するためには、速やかかつ専門的支援ができる相談体制の整備が急務です。

### ②分野を超えた総合的な相談に向けた、関係機関との連絡調整

2040年(令和22年)には、人口減少、少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割となり、また、親族(血縁関係)による助け合い機能が低下することが

### 第5章 施策の展開

予測され、世帯の複合的かつ複雑化したニーズの変化(生活課題)に柔軟に対応できる体制が必要となります。

### ③介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化

多職種が集まり意見交換をする機会が増えたことで、介護職・医療職ともに、 以前よりも連携が取りやすくなったという声が聞こえるようになりました。

しかし、ケアマネジャーを中心とした介護職からは、高齢者本人のケアを行う上で病状を詳しく知るため、かかりつけの医師に直接話を聞きたいものの、敷居が高く相談しづらいという声も上がっています。また、医師側も診察に追われ、時間が取れないという実情もあります。

このため、介護職・医療職双方がそれぞれの立場を理解し、高齢者本人の病状を効率的に情報共有することができる仕組みが必要です。

# 【施策展開の方向性】

### ①地域包括支援センターの増設

これまで行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携して構築して きた地域包括ケアシステムを充実するため、地域包括支援センターを 1 ヵ所増 設し、高齢者やその家族をはじめ、地域の関係者(自治会、民生委員等)がより 身近な場所かつ気軽に相談できる体制の確保します。

### ②関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築

市民の支援ニーズに対して、多種多様な相談機関が効果的かつ柔軟に対応できるよう、互いの特性及び支援のあり方、体制を理解し、課題解決に向けて一体的に協力支援できる体制の基盤の構築を目指します。

### ③介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化

筑紫地区 5 市による共同事業を継続し、これまでの取組の効果を検証し、改善を繰り返していくことで、介護職・医療職の連携体制を強化していきます。

# 【事業展開】

# 1) 地域包括支援センターの増設・運営

# ①地域包括支援センターの増設・運営 地域包括支援センターは、地域の高齢者を介護、福祉、健康等様々な面から 総合的に支援する拠点です。各地域包括支援センターには、高齢者を専門的 な立場から支える3職種(主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士)が配置さ れています。 事業内容 また、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知 症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」に係る事業が、地域支援事業に位置 付けられ、これらの事業と連動しながら、地域包括支援センターの運営を行って います。 地域包括支援センターは、以下の業務とともに、介護予防支援(要支援者等へ のケアマネジメント)を担います。 【介護予防ケアマネジメント業務】 高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況や置かれ ている環境に応じ、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、 必要な援助を行います。 【総合相談支援業務】 一人ひとりの高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把 実施状況等 握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関 につなげる等の支援を行います。 【権利擁護業務】 成年後見制度の利用支援や高齢者の虐待事例への対応、その他消費生活 相談等との連携を図り、高齢者の権利を守ります。 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】 包括的・継続的なケアに向けて、医療機関をはじめ様々な地域の関係機関と の連携体制を構築します。 また、地域のケアマネジャーが抱える課題について具体的な指導・助言等を

行うとともに、ケアマネジャーと関係機関のネットワーク構築を進めます。

### ①地域包括支援センターの増設・運営(続き)

2021年(令和3年)4月に地域包括支援センターを1ヵ所増設し、3センター体制とします。引き続き、行政や社会福祉協議会等との連携を強化し、事業を推進していきます。

### 【地域包括支援センター担当エリア】

|         |   | 担当センター(※)                |                         |
|---------|---|--------------------------|-------------------------|
| 地域福祉エリア | 地区  | 2021 年<br>(令和3年)<br>3月まで | 2021年<br>(令和3年)<br>4月以降 |
| 春日北中    | 岡本、桜ヶ丘、サン・ビオ、須玖北、<br>日の出町                   | 北                        |                         |
| 春日中     | 小倉、須玖南、昇町、弥生                                |                          |                         |
| 春日西中    | 泉、上白水、下白水北、下白水南、<br>白水ヶ丘                    | 故                        |                         |
| 春日南中    | 大土居、白水池、惣利、天神山、<br>塚原台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘             | 南                        |                         |
| 春日東中    | 大谷、小倉東、宝町、ちくし台、<br>千歳町、光町、大和町、若葉台西、<br>若葉台東 | 北                        | 【新設】                    |
| 春日野中    | 春日、春日公園、春日原、<br>春日原南、平田台                    | 南                        | 東                       |

今後の方向性

(※)「北」…「北地域包括支援センター」

「南」…「南地域包括支援センター」

「東」…「東地域包括支援センター」

# 2) 関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築

| ①適切な支援体制の構築 |  |  |  |  |
|-------------|--|--|--|--|
| 事業内容        | 多種多様な相談機関が効果的かつ柔軟に対応できるよう、互いの特性及び支援のあり方、体制を理解し、課題解決に向けた情報共有会議及び個別ケース会議等を随時実施します。         |  |  |  |
|             | 【高齢者支援に関する関係機関会議等(他所管主催含む)】  |  |  |  |
|             | 会議名    関係所属機関     目的   |  |  |  |
| 実施状況等       | 一  |  |  |  |
|             | 地域包括支援セ 地域包括支援セ 弁護士が地域包括支援センター<br>ンター連携相談 ンター、弁護士 を定期的に巡回し、ケース等に関<br>事業 会、行政 する法的な相談を受ける |  |  |  |
|             | 生活困窮者自立<br>相談支援事業支<br>援調整会議  |  |  |  |
|             | 個別ケース会議 個別の関係機関 ケースに対する課題解決に向けた 関係者会議(地域ケア会議含む)  |  |  |  |
| 今後の方向性      | 行政内部の相談機関及び様々な関係機関等が、既存の連携の場だけでなく、<br>一体的かつ効果的な協力支援体制の構築について、継続的に検討します。                  |  |  |  |

# 3) 在宅医療・介護連携の推進

| ①在宅医療・介護連携推進事業等  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| 事業内容 医療と介護の両方の支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れたいて、在宅医療・介護のサービスを継続的かつ一体的に受けられる体 うため、地域における医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介連携の強化等を推進します。 |   |  |  |  |
|  | 【介護職・医療職間の情報共有の円滑化】   |  |  |  |
|  | 市が主催する介護支援専門員(ケアマネジャー)情報交換会の中で、介護関係者と医療関係者の連携会議を行い、サービスに関する情報共有や、連携に関する課題抽出を実施しました。                   |  |  |  |
|  | 【医療職・介護職の効果的な連携のための支援】  |  |  |  |
| <br>  実施状況等<br>  | 福岡県筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区他市、連携支援センター等の関係団体と連携を図りながら、医療・介護連携に係る相談支援や、医療・介護関係者の研修等を実施しました。                    |  |  |  |
|  | また、入退院時や日常の療養場面における医療職と介護職の連携を強化する ための基本的なルールや仕組みの構築を図りました。   |  |  |  |
|  | 【在宅医療等に関する専門相談窓口の設置】  |  |  |  |
|  | 介護・医療及び関係機関からの在宅医療や居宅サービス等に関する相談に<br>対して、助言や情報提供を行いました。   |  |  |  |
| 今後の方向性   | 筑紫地区5市が共同した「連携支援センター」事業の継続を通して、様々な関係機関との協力が深まるよう、取組を更に推進します。また、感染症発生時等の継続的なサービス提供も含めた仕組みづくりを検討・推進します。 |  |  |  |

取組方針②

# 地域ニーズに取り組むための仕組みづくりの推進

# 【現状・背景】

高齢者の増加や地域社会・家庭環境の在り方の変化による、個人のニーズの多様化及び複合化に対して、医療や介護等の公的なサービスで地域生活を支えていくことは難しい状況にあります。そこで、今後さらに様々なサービスや社会資源の組み合わせや、身近な地域とのつながりを活かすことによる、重層的かつ幅広い分野の支援体制の構築が求められています。

2009 年度(平成 21 年度)から開始した安心生活創造事業(地域支え合い活動)において、ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を継続することができるよう、自治会、市、市社会福祉協議会が協力し、平常時と災害を含む緊急時の一体的な見守り体制づくりを図りました。その7年後(平成 28 年度)には、全ての自治会において、住民相互の見守りを推進する体制の土台が整いました。

また、市では、住み慣れた地域での生活を支援する体制整備を進めるため、市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、自治会を中心とした協議体を設置し、市全体で地域課題に取り組む仕組みづくりの定着を図ってきました。

これらの取組を通じて、活動支援者(マンパワー)不足や高齢者等向けの地域活動についての地区間での情報共有等が、自治会活動等の地域ニーズとして把握できました。

これに加え、高齢者を対象としたサービスを提供している関係団体等との意見 交換の中で、生活に必要な社会資源情報の把握を行い、市が発信する情報に 盛り込みました。

これまで得られたニーズは、継続的な取組が必要なものから一時的なものまで、 多種多様です。今後地域での暮らしを支えていくためには、生活に関することや 介護及び医療分野をはじめ、住まいに関しても、高齢者の状況に応じた情報の 提供やネットワーク体制の構築が求められてきます。

# 【課題】

①見守り活動への理解の促進及び支援者(見守る人)の確保への対応

社会情勢の変化により、地域支え合い活動の主体である自治会の担い手や地域住民の構成も変化していきますが、そのような中でも、地域で見守り活動を継続できるよう、支援していく必要があります。

自治会だけでなく、地域住民全体で見守り体制を構築する必要があるため、 住民の自治会活動に対する理解を推進するとともに、支援者確保のための効 果的な広報と、住民への取組の浸透を図る必要があります。

### ②生活支援コーディネーターと協議体の取組の推進

生活支援コーディネーターや協議体の取組の目的は、個々のニーズを集約し、 その対応について地域で検討する中で、地域で活用できる様々なサービスを整 理するとともに、必要に応じて新たな助け合い活動の創出を行うためのプロセス (仕組み)を進めることです。

このような、生活支援コーディネーターや協議体の活動を継続する中で、市 全体で地域課題に取り組む仕組みづくりを推進していきます。

### ③在宅医療の普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進していくためには、医療職・介護職の連携のみでなく、地域住民が在宅医療について理解し、在宅での療養が必要になった場合に必要なサービスを適切に選択できるようにしておくことが必要です。

また、高齢者本人が自ら望む人生の最期を迎えるためには、自らの意思を表すことができるうちに、家族等に伝えておく等の準備が必要になります。そのためには、終末期ケアや在宅での看取りについて理解を深めておくことが必要です。

# 【施策展開の方向性】

### ①地域の見守り体制の推進

引き続き、市と市社会福祉協議会が地域と連携し、地域支え合い活動の内容と必要性について、住民の理解と共通認識を深めるとともに、各地域の特性や実状に応じた地域支え合い活動を推進します。

また、活動を支える人材に対しては、研修等を通して他自治会の活動方法や、 取組の状況を共有していきます。

### ②生活支援コーディネーターの状況に応じた活動推進と「協議体」の展開

高齢者を取り巻く生活環境及び社会情勢等の変化に伴う地域課題に対して、 住民、民間事業者、生活支援コーディネーター、市等が一体となって協議を行う 「協議体」等の場を通した、高齢者の実情に必要な意見交換等を行い、これら の活動の定着を図ります。

また、生活支援コーディネーターの活動を通して、高齢者のニーズを横断的に 把握し、その対応に向けて幅広い分野と連携できるよう推進します。

### ③地域におけるサービス資源の把握・開発

協議体の活動を通じて、地域にあるサービスや、地域に必要なサービスを把握し、地域において活用できるサービスの開発や見える化(介護予防・生活支援ガイドブック等)を推進します。

また、高齢者の住まいに関する多様なニーズに対し、生活面での困難を抱える高齢者等も含めた様々な住まいに関する情報の把握等を行います。

### ④在宅医療と介護の円滑な提供に向けた体制構築

筑紫地区 5 市による共同事業として、普及啓発講演会等を開催することにより、地域における在宅医療に対する住民の関心を深めていきます。

また、介護職・医療職に対しても、終末期ケアや在宅での看取り時における連携体制の構築が図れるよう、医療資源等に関する情報収集及び研修会の開催等により啓発していきます。

# 【事業展開】

# 1) 地域の実情に応じた支え合い活動等の推進

# ①安心生活創造事業 地域による見守り活動や、ニーズ把握による支援体制の構築を通して、ひとり 暮らし世帯等が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

### 事業内容

企業等(郵便、新聞、電気、ガス、水道、コンビニエンスストア、生活協同組合、配食事業者等)による見守りを推進し、高齢者等の異変を察知した事業者からの連絡に対し、迅速な対象者への対応(状況把握・安否確認)と必要に応じた関係機関との連携を図ります。

1 地域支え合い活動

### 【推進地区数】

35 地区(全地区において実施)

### 【地域支え合いカード登録・更新者】

| 年度        | 登録者数                    | 延べ支援者数  |
|-----------|-------------------------|---------|
| 2018(H30) | 1,309 人<br>(うち新規 180 人) | 1,173 人 |
| 2019(R1)  | 1,258 人<br>(うち新規 126 人) | 1,125 人 |
| 2020(R2)  | 1,232人(10月末現在)          |         |

### 実施状況等

#### 【地域住民への活動周知】

隣組長会、春日市シニアクラブ連合会会長会での説明等

| 年度        | 回数          |
|-----------|-------------|
| 2018(H30) | 18 回        |
| 2019(R1)  | 13 回        |
| 2020(R2)  | 26回(10月末現在) |

#### 2 みまもりホットライン

郵便、新聞、電気、ガス、水道、コンビニエンスストア、生活協同組合、配食事業者等、50事業者に活動の周知と協力依頼を実施しました。

# 今後の方向性

引き続き、地域支え合い活動における地域支え合いカードの登録や、地域支え合いマップの作成を通して、日常的な見守りや災害等の緊急時にも対応できる体制づくりを推進します。

「みまもりホットライン」は、協力事業者の見守り意識の向上及び協力事業所数の増加により、重層的な見守り体制の充実を図ります。併せて、企業に対し認知症サポーター養成講座等関連事業の案内を行い、認知症高齢者等への見守り体制の推進に努めます。

# 2) 生活支援体制整備事業の推進

| ①生活支援体验 | 制整備事業(生活支援コーディネーターの配置)  |
|---------|---|
| 事業内容    | ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体によって、高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスが提供できる体制を構築することを目的とし、生活支援コーディネーターが中心となって、社会資源の発掘や地域における生活支援のネットワーク構築を図ります。  |
| 実施状況等   | 【配置状況】<br>第1層、第2層(兼任)各1人を市社会福祉協議会に配置<br>【活動内容】<br>①地域のニーズの把握<br>地区の地域支え合い会議に参加し、アンケートを実施し、個別ニーズの把握<br>を行いました。(年2地区)<br>②地域資源の見える化<br>市内にある介護予防の活動の場やサロン、春日市で利用できる宅配等の生<br>活支援、移送サービス等の地域のサービス資源をまとめた「介護予防・生活支<br>援ガイドブック」を毎年作成しました。<br>③関係者間のネットワークづくり<br>春日市及び周辺市町の各種民間事業者等との情報交換会及び介護支援<br>専門員との意見交換(専門支援部会)等を通して、情報収集や意見交換を実<br>施しました。<br>④生活支援コーディネーター会議<br>生活支援コーディネーターの行動方針、進捗状況の共有及び方針の協議・<br>決定等について、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地域包括支 |
| 今後の方向性  | 援センター、行政で定期的な会議を実施しました。<br>今後も地域及び社会情勢等の状況を踏まえ、生活支援コーディネーターを中心に各種活動を推進します。<br>また、高齢者の生活支援等のネットワークの活用推進を図り、市内及び周辺市町にある多様なサービスを把握し、共有できるよう支援を行います。  |

| ②生活支援体制整備事業(協議体の展開) |  |  |
|---------------------|--|--|
| 事業内容                | 自治会、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)、行政を中心に、定期<br>的な情報共有、連携強化を行う協議体を設置します。<br>その中で、必要に応じて、介護保険事業者、NPO法人、民間企業等も交えな<br>がら、地域の高齢者を取り巻く状況について意見交換を行い、そこで出た意見<br>や課題について話し合う中で、春日市の地域課題を整理します。 |  |
| 実施状況等               | 自治会、社会福祉協議会、行政の関係者による「第1層協議体」(市全域の協議体)と、「第2層協議体」(各中学校区)を設置。第2層協議体にて、福祉活動、地域資源の情報交換、地域課題の整理を行い、第1層協議体にて報告し、情報共有、意見交換を行いました。   |  |
| 今後の方向性              | 「第1層、第2層協議体」を継続的に実施し、地域課題の整理及び関係機関の連携の推進を図ります。   |  |

# 3) 在宅医療・介護連携の推進【再掲含む】

| ①在宅医療・介 | <b>〕</b> 護連携推進事業等   |
|---------|---|
| 事業内容    | 医療と介護の両方の支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域において、在宅医療・介護のサービスを継続的かつ一体的に受けられる体制づくりを行うため、地域における医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介護関係者の連携の強化等を推進します。 |
|         | 【介護職・医療職間の情報共有の円滑化】   |
|         | 市が主催する介護支援専門員(ケアマネジャー)情報交換会の中で、介護関係者と医療関係者の連携会議を行い、サービスに関する情報共有や、連携に関する課題抽出を実施しました。                                       |
| 実施状況等   | 【医療職・介護職の効果的な連携のための支援】  |
|         | 福岡県筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区他市、「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター」等の関係団体と連携を図りながら、医療・介護連携に係る相談支援や、医療・介護関係者の研修等を実施しました。                          |
|         | また、入退院時や日常の療養場面における医療職と介護職の連携を強化するための基本的なルールや仕組みの構築を図りました。  |
| 今後の方向性  | 筑紫地区5市が共同した「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター」事  |
|         | 業を通して、地域における在宅医療に対する住民の関心を深めていきます。<br>また、介護職・医療職に対して、終末期ケアや在宅での看取り時における連携   |
|         | 体制の構築に向けた情報共有・支援の推進を図ります。   |

# 写真 4 筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター



取組方針③

認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる支援体制の構築

# 【現状・背景】

超高齢社会の到来とともに、要介護等高齢者が増加し、その約半数以上の人に認知症の症状が認められています。本市の認知症高齢者の中長期的推計では、2020年(令和2年)3月末現在の認知症高齢者数2,197人に対し、2025年度(令和7年度)が2,625人、2030年度(令和12年度)が2,825人と、今後も認知症高齢者が増加していくと見込んでいます。

国の認知症施策推進大綱では、認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。そこで、認知症とともに暮らす「共生」と、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を柱とした取組を推進することが求められています。

市では、地域社会全体で高齢者を見守っていく体制づくりに向けて、認知症 サポーターを養成するとともに、認知症の状態に応じたケアの流れをまとめた「認 知症ケアパス」や「認知症支援の手引き」を作成し、認知症の進行に応じた医療 や介護サービスの普及啓発を行ってきました。

また、認知症の専門相談員である「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症高齢者等への適切な支援のためのネットワークづくりを継続的に推進しています。

さらに、認知症の早期診断、早期対応への支援は、複数の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を活用し、個別支援等の認知症高齢者施策を展開してきました。

それ以外にも、在宅で生活する認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等に対応し、不適切な介護(虐待等)における権利の擁護や財産管理に支援を要する高齢者の個別の支援に取り組んでいます。

市では、認知症の人や家族の視点を重視しながら、これまでの認知症施策を 今後も継続しつつ、教育等他の分野とも連携することで様々なニーズに応じた支 援が提供できるよう柔軟な施策の検討を行います。

# 【課題】

①認知症に関する正しい知識や理解の普及

認知症の人やその家族の視点を踏まえて、市民一人ひとりが当事者意識を持ちながら、正しい知識を普及する取組を推進していくことが重要です。

その取組のために「認知症サポーター養成講座」の継続実施、「認知症ケアパス」の活用や「認知症地域支援推進員」の活動の充実を進め、認知症の有無に関わらず、同じ社会で生活できるような支援体制の整備が必要となってきます。

### ②成年後見制度等の権利擁護に関する制度の認知度

成年後見制度等の権利擁護に関する制度については、制度の複雑さや認知 度の低さ、手続の煩雑さ、個人の考え方等が要因となって、制度を利用した方が 望ましい場合であっても、利用につながらない事例が見られます。

今回の計画策定に係るアンケート結果からも、制度自体が広く認知されていないということが分かりました。

# 【施策展開の方向性】

### ①認知症に関する情報の普及啓発の強化

認知症の人やその家族が、不安を感じた時に、すぐに相談へとつながるよう、「認知症ケアパス(状態に応じた適切なケアの流れ図)」の普及啓発を行い、認知症に係る相談窓口の周知を図ります。

### ②早期発見、早期受診、早期対応に向けた専門職による支援体制の充実

認知症地域支援推進員の活動の充実

認知症高齢者やその家族の最初の相談窓口として、認知症地域支援推進員の周知・啓発を図ります。

認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援するため、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。

認知症初期集中支援チームの質の向上

認知症が疑われる方を支援するために、認知症サポート医や保健師、介護福祉士等複数の専門職による認知症初期集中支援チームの活動を充実させ、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。

### ③認知症バリアフリー等の推進

認知症の地域の見守り体制や行方不明時の関係機関との連携体制は、これまで同様に個別及び社会背景等の状況に応じた取組が求められます。

また、認知症施策推進大綱において、認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)について、令和 7 年度を目標に全市町村で整備することが掲げられています。

本人・家族のニーズに寄り添いながら、その支援者(認知症地域支援推進員、介護サービス事業者等)や認知症サポーターを中心とした、本人・家族の暮らしを支え、繋ぐ仕組み(チームオレンジ等)づくりについて、関係機関とともに検討を行います。

### ④権利擁護の理解の推進と地域連携ネットワークの構築

様々な背景を有する高齢者が自分らしく暮らしていくためには、自己の意思で決めることができる時期から、その後の生活を維持するために必要なことを考えておくことが重要です。

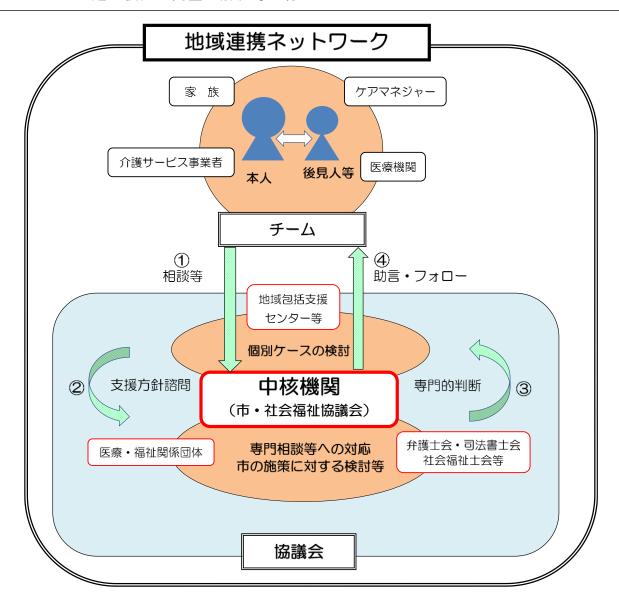
そのために、高齢者自身が生活に必要な権利行為の重要性を理解し、当事者意識を持つことができるよう、周知・広報活動等を継続します。

また、成年後見制度をはじめとした権利擁護のための支援制度が、必要と思われる人に適切に利用されるよう、相談体制の整備を図るとともに、関係機関との連携強化(地域連携ネットワークの構築)に努めます。

図表 12 春日市の地域連携ネットワークのイメージ (構想)

[チ - ム] 身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等がチームになって、日常的な見守りを行い、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制

[中核機関] 地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくための機関 [協 議 会] 専門職団体や関係機関が協力・連携強化するために協議をする場。地域課 題の検討・調整・解決等も行う。



# 【事業展開】

# 1) 認知症施策総合推進事業

| ①認知症に係る普及啓発の推進 |   |  |
|----------------|---|--|
| 事業内容           | 認知症の早期発見・早期受診と早期対応に向けて、症状や対応の仕方、相<br>談機関等、認知症に対する社会の理解を深めます。  |  |
| 実施状況等          | 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の進行に伴う対応方法及び相談先や<br>受診先等を整理した「認知症ケアパス」及び「春日市認知症支援の手引き」の改訂を行い、住民等への普及啓発を図りました。<br>また、MCI(軽度認知障害)についてのチラシを作成し、普及啓発を行いました。 |  |
| 今後の方向性         | 適宜、情報更新を行った認知症ケアパス等を活用し、認知症への理解促進や相談窓口の周知、また状態に応じた適切なサービスが把握できる体制を整えます。<br>さらに、若年性認知症の人の支援・社会参加支援について、相談窓口の情報<br>提供等を行い、周知を図ります。            |  |

### ②認知症医療講演会の実施

事業内容

専門医師による講演会を実施し、認知症の症状、診断や治療に関する正しい知識を広く住民へ普及啓発します。

実施状況等

| 年度        | 講座実施回数 | 延べ受講者数 |
|-----------|--------|--------|
| 2018(H30) | 1 回    | 79 人   |
| 2019(R1)  | 1 回    | 69 人   |
| 2020(R2)  | 1 回    | 32 人   |

今後の方向性

認知症に対する理解を深めるため、引き続き講演会を実施します。

### ③認知症初期集中支援事業の実施

### 事業内容

認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を、複数の専門職が訪問(アウトリーチ)し、訪問で得られた情報を踏まえた認知症の専門医による助言・指導等を通して、本人や家族支援等初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

### 【チーム配置状況】

認知症サポート医 1 人、認知症地域支援推進員 4 人、市高齢課職員(保健師等)で構成し、かかりつけ医等との連絡調整は筑紫医師会と連携し、配置しています。

### 【活動内容】

### 実施状況等

| 年度        | 設置<br>チーム数 | 対象者<br>(実人数)      | 医療・介護サービスに<br>つながった者の割合 |
|-----------|------------|-------------------|-------------------------|
| 2018(H30) | 1          | 14 人              | 78.6%                   |
| 2019(R1)  | 1          | 12 人              | 81.8%                   |
| 2020(R2)  | 1          | 13 人<br>(10 月末現在) | 84.6%<br>(10 月末現在)      |

# 今後の方向性

認知症初期集中支援チームの活動を定着させ、認知症の早期診断、早期対応につなげていきます。

認知症高齢者本人の意思により、医療・介護サービスの未利用状態や社会的孤立を生じる可能性が高い人への支援も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげていきます。

### ④認知症地域支援推進員による活動の展開

### 事業内容

医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族への支援、医療・介護・地域のネットワークづくり等を担います。

### 【配置状況】

4人(北・南地域包括支援センターに各2人配置)

#### 【活動状況】

### ①個別ケース対応

# 実施状況等

| 年度        | 実人数                | 延べ人数                 |
|-----------|--------------------|----------------------|
| 2018(H30) | 104 人              | 1,568 人              |
| 2019(R1)  | 91 人               | 1,604 人              |
| 2020(R2)  | 110 人<br>(10 月末現在) | 1,904 人<br>(10 月末現在) |

②医療機関、その他民間事業所への普及啓発及び連携

市内医療機関や、歯科医院、薬局等への訪問を通した、認知症地域支援推進員の顔の見える関係の構築及び必要時の相談や情報共有ができる体制を整備しました。

③関係機関との情報共有

認知症高齢者を支援している介護サービス事業所及び関係機関との会議への参加・助言を行い、連携を推進しました。

### 今後の方向性

認知症地域支援推進員としての活動を継続しつつ、2022 年度(令和 4 年度) には認知症地域支援推進員を東地域包括支援センターに配置し、さらに地域 における認知症高齢者の支援体制の構築を進めます。

また、認知症地域支援推進員として、認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)の整備及び役割について研究します。

### ⑤認知症バリアフリー等の推進

#### 事業内容

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指して、その障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」を推進します。

### 【認知症サポーター養成講座】

認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域で見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」及びその講師となるキャラバン・メイトの意見交換会を実施しました。

| 年度        | 実施回数 | (各年度)   | (通算)                 |
|-----------|------|---------|----------------------|
| 2018(H30) | 19 回 | 984 人   | 5,346 人              |
| 2019(R1)  | 21 回 | 1,065 人 | 6,411 人              |
| 2020(R2)  | 3 回  | 69 人    | 6,480 人<br>(10 月末現在) |

 養成人数
 養成人数

#### 実施状況等

#### 【認知症高齢者等事前登録制度】

行方不明高齢者の早期発見につながるよう総合情報メールの配信を行うとともに、第7期計画中には「春日市公式 LINE」による配信を追加しました。

| 年度        | 登録者数  | メール配信件数        |
|-----------|-------|----------------|
| 2018(H30) | 151 人 | 4 回            |
| 2019(R1)  | 179 人 | 5 回            |
| 2020(R2)  | 191 人 | 5回<br>(10月末現在) |

### 今後の方向性

引き続き認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を進めます。

また、行方不明発生時、早期発見につながるよう警察等の関係機関との連携を推進するとともに、番号シールの導入等を行い、認知症高齢者を支援する取組を行います。

さらに、地域の見守り体制強化のため、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジ等)づくりの検討を行います。

# 第5章 施策の展開

| ⑥権利擁護の | 推進   |
|--------|--|
| 事業内容   | 認知症等により、判断能力が十分ではない高齢者の財産管理や、入退院等の各種契約行為を行う成年後見制度の申立て支援や、制度の普及啓発を行い、<br>高齢者の権利擁護を推進します。  |
| 実施状況等  | 本人や親族が成年後見等の申立てを行うことができない場合の、市長による申立てや、社会福祉協議会による「福祉あんしんサービス」(日常生活自立支援事業)の紹介等、高齢者の権利を守るための取組を推進しました。   |
| 今後の方向性 | 高齢者自身やその家族が権利擁護について関心を持つことができるよう、広報等を活用して周知を行います。<br>また、権利擁護の支援が必要な高齢者等について、福祉あんしんサービスや法人成年後見事業を実施する社会福祉協議会や地域包括支援センター等と定期的に情報共有を行い、早期発見と適切な支援に結び付ける体制を整えます。<br>それに加え、法律・福祉の専門職団体や地域の関係機関との連携強化を図り、権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築に努めます。 |

# 基本目標3 介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人が持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備する必要があります。この際、いわゆる「団塊の世代」全員が後期高齢者となる2025年度(令和7年度)と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の前期高齢者となる2040年度(令和22年度)の介護需要、保険料水準等を推計しつつ、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立った体制づくりが重要です。

また、第 7 期計画期間までの施設整備の状況、市内の住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況、特別養護老人ホームの待機者数等を考慮しながら、今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤を整えていく必要があります。

本市では、高齢化の進行に伴い、介護給付費が増加し、住民の介護保険料等の負担も併せて増加している状況にあるため、介護給付の効率化・給付適正化の取組を通して、サービスの水準と負担のバランスの確保を図りながら、介護保険制度の安定的な運営を行います。

また、介護保険制度の分かりやすい広報、介護サービスの適切な利用の推進に取り組みます。

# 基本目標3

### 介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり

介護保険サービス、福祉サービス

| 取組方針① | 2040年度(令和22年度)を見据えたサービス提供体制の確保 |
|-------|--------------------------------|
| 取組方針② | 介護サービスの適切な利用の推進                |
| 取組方針③ | 介護人材確保・定着のための支援                |
| 取組方針④ | 介護事業者に対する適切な支援                 |
| 取組方針⑤ | 在宅生活の継続等につながる介護保険給付外サービスの推進    |

2040 年度(令和 22 年度)を見据えたサービス提供体制の確保

# 【現状・背景】

高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の数は今後も増加していくことが見込まれています。

第7期計画期間においては、事業計画策定に係るアンケート調査の結果を基に、いわゆる「団塊の世代」全員が後期高齢者となる 2025 年度(令和7年度)の介護需要や、医療制度改正に伴い見込まれる療養病床数の減少等を見据え、在宅・施設の両面において、住み慣れた春日市で、安心して生活ができる体制を整備するため、次のとおり基盤整備を行いました。

### く在宅サービス>

| 整備事業種            | 整備量  | 開設時期          |
|------------------|------|---------------|
| 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 | 1事業所 | 2020年(令和2年)4月 |
| 小規模多機能型居宅介護      | 1事業所 | 2020年(令和2年)6月 |

### <施設サービス>

| 整備事業種            | 整備量        | 開設(予定)時期          |  |
|------------------|------------|-------------------|--|
| (広域型)特別養護老人ホーム** | 1 施設(80 床) | 2021年(令和3年)2月     |  |
| 地域密着型特別養護老人ホーム   | 1 施設(29 床) | 2021 年度(令和 3 年度)中 |  |

※ 福岡県の高齢者保健福祉計画に基づく整備です。

第 8 期計画策定に当たってのアンケート調査では、介護が必要になったときに暮らしたい場所について、前回のアンケート調査とほぼ同じ結果となっています。 具体的には、約 6 割が在宅と答えており、その理由について多くが「住み慣れた場所だから」と答えています。一方、施設と答えた人の約 7 割が、その理由を「家族はいるが、家族の負担が重いから」と答えています。

したがって、第8期計画においては、本人の希望・状態・環境に応じて、在宅系サービス・施設(居住)系サービスが選択できる、バランスのとれた介護サービス提供基盤を整備するという第7期計画の施設整備の考え方を引き継ぎます。

この上で、第 7 期計画期間までの整備状況、市内の住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等、特別養護老人ホームの待機者数等を考慮しながら、2025年度(令和 7 年度)・2040年度(令和 22 年度)の介護需要、保険料水準等を推計しつつ、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立って、今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス提供体制を確保していく必要があります。

住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等については、図表 13(P60)に示すとおりであり、住宅型有料老人ホーム等が、要介護者の介護ニーズの一定の受け皿となるとともに、その供給量には余力があることが分かります。

とりわけ住宅型有料老人ホームでは、入所者のおよそ半数が要介護 1・2、入

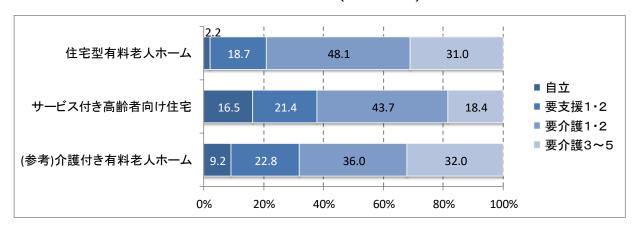
所者の3割超が要介護3から5の中重度の要介護者であり、その傾向が顕著だと言えます。

図表 13 市内住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等

### ①施設数・定員・入所者数等(2020年(令和2年)7月1日現在)

| 区分              | 施設数 | 定員  | 入所者数 | 入所率   |
|-----------------|-----|-----|------|-------|
| 住宅型有料老人ホーム      | 9   | 323 | 272  | 84.2% |
| サービス付き高齢者向け住宅   | 3   | 129 | 103  | 79.8% |
| (参考)介護付き有料老人ホーム | 4   | 266 | 242  | 91.0% |
| 合計(全体)          | 16  | 718 | 617  | 85.9% |

### ②要介護等状態区分ごとの構成比(2020年(令和2年)7月1日現在)



### 【課題】

### ①増加する保険給付費・保険料額の均衡

介護サービス基盤を整備し、利用量が増えると、それに連動して、介護保険 給付費と必要保険料額が増加し、高齢者等の負担が増加することとなります。 したがって、サービス基盤の整備に当たっては、影響を慎重に見極め、計画的に 整備していく必要があります。

### ②正確なニーズ把握に基づく計画的・適時の基盤整備

サービス基盤の整備に当たっては、結果として、利用がなく開設事業所の経営が困難になることがないよう、需要と供給のバランスの視点を持ち、計画的かつ適時の整備を行う必要があります。

また、需給バランスの勘案に当たっては、市内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が、要介護者の介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、その設置状況・入所状況等を考慮する必要もあります。

### ③既存施設・事業所の運営の安定化

既存の施設・事業所においては、スタッフの度重なる入れ替わり等により、運営が安定しないところがあります。このような状況で、新しい施設・事業所が短期間に乱立すると、既存の施設・事業所の運営がさらに不安定になる懸念があります。このような事態を避けるため、既存の施設・事業所等に対して、必要に応じて支援を行う必要があります。

# 【施策展開の方向性】

### ①介護保険サービスの適切な提供体制の確保

第 7 期計画期間中に整備が完了しなかった地域密着型特別養護老人ホーム1施設(29 床)について、整備・運営事業者と連携し、早期の開設を目指します。

その上で、第 8 期計画期間においては、2025 年度(令和 7 年度)・2040 年度(令和 22 年度)の介護需要等を見据え、保険給付費・保険料額の均衡、 福岡県の地域医療構想による影響、家族介護負担の軽減、市内の住宅型有 料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入所状況等を総合的に勘案し、 中長期的な視点から、市主導での新たな施設・事業所整備は行わないこととし ます。

また、既存の施設・事業所、とりわけ第 7 期計画期間中に整備されたものについて、運営状況を注視するとともに、運営の安定化に向けて、必要に応じて支援を行います。

### ②介護報酬の地域区分の見直し

本市の介護報酬の地域区分(※)について、介護事業者の運営の安定化・介護職員の処遇の改善等の視点から、2021年(令和3年)4月に現在の6級地から5級地に見直します。これにより、介護報酬における人件費の上乗せ割合が、6%から10%になります。

※ 人件費の地域差を調整するため、原則として、地域ごとの民間事業者の 賃金水準を反映させた公務員の地域手当に準拠して、8区分で市町村ご とに国が設定するものです。この級地により、介護報酬における人件費の 上乗せ割合が異なります。

| 級地            | 1   | 2   | 3   | 4   | 5   | 6  | 7  | その他 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 人件費の<br>上乗せ割合 | 20% | 16% | 15% | 12% | 10% | 6% | 3% | 0%  |

取組方針②

# 介護サービスの適切な利用の推進

# 【現状・背景】

要介護者等の増加に伴い、家族介護者が精神的、肉体的、経済的に大きな負担を抱えるケースが増加しています。

計画策定時に実施したアンケート調査では、主たる介護者の 34.4%が 70 歳以上であり、このうち 11.8%が 80 歳以上という結果が出ており、前回調査に引き続き、主介護者が高齢化している実態がうかがえました。

また、主介護者の就労状況をみると、35.4%が就労しており、その約6割が介護のために労働時間の調整等をしていることが明らかになっています。さらに、就労している主介護者の13.2%が、「(就労を)続けていくのは、やや(かなり)難しい」と答えており、仕事と介護の両立について課題を抱えている実態が改めて浮き彫りになりました。

介護者の負担軽減のためには、適切な時期での介護サービスの利用や、地域 密着型サービスにおける柔軟なサービス利用が有効であり、介護サービスや地 域密着型サービスの内容、適切な利用方法についての周知が重要です。

また、介護サービスを必要とする高齢者等については、適切に要介護(支援) 認定する必要があります。申請者の状況や利用意向を的確に把握する等、より 公正かつ円滑な要介護等認定に向けた取組を進めます。

一方で、制度の趣旨を超えた過剰な給付に対して、これを抑制し、制度の持続可能性の確保、保険料等の負担の抑制を図っていくことは、保険者としての責務です。

市では、介護保険制度の公平性、持続可能性の確保のために、介護給付の 適正化に向けた取組を行ってきました。今後、団塊世代すべてが75歳以上の後 期高齢者となる2025年(令和7年)に向けて、地域の実情にあわせた地域包括 ケアシステムを推進していくためには、必要な給付を適切に提供するための適正 化事業をさらに推進していくことが必要です。

このように、介護サービスの適切な利用を推進し、この計画の基本理念を実現していくため、引き続き市(保険者)と地域包括支援センターの体制・機能の強化について、長期的な視点に立って進めていく必要があります。

# 【課題】

### ①適切な時期での要介護等認定の推進

サービス利用の意思がなく、漠然とした不安による認定申請を行った結果、 サービスを利用しないまま認定期間を終えるケースが見られます。このことは、 早急にサービスの利用が必要な申請者の認定が遅れる等の影響があります。

逆に、支援が必要な状態であるのに、要介護等認定申請を行わなかった結果、本人や家族介護者の負担が重くなり、望む生活を継続することが難しくなる 状況をまねく可能性もあるため、適切な時期に認定申請を行うことについて、周知・広報をしていくことが重要です。

### ②適正化事業の更なる推進

市では、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付の適正化に向けた事業を実施してきました。

より実効性のある「身になる適正化事業」にするために、これまでの適正化事業の結果等をふまえ、内容の見直しを行う必要があります。

### ③公正な負担の確保

介護保険制度は、サービス利用者の費用負担とともに被保険者全体で負担 する保険料が主要な財源の一つとなっています。制度の安定的な運営と持続可 能性の確保のためには、低所得者への適切な配慮をしながら、被保険者に公平 な負担を求めていく必要があります。

### ④保険者と地域包括支援センターの機能等の強化

2025年(令和7年)・2040年(令和22年)に向けて支援や介護を要する 高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続可能なものとして安定的に 運営しつつ、高齢者の生活を支えていくために、制度の運営主体である市(保 険者)と、総合相談窓口となる地域包括支援センターの体制及び機能強化が求 められています。

市(保険者)においては、計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、 全ての事業において、関係機関・関係部署との連携を強め、情報の収集や本市 の課題の整理に努めるとともに、進捗管理・評価・見直しの基本的なサイクルを 定着させる必要があります。

# 【施策展開の方向性】

# ①介護保険制度やサービス内容等の周知

介護が必要になっても高齢者が希望する暮らしを継続できるようにするととも に、介護者の負担を軽減するため、介護保険制度やサービス内容・適切な利用 方法についての周知を進めていくことが重要です。

高齢者やその家族の情報収集の方法の変化等を踏まえながら、現在の広報 手法(制度案内冊子「まごころ」、市報、市ウェブサイト等)を充実させていきま す。

### ②公正な要介護等認定の取組

認定申請の流れや、申請の時期の適正化等も含めて、公正な要介護等認定の取組を推進します。

また、災害や感染症流行に備え、要介護等認定に支障が出ないよう体制づくりに努めます。

### ③介護給付の適正化・効率化の推進

適正化事業の更なる推進のためには、事業を実施すること自体を目的化する のではなく、事業の実施が介護給付の適正化に着実につながることを意識する 必要があります。

そのために、居宅介護支援事業所への指導と一体的な運用を行う等、適正 化事業を単に実施したかどうかのプロセス(過程)だけではなく、アウトプット(結果)、アウトカム(効果)も評価できるような内容へ見直しを行い、適正化事業の 充実を図ります。

### ④介護保険料及び介護サービス費用の公正な負担の確保

災害等の事情により介護保険料の負担が難しい被保険者に配慮しながら、 賦課徴収業務を適切に実施し、公平な負担を求めていきます。

また、低所得者に対する介護保険料軽減を、適切に実施します。

なお、国の制度改正を踏まえ、高額介護(予防)サービス費については、現役並みの所得者の世帯の負担上限額の見直しを行うとともに、食費居住費の助成については、能力に応じた所得段階間の均衡を図りながら、本人の負担限度額の見直しを行います。

### ⑤市(保険者)と地域包括支援センターの機能等の強化

市では、2021年(令和3年)4月に地域包括支援センターを1ヵ所増設し、3センター体制となりますが(P44参照)、各センターが一定水準を維持しながら、レベル向上を図っていく必要があります。このために、地域包括支援センターの事業評価を実施し、業務の改善や必要な体制整備が求められますが、3ヵ所の地域包括支援センターの連携及び機能強化を図れるよう、保険者として、地域包括支援センターの機能の強化に取り組んでいきます。

また、市(保険者)においては、計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、全ての事業において、関係機関・関係部署との連携や地域ケア会議等を通じて情報を収集するとともに、本市の課題の整理に努めます。

そして、国の保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の評価 指標等を適宜活用しながら、進捗管理・評価・見直しといった基本的なサイクル の定着を図ります。

# 【事業展開】

# 1) 要介護等認定の適正化

| ①要介護等認 | 定の適正化  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|
| 事業内容   | 申請者の状況を的確に把握し、介護サービスを必要とする人が、適正な要介護等認定を受けられるよう、適切な認定事務を進めます。   |  |  |  |  |  |
| 実施状況等  | 【認定調査(訪問調査)の質の向上】 要介護等認定に係る新規申請及び区分変更申請については、職員による直営調査を基本としながら、指定市町村事務受託法人への委託を併せて実施しました。更新申請については、居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定市町村事務受託法人へ調査を委託しています。 なお、受託事業者が実施する認定調査にあっては、公平性を保つため、書面点検による矛盾点の把握等により助言等を行い、適正化に努め、必要に応じて直営による調査を実施しました。 【認定調査票・主治医意見書の点検】 認定調査票は、要介護等認定における基礎資料となることから、記載内容の充実及び質の確保に向けた点検を行い、主治医意見書を作成する医師に対して、的確な意見書が作成されるよう、関係機関と連携し、調整しました。 【認定調査員の研修】 調査に従事する職員及び認定調査を受託する居宅介護支援事業者等の調査員に対しては、関係機関と連携しながら定期的な専門研修に参加することにより、調査の質の向上を図りました。 【支援者への研修及び制度の周知】 医療機関の相談員を対象に認定申請の適切な時期についての研修を実施しました。 また、高齢者福祉サービスや介護保険サービスを利用するためのチラシを作成し、医療機関へ周知しました。 |  |  |  |  |  |
| 今後の方向性 | 第8期計画期間においても、これらの取組を継続して実施し、公正な要介護等認定を推進します。   |  |  |  |  |  |

# 2) 介護給付の適正化事業

| ①ケアプランの点検 |   |     |  |  |  |  |
|-----------|---|-----|--|--|--|--|
| 事業内容      | 市内居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所を中心に、定期的なケアプランの確認や例外的なサービス提供が求められる事例のケアプランが適切に作成されているか等の点検を実施し、ケアマネジャーの資質向上及び介護給付の適正化のための助言、指導を行います。 |     |  |  |  |  |
|           | 【ケアプランチェック】   |     |  |  |  |  |
|           | 年度 件数   |     |  |  |  |  |
|           | 2018(H30) 281 件   |     |  |  |  |  |
| 実施状況等<br> | 2019(R1) 260 件  |     |  |  |  |  |
|           | 2020(R2) 350 件<br>(10 月末現在)   |     |  |  |  |  |
|           |   |     |  |  |  |  |
|           | 引き続きケアプランチェックを通じた助言、指導を行います。  |     |  |  |  |  |
| 今後の方向性    | また、プロセス(過程)だけではなく、アウトプット(結果)、アウトカム(効果)  | )も評 |  |  |  |  |
|           | 価できるような内容へ見直しを図ります。   |     |  |  |  |  |

| ②介護報酬請求の適正化 |  |                    |                      |  |  |  |
|-------------|--|--------------------|----------------------|--|--|--|
|             | 【医療情報との突合】   |                    |                      |  |  |  |
| 事業内容        | 医療保険の給付情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認し、医療と介護の重複請求を回避するため、事業者に指導をしています。                         |                    |                      |  |  |  |
|             | 【縦覧点検】   |                    |                      |  |  |  |
|             | 複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、算定回数・日数等の誤り<br>を発見して適正な給付につなげます。  |                    |                      |  |  |  |
|             |  |                    |                      |  |  |  |
|             | 年度   | 医療情報との突合           | <b>縱覧点検</b>          |  |  |  |
|             | 2018(H30)  | 383 件              | 2,869 件              |  |  |  |
| 実施状況等       | 2019(R1)   | 384 件              | 2,346 件              |  |  |  |
|             | 2020(R2)   | 172 件<br>(10 月末現在) | 1,415 件<br>(10 月末現在) |  |  |  |
|             |  |                    |                      |  |  |  |
| 今後の方向性      | 毎月提供される情報に関して、今後も継続して医療保険及び介護保険の給付情報の把握及び確認を行います。<br>また、誤った請求等に関しては、適正な介護報酬請求を行うよう、当該事業所等へ指導を徹底していきます。 |                    |                      |  |  |  |

| ③介護給付費: | 通知  |  |  |
|---------|---|--|--|
| 事業内容    | 介護サービス利用者に対し、利用サービスの内容と費用総額等の内訳の通知<br>を行うことにより、架空請求、過剰請求の有無の確認につなげるとともに、コスト意<br>識の浸透を図り、更なる適正な給付を推進します。 |  |  |
| 実施状況等   | 年 3 回実施 (6 月、10 月、2 月)  年度  延べ通知対象者数  2018(H30) 9,395 人  2019(R1) 10,870 人  7,303 人  (10 月末現在)          |  |  |
| 今後の方向性  | 今後も介護給付費通知を継続して実施しながら、より効果的な通知の在り方<br>について研究を行います。  |  |  |

| ④独自調査の流 |   |  |  |  |
|---------|---|--|--|--|
| 事業内容    | 要介護等認定の調査時に、制度・サービスに関する利用者の意見、サービスが適正に提供されているかどうか等を独自に調査します。調査結果は、制度・サービスの質の向上や適正化に活かします。 |  |  |  |
|         | 【独自調査実施件数】  |  |  |  |
|         | 年度 実施件数   |  |  |  |
|         | 2018(H30) 2,191 件   |  |  |  |
|         | 2019(R1) 2,042 件  |  |  |  |
|         | 2020(R2) 687 件<br>(10 月末現在)   |  |  |  |
| 実施状況等   | 【サービスの適正化への活用】  |  |  |  |
|         | 2019 年度(令和元年度)の居宅介護支援事業者の集団指導において、調査結果を共有することでサービスの適正化を促しました。<br><共有した主な項目 >              |  |  |  |
|         | ・複数のサービス事業所の中から選べること等について担当ケアマネジャーから  |  |  |  |
|         | 説明があったか   |  |  |  |
|         | ・住宅改修を行う際に複数の事業者から見積りを取るよう担当ケアマネジャー   |  |  |  |
|         | 等から提案があったか<br>今後も独自調査を継続して実施し、制度・サービスの質の向上やサービスの適   |  |  |  |
| 今後の方向性  | 「一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、一句では、   |  |  |  |

## 3) 費用負担の公平化のための取組

| ①介護保険料 | の公平性の確保   |
|--------|---|
| 事業内容   | 所得に応じた適切な保険料負担段階を設定するとともに、低所得者に対する<br>介護保険料の軽減を行う等、負担能力に応じた公平な負担となるよう配慮しま<br>す。           |
| 実施状況等  | 消費税による公費を財源とした低所得者の保険料の軽減を実施しました。<br>また、保険料を滞納している人に対しては、財産調査を徹底し、負担能力に応じて、滞納処分を適切に行いました。 |
| 今後の方向性 | 財産調査を行い、負担能力がある人には、滞納処分を行う等公正な負担を求めていきます。<br>引き続き、国の制度に合わせた低所得者に対する介護保険料の軽減を行います。         |

| ②利用者負担の公平性の確保 |   |                      |                                 |        |
|---------------|---|----------------------|---------------------------------|--------|
|               | 【高額介護サービス費】<br>1月当たりの介護サービス利用額が一定額を超えた場合に、超えた額を支給します。                     |                      |                                 |        |
| 事業内容          | 【特定入所者介護サ   | ービス費】                |                                 |        |
|               |   |                      | らないよう、介護保険施設を利用<br>・宿泊費)を軽減します。 | 月し<br> |
|               | 【高額介護サービス   | 、費】                  |                                 |        |
|               | 年度  | 件数                   | 給付額                             |        |
|               | 2018(H30)   | 11,868 件             | 140,819,586 円                   |        |
|               | 2019(R1)  | 11,947 件             | 153,888,235 円                   |        |
|               | 2020(R2)  | 7,590 件<br>(10 月末現在) | 103,235,592 円<br>(10 月末現在)      |        |
|               | 【特定入所者介護サービス費】  |                      |                                 |        |
| 中华山海          | 年度  | 認定者数                 | 給付額                             |        |
| 実施状況等<br>     | 2018(H30)   | 641 件                | 133,065,680 円                   |        |
|               | 2019(R1)  | 657 件                | 136,516,095 円                   |        |
|               | 2020(R2)  | 527 件<br>(10 月末現在)   | 81,017,968 円<br>(10 月末現在)       |        |
|               | 【高所得者の利用者負担の見直し】  |                      |                                 |        |
|               | 世代間や世代内の公平性を確保し、制度の持続性を高めるため、2割負担者のうち、特に所得が高い層の負担割合について、国の制度改正に基づき、2018   |                      |                                 |        |
|               | 年(平成30年)8月から3割に見直しました。対象者や事業者等に対して、適切に周知を行いました。                           |                      |                                 |        |
|               | 所得に応じた公正な負担となるよう、高額介護サービス費や特定入所者介護<br>サービス費等の適正な運用を行っていきます。               |                      |                                 |        |
|               | また、国の制度改正を受けて、2021年(令和3年)8月から、高額介護(予防)サービス費については、現行の現役並み所得者のうち、年収が一定額以上の人 |                      |                                 |        |
| 今後の方向性        |   |                      | 、食費居住費の助成については、食費居住費の助成要件となるう。  |        |
|               | 金の基準が変更される  | ます。                  |                                 |        |

## 4) 計画の進捗管理・点検

| ①計画の進捗       | 管理及び点検                                |
|--------------|---------------------------------------|
| 事業内容         | 計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、関係機関との連携等を通じて、 |
|              | 情報収集・課題の整理を図りながら、計画の進捗管理・評価等を実施します。   |
|              | 1 計画の推進体制の確保                          |
|              | (1)関係機関との連携強化                         |
|              | 計画を推進するために、庁内関係各課との連携をより緊密するとともに、福岡   |
|              | 県、近隣市町との連携を強化します                      |
|              | (2)計画進捗の管理体制の確保                       |
| <br>  今後の方向性 | 各種取組が計画どおり実施されているか、また介護保険事業の運営が市民の    |
|              | 意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われているかについて調査、分    |
|              | 析、評価して、計画の進捗状況を管理します。                 |
|              | 2 計画の点検・評価                            |
|              | 本計画に盛り込まれたサービスや事業が適切に実行されるよう、福祉・介護・医  |
|              | 療等の関係機関、さらに市民と連携し、計画の進捗状況を管理するとともに、点  |
|              | 検・評価結果の公表等を通じて、確実な計画の実行を目指します。        |

制度改正の内容を適切に周知し、対象者の理解を求めていきます。

#### 介護人材の確保・定着のための支援

#### 【現状・背景】

介護の仕事は、公的制度や多様な社会資源を活用し、介護を必要とする人を 支える、社会に不可欠な仕事です。しかしながら、介護分野における人材不足は 深刻な状況にあります。また、2040年(令和 22年)に向けて、少子高齢社会の 進展に伴う現役世代の減少が加速することから、人材不足がさらに進行する可 能性があります。

厚生労働省が2018年(平成30年)5月に公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数(都道府県別)」によると、福岡県における2025年度(令和7年度)には福岡県全体で約9,500人の介護人材が不足すると推計されています。

この数値と、要介護認定者数における福岡県と本市の割合を用いて試算すると、本市では2025年度(令和7年度)に約140人の介護人材が不足することが試算されます。

このような人材不足の状況下において、地域の介護を支える人的基盤の充実 を図るために、多様な就労・社会参加の促進に取り組むとともに、介護現場にお ける生産性の向上を図る必要があります。

本市は、介護人材の確保を目的として、第 7 期事業計画期間において、介護分野への就業希望者と介護事業所とのマッチングの機会を提供する「春日市介護保険サービス事業所就職フェア」(以下「合同面談会」といいます。)を新たに計画し、実施しました。合同面談会を通じて、2018 年度(平成 30 年度)は介護職員 2 名、看護職員 1 名、2019 年度(令和元年度)は介護職員 2 名、看護職員 1 名が、市内の介護事業所に就職しました。

## 【課題】

#### ①介護人材の確保

介護人材の確保を目的とした合同面談会は、参加者へのアンケート調査の結果から、事業の周知・広報の強化が必要であることが分かりました。さらに、就業希望者が高齢である場合、現役世代の職員と同程度の業務を担うことへの不安が大きく、就業につながりづらいという課題が浮き彫りになりました。

また、介護分野における人材不足の解消は喫緊の課題ですが、合同面談会のように、短期間で成果を得られる事業を実施するだけでなく、中長期的な視点をもって課題解決に取り組む必要があります。

例えば、市内の介護事業所は、中学校からの依頼を受けて、中学生の職場体験実習の受け入れを行っています。このように、子どもたちが高齢者と身近に触れ合う機会を増やすこと、子どもたちに福祉の仕事を正しく理解してもらい、早くから親しみを持ってもらうことも重要であると考えます。

#### ②介護現場における生産性の向上と職員の定着

介護に関する業務は、配膳や食事介助、掃除、送迎、入浴介助、口腔ケア、機能訓練、見守り、利用者や家族とのコミュニケーション、介護記録の作成、ケアに関する計画の作成、請求業務等多岐に渡り、労働力の制約が強まると、職員が心理的・身体的余裕のないまま仕事をしなければならない状態が生じます。このような状態に陥らないよう、現場の業務を見直し、職員が心理的・身体的に余裕を持って仕事をできる環境を作る必要があります。

併せて、職員が介護の仕事を続けることができるよう、労働環境を改善することや、職員の資質及び専門性の向上を支援すること等も重要です。事業所独自でこれらに取り組むには限界があるため、市や関係機関が連携して、事業所を伴走支援することが求められています。

#### 【施策展開の方向性】

#### ①合同面談会の手法等の見直し

介護人材の確保を促進するため、合同面談会の広報手法の見直し及び事業 の質の向上に取り組みます。

#### ②介護人材のすそ野拡大

住民相互による支え合いを促進し、現役世代から元気な高齢者等、幅広く介護分野のマンパワーとして協力してもらえるよう、まごころ訪問事業(訪問型サービスB)におけるサポーター(有償ボランティア)の養成を推進します。

さらに、介護業務には、経験・技能を有する専門職が行うべき身体介護等の 業務と、専門職でない職員でも行うことができる掃除等の比較的簡単な業務が あります。業務の洗い出しを行い、専門職でない職員でも行うことができる比較 的簡単な業務の担い手として、介護職員をサポートするケア・アシスタント(介護 助手)を導入しようとする事業所を支援します。

#### ③介護職の魅力発信

幅広い世代に、介護の仕事をしている人の声を届け、介護の仕事の魅力を 発信するとともに、介護の仕事や専門性に関する正しい理解を促します。

#### ④介護現場の生産性の向上に係る取組支援

職員の心理的・身体的負担を軽減し、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、労働環境を改善するため、業務における課題の見える化を行い、課題解決のためにアウトカム指標を導入しようとする事業所を支援します。

さらに、事業者の指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書作成に係る負担を軽減するため、必要に応じて、事業者から市への申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式の改訂による標準化等に対応します。

#### ⑤職場定着の取組支援

全国的に、社会福祉施設での職員の腰痛発生件数は年々大きく増加し、介護人材の離職の一因となっています。職員が介護の仕事を続けることができるよう、適切な介助の方法を学ぶことができる機会を提供します。

また、職場環境を改善するとともに、職員の資質及び専門性の向上を支援し、職員間のコミュニケーションを活性化させる等、魅力ある職場づくりに取り組もうとする事業所への支援を検討します。

## 【事業展開】

| ①合同面談会 |                                   |  |   |   |
|--------|-----------------------------------|--|---|---|
| 事業内容   | 1                                 | 人材の確保を促進するため、<br>と介護事業所とのマッチング   |   | <b>を分野への就業を希望</b>   |
| 実施状況等  | 公しさい代か<br>世夕<br>成果<br>202<br>まれた。 | 面談会の開催を市報や回覧業安定所及び福岡県社会有<br>、令和元年度は、福祉系専<br>青報収集を行うとともに、合同<br>求職者に対応するため、合同<br>参加しました。<br>項目<br>開催日<br>来場者数<br>面談実施回数<br>採用につながった人数<br>後日面接等につながった人数<br>0年度(令和2年度)は感染<br>2020年度(令和2年度)に実<br>77事業所のうち、56%が「合<br>したい」と回答しています。 | 福祉協議会に対し、ポ<br>門学校を訪問し、学生<br>司面談会の開催を周知<br>司面談会に新たに春日<br>2018(H30)年度<br>1月19日<br>24人<br>65回<br>3人<br>16件<br>な症の影響で未実施<br>医施した「介護人材実態 | スター掲示を依頼しま の就職活動の動向にしました。また、幅広い市シルバー人材セン  2019(R1)年度 8月3日 26人 54回 3人 7件 |
| 今後の方向性 | 見直し、ラシの西また、                       | の感染症対策を行った上ででます。併せて、来場者を増や<br>己架やポスター掲示の協力を<br>関係機関と連携し、より魅力<br>実施後は事後評価を行い  | かすため、市内商業施設<br>☆依頼するなど、周知方<br>力ある事業となるような   | 役や公共交通機関にチ<br>法を工夫します。<br>事業展開 を検討しま                                    |

## ②まごころサポーター養成講座

事業内容 高齢者の生活援助の支援の担い手として、市がまごころ訪問事業(訪問型サービスB)のサポーターを養成します。

#### 【サポーター登録者数】

## 実施状況等

| 年度        | 新規登録者数 | 登録者数累計            |
|-----------|--------|-------------------|
| 2018(H30) | 4 人    | 31 人              |
| 2019(R1)  | 8 人    | 38 人              |
| 2020(R2)  | 5 人    | 43 人<br>(10 月末現在) |

#### 【養成講座実施回数】

| 年度        | 回数  |
|-----------|-----|
| 2018(H30) | 1 回 |
| 2019(R1)  | 1 回 |
| 2020(R2)  | 1 回 |

## 今後の方向性

住民相互による支え合いの支援及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、引き続き有償ボランティア、シルバー人材センター等の地域の社会資源を活用しながら、担い手の確保・育成に向けた取組を実施します。

また、利用者のニーズに応じて支援内容、養成講座の実施方法等を柔軟に見直していきます。

#### ③ケア・アシスタントの導入支援

#### 事業内容

職員が規定の就業時間内に必要な業務を終えることができる環境を整えるため、介護人材のすそ野を広げ、人材確保を促進します。

2020年度(令和2年度)に実施した「介護人材実態調査」では、ケア・アシスタントの導入に関して、回答を得られた77事業所のうち、26%が「導入済み」、12%が「導入を前向きに検討している」、62%が「導入の予定はない」と回答しています。なお、「導入の予定はない」理由の第1位は、「介護助手に任せられる仕事はあるだろうが、洗い出しが難しいため」であり、条件次第では、導入の余地があることがうかがえます。

また、未経験者の採用に関して、回答を得られた 79 事業所のうち、62%が「すでに採用している」、18%が「募集を行っている、または募集を前向きに検討している」と回答しています。

#### 実施状況等

なお、2019年度(令和元年度)の合同面談会では、未経験かつ無資格でも応募できる求人もあったこと等から、福祉・医療関係の就労経験のない人も多く来場しています。

#### 【合同面談会来場者の就労経験】

| 区分                       | 2018(H30)年度 | 2019(R1)年度 |
|--------------------------|-------------|------------|
| 福祉・医療関係の仕事に従<br>事した経験がある | 14 人        | 12 人       |
| 福祉・医療関係の就労経験<br>がない      | 5 人         | 14 人       |

#### 今後の方向性

ケア・アシスタントの導入を希望する介護事業所を支援するため、多様な広報媒体等を活用し、健康や福祉、社会貢献活動、地域貢献活動に興味がある就労可能な人を対象に、ケア・アシスタント制度を周知し、事業所とのマッチング機会を提供する等の取組を検討します。

また、事業実施後は事後評価を行い、その後の事業の充実に活かします。

| ④介護職の魅力発信 |   |  |
|-----------|---|--|
| 事業内容      | 市による広報や介護事業所における職場体験の受入れ等を通じ、介護分野における仕事の魅力を発信するとともに、その仕事や専門性に関する正しい理解を促します。   |  |
| 実施状況等     | 事業所のホームページの有無に関して、2020 年度(令和2年度)に実施した「介護人材実態調査」では、回答を得られた78事業所のうち、81%が「ある」、19%が「ない」と回答しています。また、介護の仕事に就きたいと希望する人の職場体験の受入れに関して、回答を得られた79事業所のうち、14%が「福祉系の学校卒業者や、介護経験者であれば受け入れる」、42%が「介護の知識が全くない未経験者であっても受け入れる」、26%が「受け入れは行っていないが、関心はある」と回答しています。さらに、学生(小学生~高校生)の職業体験の受入れに関して、回答を得られた76事業所のうち、43%が「職業体験を受け入れたことがある」、40%が「職業体験を受け入れたことはないが、関心はある」と回答しています。 |  |
| 今後の方向性    | 関係機関と連携し、介護現場の様子や仕事について、働いている人の視点で広く一般に発信し、その魅力や専門性を伝えます。<br>また、万全の感染症対策を行った上で、市内の中学校、高校、大学と介護事業所をつなぎ、学生等が福祉を体験し、学ぶ機会を提供します。学生等と高齢者の触れ合いの機会を増やすとともに、学生等に福祉の仕事を正しく理解してもらい、早くから親しみを持ってもらえるよう学校現場へ働きかけます。  |  |

| ⑤ I C T の導. | 入支援  |
|-------------|--|
| 事業内容        | 職員の心理的・身体的負担を軽減し、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、労働環境を改善するために、業務における課題の見える化を行い、課題解決のためにICTを導入しようとする事業所を支援します。  |
| 実施状況等       | 集団指導等を通し、ICTの導入に係る補助制度について、情報提供を行っています。また、実地指導等において、事業運営に関する必要な記録を適切に管理できているかを確認し、必要な助言や指導を行っています。 なお、ICTの導入に関して、2020年度(令和2年度)に実施した「介護人材実態調査」では、回答を得られた76事業所のうち、38%が「導入を前向きに検討している」と回答しています。 |
| 今後の方向性      | ICTの導入に関する情報を収集し、市内事業所に対し、積極的に情報を提供します。関係機関と連携し、課題解決のためICTの導入を希望する事業所を伴走支援します。   |

| ⑥文書負担軽 | 減のための支援   |
|--------|---|
| 事業内容   | 事業者から市への申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式の改訂による標準化等に対応します。              |
| 実施状況等  | 事業所の事務負担を軽減するため、事業所指定時の提出書類を見直しました。                       |
| 今後の方向性 | 国からの通知に基づき、簡素化・標準化への対応を進めるとともに、必要に応じて手続の電子化に対応するよう取り組みます。 |

| ⑦腰痛の予防と魅力ある職場づくりのための取組支援 |   |  |  |  |
|--------------------------|---|--|--|--|
| 事業内容                     | 職員が仕事を続けることができるよう、適切な介助の方法を学ぶことができる機会を提供するとともに、魅力ある職場づくりに取り組む事業所を支援します。   |  |  |  |
| 実施状況等                    | 集団指導等を通し、事業所に対し、労働災害等の発生防止に資する情報や<br>労働法関連の情報等を提供しています。<br>なお、2020 年度(令和2年度)に実施した「介護人材実態調査」では、「腰を痛<br>めるなど、身体面で不調が生じた」ことが、「勤続年数3年以上の離職者の離職<br>原因」第1位、「勤続年数 1 年以上3年未満の離職者の離職原因」第2位、「管<br>理者または施設長が考える離職原因」第2位となっています。                        |  |  |  |
| 今後の方向性                   | 介護職員の腰痛等の発生を予防するため、理学療法士等の派遣を受け、適切な介助の方法を学ぶことを希望する介護事業所を募集し、介護人材定着のための支援を行います。事業実施後は事後評価を行い、その後の事業の充実に活かします。<br>また、労務管理等に関して、事業所が専門家による助言を受ける機会を確保できるよう、関係機関と連携することを検討します。<br>さらに、事業所に合った手法で、職員の専門的な知識・技能の向上と職員間のコミュニケーションの活性化等を図る取組を支援します。 |  |  |  |

#### 【現状・背景】

介護サービスの利用において、実際にサービスを提供するのは介護事業者です。サービスの提供主体である介護事業者の質の向上は、利用者が受けるサービスの向上に直結する重要課題です。

市においては、市内事業者に対する集団指導や実地指導等を通して、介護保険給付の適正化の視点だけでなく、よりよいケアの在り方や、事業所運営に係る課題等について共に考え、質の向上を図っています。

とりわけ、災害・感染症対策については、現状、各事業所における対策が適切に実施されるよう、集団指導等を通じて、適宜最新情報を提供するとともに、事業所における対策を促しています。また、実地指導において、具体的な対策状況(各種対応マニュアルの策定状況、訓練(研修)の実施状況、備蓄の状況等)を確認し、必要に応じて指導を行っています。

近年は、毎年のように全国各地で豪雨・台風による甚大な被害が発生しています。災害発生時においては、利用者・スタッフの安全を確保することはもちろん、サービス提供を継続し、利用者の生活を維持していく必要があり、改めて事業所における災害対策が問われています。

さらに、2020年(令和2年)3月から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人と人との接触が避けられない介護サービスの提供に大きな影響をもたらしました。高齢者は感染すると重症化しやすいため、事業所においては、従来以上の感染対策の徹底が求められることになりました。また、介護サービスは、高齢者の生活に不可欠であるため、感染が発生した場合でもサービス提供を中断できません。このため、感染対策とケアの維持の両立に苦心する事業所が多く見られました。

これに対し、市としては、事業所における適切な対策を促しつつ、事業者・介護 従事者の負担を軽減するために、市が備蓄する衛生用品(マスク等)の提供や、 市独自の介護従事者特別支援金の支給等、事業者の意見を取り入れながら一 定の支援を実施しています。

## 【課題】

①事業所の災害・感染症対策の確保・推進

近年全国で多発する大規模風水害等の災害や、世界的に感染拡大し収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症等の感染症については、一度発生すると、利用者やスタッフの生命・健康が脅かされるだけでなく、生活の維持に不可欠な介護サービスの提供にも深刻な支障を生じます。

事業者における基本的水準以上の災害・感染症対策を確保するとともに、今後の災害・感染症の発生・拡大に備えて、さらなる対策の推進を促していくこと

が必要です。

また、2020年(令和2年)3月に改定した春日市地域防災計画(風水害等対策編)において、特別養護老人ホームかすがの郷が、土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設と定められました。同施設が策定した避難確保計画を基本に、平時・災害発生時双方を見据え、市と施設との連携を強化する必要があります。

#### ②居宅介護支援事業者への適切な指導・支援

居宅介護支援事業者が担うケアマネジメント業務は、高齢者等と介護サービス事業者や支援制度をつなぐ重要な業務です。

市内の居宅介護支援事業者への指定権限が、2018年度(平成30年度)に 福岡県から本市に移譲されたことを受け、第7期計画期間中に実地指導等を 実施してきました。この中で、個々の介護支援専門員間で経験・能力の差があ り、全ての事業者で必ずしも質の高いサービスが提供できているとは言えない 状況が確認されました。全ての事業者で質の高いサービス(ケアマネジメント)を 提供するために、適切な指導・助言を行うとともに、介護支援専門員の資質向 上の方策をとる必要があります。

#### 【施策展開の方向性】

#### ①集団指導・実地指導の継続的な実施

事業所に対する集団指導・実地指導を継続して実施し、事業者のケアの質の向上、事業者への情報提供に取り組みます。

#### ②事業者の災害・感染症対策の支援

集団指導・実地指導等により、事業者が講じるべき災害・感染症対策等について、適宜情報提供するとともに、具体的な対策の状況等を確認します。

また、必要に応じて指導・助言・支援をすることで、事業所における対策を推進します。

特別養護老人ホームかすがの郷については、施設が策定した避難確保計画を基本に、平時・災害発生時双方を見据え、市と施設との連携を強化します。

#### ③居宅介護支援事業者に対する支援の推進

市内の居宅介護支援事業者に対し、指定権限移譲からの3年間で見受けられた課題を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上に資する研修、支援を実施します。

また、実地指導と適正化事業(ケアプランチェック)との一体的な運用を行う等、多角的な支援、指導を行います。

#### ④事業所の地域活動の支援

地域密着型サービス事業所において、地域に開かれた質の高いサービス提供がなされること等を目的に、地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画を通じて助言等を行うとともに、個別の地域活動の支援を継続します。

#### 【事業展開】

#### ①集団指導・実地指導の継続的な実施

#### 事業内容

介護事業者におけるサービスの質の向上を図るため、事業所を訪問して、サービス内容の点検、改善のための助言を行う実地指導、事業者を集めて、運営に係る基準やサービス提供に必要な事項を伝達する集団指導を実施します。

#### 【集団指導】

| 年度                   | 回数  |
|----------------------|-----|
| 2018(H30)            | 4 回 |
| 2019(R1)             | 4 回 |
| 2020(R2)<br>(12月末現在) | 5 回 |

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため書面開催

#### 実施状況等

#### 【実地指導】

| 年度         | 件数(内訳)                  |  |  |
|------------|-------------------------|--|--|
| 0010(1100) | 28 件                    |  |  |
| 2018(H30)  | (地密**13件、居宅**3件、県同行12件) |  |  |
| 0010(D1)   | 17 件                    |  |  |
| 2019(R1)   | (地密*7件、居宅*6件、県同行4件)     |  |  |
| 2020(R2)   | 16 件                    |  |  |
| (12月末現在)   | (地密*8件、居宅*5件、県同行3件)     |  |  |

※地密:地域密着型サービス事業所、居宅:居宅介護支援事業所

## 今後の方向性

引き続き、集団指導で事業運営に係る基準、サービス提供に当たり遵守すべき、事業運営に役立つ情報等についての周知を行います。

実地指導では事業所に直接訪問し、サービス内容の点検、指導を行うとともに、随時、介護サービスに関する助言等の支援をしながら、事業所のケアの質の向上を図ります。

また、各指導の実施方法については、事業所への滞在時間の短縮や資料の確認方法の工夫等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じて、臨機応変に対応します。

#### ②事業者の災害・感染症対策の支援

#### 事業内容

介護事業者における基本的水準以上の災害・感染症対策を確保します。また、今後の災害・感染症に備えて、さらなる対策の推進を促すとともに、その支援を行います。

#### 【集団指導、実地指導等】

各事業所における対策が適切に実施されるよう、集団指導等を通じて、災害・ 感染症対策に関する最新情報を適宜提供するとともに、事業所における対策 を促しています。

実地指導においては、現地を訪問し、具体的な対策状況(各種対応マニュアルの策定状況、訓練(研修)の実施状況、備蓄の状況等)を確認し、必要に応じて指導を行っています。

#### 【新型コロナウイルス対策】

2020年度(令和2年度)においては、上記の取組を基本にしつつ、市内介護事業者等を対象に主に以下のことに取り組みました。

## ・市が備蓄する衛生用品(マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、防護服等)の提供

- 高齢者施設等従事者特別支援金支給事業
- · 高齢者施設等雇用促進事業補助金交付事業
- ・陽性者が発生した介護事業者への消毒費用等の補助
- ・介護事業者において柔軟な事業運営が可能となるよう感染対策を優先した 基準の見直し

#### 【その他】

特別養護老人ホームかすがの郷は、2020年(令和2年)3月の本市地域防災計画の見直しに伴い、防災体制や避難方法等を定めた避難確保計画の策定が義務付けられました。従来から施設で策定していた非常災害対策計画を基本に、本市防災部門と連携し、同年10月に避難確保計画を策定し、本市に提出しています。

# 2021年度(令和3年度)に予定されている運営基準の改正では、業務継続計画(BCP)の策定の義務付け等、介護事業者にさらなる災害・感染症対策が求められることとなっています。

これを踏まえ、引き続き集団指導・実地指導等により、事業者が講じるべき災

# 害・感染症対策等について、適宜情報提供するとともに、事業者における具体的な対策の状況等を確認し、必要に応じて指導・助言・支援をすることで、事業所

における対策を推進します。

## 今後の方向性

また、新型コロナウイルス感染症については、感染の拡大状況等により個別の 支援を検討します。

さらに、特別養護老人ホームかすがの郷については、施設が策定した避難確保計画を基本に、平時・災害発生時双方を見据え、市と施設との連携を強化します。

#### 実施状況等

## ③居宅介護支援事業者に対する支援の推進

#### 事業内容

市内の居宅介護支援事業者に対し、指定権限移譲からの3年間で見受けられた課題等を踏まえ、地域包括支援センターと連携しながら適切な支援を行います。

#### 【集団指導等の実施】(再掲)

| 年度                   | 集団指導 | 実地指導 |
|----------------------|------|------|
| 2018(H30)            | 1 回  | 3 件  |
| 2019(R1)             | 1 回  | 6 件  |
| 2020(R2)<br>(12月末現在) | 1 回  | 5 件  |

#### 【介護支援専門員情報交換会】

#### 実施状況等

| 年度                   | 回数  | 主な内容   |  |
|----------------------|-----|--|--|
| 2018(H30)            | 6 回 | 第7期計画の内容、地域密着型<br>サービスの事例紹介                  |  |
| 2019(R1)             | 6 回 | 消費生活センター、福祉あんしん<br>サービス事業、退院後の支援(医<br>療介護連携) |  |
| 2020(R2)<br>(12月末現在) | 3 回 | 地域支えあい活動、成年後見制<br>度の理解と推進                    |  |

#### 【介護支援専門員向けテーマ別研修会】(再掲)

| 年度                   | 回数  |
|----------------------|-----|
| 2019(R1)             | 1 回 |
| 2020(R2)<br>(12月末現在) | 1 回 |

#### 今後の方向性

指定権限移譲からの3年間で見受けられた課題を踏まえて、必要な情報の提供と、指導・助言を継続するとともに、実地指導とケアプランチェックの一体的な実施等、他の関連事業との連動性を強化し、多角的な支援・指導を行います。

また、介護支援専門員の質の向上に関し、年 6 回程度実施している介護支援専門員情報交換会や、地域ケア会議における困難事例の検討、テーマ別研修会の開催を通して、引き続き、適正なケアマネジメントに向けた助言等を行います。

#### ④事業所の地域活動の支援

#### 事業内容

地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画、助言等を行うとともに、個別の地域活動を支援します。

#### 【運営推進会議等の参加回数】

| 年度                   | 回数   |
|----------------------|------|
| 2018(H30)            | 72 回 |
| 2019(R1)             | 74 回 |
| 2020(R2)<br>(10月末現在) | 38 回 |

#### 【個別の地域活動の支援状況】

主に地域密着型サービス春日市部会※1が実施する以下の活動を支援しました。

#### 実施状況等

<認知症サポーター養成講座>

| 年度                   | 回数  | 養成人数  | 講座対象者      |
|----------------------|-----|-------|------------|
| 2018(H30)            | 7 回 | 520 人 |            |
| 2019(R1)             | 6 回 | 488 人 | 小学校、自治会、保育 |
| 2020(R2)<br>(12月末現在) | 0 回 | 0 人   | 所、利用者家族    |

< RUN 伴 + (らんともぷらす) >

2018年度(平成30年度)・2019年度(令和元年度)各1回※2

- ※1 市内の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活 介護事業所等が地域活動や事業運営に係る意見交換等を行うために組織 した任意の団体
- ※2 2020年度(令和2年度)は、新型コロナウイルス感染症のため未実施

地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画を通じて助言等を継続します。

#### 今後の方向性

また、認知症サポーター養成講座等の地域活動は、認知症に関する正しい知識の普及啓発だけでなく、事業所スタッフが普段の業務で培った専門的な知識を、業務を離れて発揮・発信することで、業務の意欲向上にもつながっています。このような点を考慮し、個別の地域活動の支援を継続します。

## 【現状・背景】

市では介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同等のサービスの他に、多様なサービスとして、住民ボランティアによる「まごころ訪問事業」、短時間の機能訓練を提供する「生活支援型予防通所事業」を実施してきました。

第7期介護保険事業計画において事業の見直しをした「あんしんコール事業」 をはじめ、様々な高齢者福祉サービスを提供し、介護保険給付ではカバーできな いニーズに対応しています。

介護保険給付外サービスについては、地域の実情に応じて提供可能なサービスであることから、効果的な支援の在り方や活用について、随時検討を行い、介護保険による給付を補完し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支える資源の一つとして、実情に合ったサービス提供を推進する必要があります。

#### 【課題】

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の見直し

2017年(平成29年度)に創設した生活支援型予防通所サービスは、順調に利用者数が伸びており、2021年度(令和3年度)からは市町村の判断で、総合事業で要介護者を受け入れることができるようになります。また、サービス価格の上限については、これまでは国が定める額を上限として定めることとされていましたが、制度改正により、国が定める額を勘案して市町村が定めることができるようになります。

介護予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、市町村の実情に応じた多様なサービスの創設が可能になった一方、事業費に上限が設けられることとなり、市町村では効率的かつ効果的なサービス提供を行うために、必要に応じてサービスの枠組みを見直すことが必要です。

#### ②高齢者福祉サービスの活用

高齢者福祉サービスは、各保険者の状況に応じて制度が整備されています。 複数の保険者の要介護者等を担当しているケアマネジャー等がこのサービスを 支援に活用するためには、ケアマネジャー等自身の十分な理解が必須となりま す。

また、保険者が実施している高齢者福祉サービスだけでなく、民間サービスも 含めた高齢者支援が求められます。そのため、市ではこれらのサービスを効果 的に活用できるよう、理解の促進を支援する取組が求められています。

#### 【施策展開の方向性】

#### ①介護予防・生活支援サービス事業の効果的な実施

より効果的、効率的なサービスの提供を行うため、国の基準に基づいて実施 する通所型サービス、訪問型サービスは維持しつつ、制度改正の内容をふまえ、 高齢者の状況の把握を適切に行いながら、個々に応じた自立支援に向けたサ ービスの枠組みの検討を進めます。

まごころ訪問事業においては、高齢者の自立支援及び状況に応じた多様なサービスの提供に向けて、安定的なサービス提供ができるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、効果的な運営を図ります。

#### ②高齢者福祉サービス等の効果的な活用・推進

高齢者福祉サービス等について、関係機関等の理解が促進できるよう啓発 し、高齢者へのサービスの利用や様々な見守りによる自宅での生活継続を図り ます。

また、その他のニーズの把握等を図るとともに、多種多様な高齢者の問題(虐待、生活困窮等)に対して、適切に支援していきます。

## 【事業展開】

## 1) 介護予防・生活支援サービス事業

| ①旧介護予防訪問介護相当サービス |  |  |  |
|------------------|--|--|--|
| 事業内容             | 利用者が自力では困難な生活行為(家事・入浴・排泄等)について、同居家族の支援等が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。   |  |  |
| 実施状況等            | 【利用件数】       年度     件数       2018(H30)     3,876 件       2019(R1)     3,972 件       2020(R2)     2,282 件 (10 月末現在) |  |  |
| 今後の方向性           | 高齢者の状況の把握を適切に行いながら、引き続きサービスを実施します。また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービスの枠組みの検討を進めます。<br>※利用見込量については、図表 26(P107)参照            |  |  |

| ②まごころ訪問事業(訪問型サービス B)  |   |  |  |  |
|-----------------------|---|--|--|--|
| 事業内容                  | 市が養成したサポーターが自宅を訪問し、利用者が自力では困難な比較的軽度な生活援助(掃除・買い物等)を行います。 |  |  |  |
|                       | 【利用件数】  |  |  |  |
|                       | 年度   件数   |  |  |  |
|                       | 2018(H30) 921 件   |  |  |  |
| 実施状況等                 | 2019(R1) 999 件  |  |  |  |
|                       | 2020(R2) 471件(10月末現在)                                   |  |  |  |
|                       | 【実施団体】  |  |  |  |
|                       | 2団体(春日市社会福祉協議会・春日市シルバー人材センター)                           |  |  |  |
|                       | まごころ訪問事業の利用件数は年々増加しており、利用ニーズも高くなってき                     |  |  |  |
| <br>  今後の方向性          | ています。利用ニーズに応えるために必要なサポーター数及び支援内容の質の                     |  |  |  |
| / K ○ / / I - J I - J | 確保のため、利用者負担の見直しを行い、事業の継続を図ります。                          |  |  |  |
|                       | ※利用見込量については、図表 26(P107)参照                               |  |  |  |

| ③旧介護予防通所介護相当サービス |  |   |                    |  |
|------------------|--|---|--------------------|--|
| 事業内容             | l .  | 通所介護施設(デイサービス)で、食事・入浴・排泄等の日常生活支援や、機能訓練(リハビリ)等が日帰りで受けられます。 |                    |  |
|                  | 【利用件数】   |   |                    |  |
|                  |  | 年度  | 件数                 |  |
| 」<br>実施状況等       |  | 2018(H30)   | 5,858 件            |  |
|                  |  | 2019(R1)  | 6,121 件            |  |
|                  |  | 2020(R2)  | 3,094件(10月末現在)     |  |
|                  |  |   |                    |  |
| 今後の方向性           | 高齢者の状況の把握を適切に行いながら、引き続きサービスを実施します。また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービスの枠組みの検討を進めます。 |   |                    |  |
|                  | ' '  | •   | ついては、図表 26(P107)参照 |  |

| ④生活支援型予防通所事業(通所型サービス A) |                           |  |              |                                   |  |
|-------------------------|---------------------------|--|--------------|-----------------------------------|--|
| 事業内容                    |                           | 通所介護施設(デイサービス)で、短時間の機能訓練(運動、リハビリ等)が日帰りで受けられます。 |              |                                   |  |
|                         | 【利用件数】                    |  |              |                                   |  |
|                         |                           | 年度   | 件数           |                                   |  |
| <br>  実施状況等<br>         |                           | 2018(H30)                                      | 38 件         |                                   |  |
|                         |                           | 2019(R1)                                       | 214 件        |                                   |  |
|                         |                           | 2020(R2)                                       | 146件(10月末現在) |                                   |  |
|                         |                           |  |              |                                   |  |
| ^ //                    |                           |  |              | :続きサービスを実施します。ま<br>-ビスの枠組みの検討を進めま |  |
| 今後の方向性                  | す。                        |  |              |                                   |  |
|                         | ※利用見込量については、図表 26(P107)参照 |  |              |                                   |  |

| ⑤介護予防ケア     | ⑤介護予防ケアマネジメント   |   |                            |            |
|-------------|---|---|----------------------------|------------|
| 事業内容        | 所   | 要支援者等に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問・通所における給付サービス、地域の通いの場等のインフォーマルサービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に行われるよう、必要な支援を行います。 |                            |            |
|             | ( ;   | 利用件数】   |                            |            |
|             |   | 年度  | 件数                         |            |
| <br>  実施状況等 |   | 2018(H30)   | 4,709 件                    |            |
|             | _   | 2019(R1)  | 4,841 件                    |            |
|             |   | 2020(R2)  | 2,151件(10月末現在)             |            |
|             |   | the be to be to   |                            |            |
|             | 利用者の状態像に応じた必要なサービスにつなげることができるよう会議等によるプランの検討を行いながら、ケアマネジメントの質の向上 |   |                            |            |
| 今後の方向性      | 一方  |   | ククク(関語を1) ピソムがり、ク ノ マイングン「 | `の貝の凹上を凶りよ |
|             |   |   | ついては、図表 26(P107)参照         |            |

## 2) 高齢者福祉サービスの推進(地域支援事業)

| ①あんしんコ     | ール事業(旧緊急通幸   | 服装置設置事業) |         |                    |
|------------|--|----------|---------|--------------------|
| 業務名        | おたすけコール(旧緊急通報装置設置事業に相当)  |          | みまもりコール |                    |
| 事業内容       | 自宅での急病や事故等の緊急時に<br>受信センターへ通報するための緊急通<br>報装置を貸与します。通報時の状況に<br>応じて、訪問介護員の派遣や救急車の<br>出動要請を行います。   |          |         | す(上限 1 日<br>い場合は、訪 |
| 対象者        | ①65歳以上の在宅のひとり暮らし世帯等で見守りの等で、身体上の慢性疾患等により緊急対応の必要性が高い人(ただし、原則として要介護認定者は除く) ②85歳以上の在宅のひとり暮らし世帯等で見守りの必要がある人。ただし、以下のいずれかに該当する人に限る。 ②85歳以上で疾患等がある人②要介護(要支援)認定者等                         |          |         | 下のいずれか             |
| 利用状況等(年度末) | 【利用者数 (年度末現在)】       年度     おたすけコール     みまもりコール       2018(H30)     62 人     5 人       2019(R1)     81 人     12 人       2020(R2)     80 人     11 人       (10 月末現在)     (10 月末現在) |          |         |                    |
| 今後の方向性     | ひとり暮らしの高齢者等が自宅で安心して生活できるように、また、急病や事故<br>等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行えるようにするため、あんしんコール事業<br>の利用を引き続き推進していきます。  |          |         |                    |

# 利用状況等

今後の方向性

事業内容

対象者

実利用者数 年度 延べ給付件数 2018(H30) 344 人 2,740 人 2,820 人 356 人 2019(R1) 1,777 人 291 人 2020(R2) (10月末現在) (10月末現在)

今後、国の動向を注視しながら、高齢者福祉の増進の観点から、現在の事業 内容を基本として継続していけるよう、随時検討します。

#### ③配食サービス事業

心身の状況及び置かれている環境等に合わせて食事の提供を行います。最 事業内容 大 1 日 2 回(昼・夜)、365 日配達します。 市内に居住し、おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯又はこ

第5章 施策の展開

## 対象者

れに準じる世帯に属し、体力の低下等のため買い物及び調理が困難な人 【利用者の負担金】

400 円/食

## 利用状况等

| 年度        | 延べ配食数                 | 実人数                |
|-----------|-----------------------|--------------------|
| 2018(H30) | 38,815 食              | 143 人              |
| 2019(R1)  | 39,649 食              | 157 人              |
| 2020(R2)  | 25,271 食<br>(10 月末現在) | 134 人<br>(10 月末現在) |

#### 今後の方向性

高齢者の食の確保と安否確認のために本事業を継続しつつ、見守り機能の 強化を図ります。また、需要に応じた安定的なサービス提供の継続に向けて、随 時事業のあり方を検討します。

#### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度において、市長が審判の請求を行う場合に、必要な費用の助 事業内容 成を行います。

対象者 市長が成年後見申立てを行う案件で、必要な費用負担が困難な人

#### 【各種助成実績】

## 利用状況等

| 年度        | 後見人等報酬助成       | 申立て費用助成        |
|-----------|----------------|----------------|
| 2018(H30) | 1 人            | 2 人            |
| 2019(R1)  | 2 人            | 3 人            |
| 2020(R2)  | 3人<br>(10月末現在) | 1人<br>(10月末現在) |

#### 今後の方向性

事業を継続して実施しつつ、今後、国が策定した成年後見制度利用促進基 本計画の内容を踏まえ、事業のあり方の見直しを検討します。

| ⑤高齢者虐待対応チームの活用 |    |  |                    |                                     |  |
|----------------|----|--|--------------------|-------------------------------------|--|
| 事業内容           |    | 弁護士・社会福祉士から編成される「虐待対応チーム」が、市職員等に助言や<br>指導を行い、虐待対応に係る支援等を行う事業です。            |                    |                                     |  |
| 対象者            | 虐征 | 虐待対応に関わる職員(市、地域包括支援センター等)  |                    |                                     |  |
| 利用状況等          |    | 年度<br>2018(H30)<br>2019(R1)<br>2020(R2)                                    | 個別対応件数<br>1件<br>0件 | 講演会回数<br>2回<br>2回<br>1回<br>(10月末現在) |  |
| 今後の方向性         |    | 高齢者虐待の対応に当たり、法的対応等の専門的な助言を要する場合がある<br>ことから、事業を引き続き実施し、高齢者虐待への対応体制の推進を図ります。 |                    |                                     |  |

## 3) 高齢者福祉サービス(一般会計事業)

| ①高齢者日常生 | E活用具(自動消火器)給付事業   |  |  |
|---------|---|--|--|
| 事業内容    | 在宅のひとり暮らし高齢者等で、火の不始末及び火災の危険が高い人に対して、自動消火器を給付します。            |  |  |
|         | ひとり暮らし等で防火の配慮が必要な 65 歳以上の人<br>【利用者の負担金】<br>生計中心者の保険料段階 負担額  |  |  |
| 対象者     | 生計中心者の保険料段階負担額第 1~3 段階0 円第 6~7 段階消火器費用-15,000 円第 8 段階以上実費負担 |  |  |
| 利用状況等   | 年度 実利用者数 2018(H30) 2 人 2019(R1) 7 人 2020(R2) 3 人 (10 月末現在)  |  |  |
| 今後の方向性  | 今後も認知症高齢者の増加が見込まれ、火災等への配慮が必要であることから、サービスを継続して実施します。         |  |  |

| ②寝具洗濯サ- | ②寝具洗濯サービス事業   |  |  |
|---------|---|--|--|
| 事業内容    | 自宅の寝具を預かり、洗濯を行います。(同一年度に2回まで)   |  |  |
| 対象者     | 市内に居住し住民税非課税世帯で、以下の項目のいずれかに該当する65 点以上の人<br>以上の人<br>D寝具の衛生管理が困難な単身世帯の人<br>D病気等により常時ねたきり又はこれに準じる状態にある人<br>【利用者の負担金】<br>費用の10% |  |  |
| 利用状況等   | 年度実利用者数延べ利用回数2018(H30)6 人7 回2019(R1)4 人4 回2020(R2)0 人0 回<br>(10 月末現在)   |  |  |
| 今後の方向性  | 今後もひとり暮らし高齢者等で寝具の衛生保持が困難な人の利用が見込まれることから、事業を継続して実施します。   |  |  |

| ③高齢者住宅改 | 文造費助成事業(福岡住みよか事業)<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |  |  |
|---------|--|--|--|
| 事業内容    | 高齢者に配慮した住宅に改造するための費用について、30万円を限度に助成します。介護保険の住宅改修に該当する部分(20万円以内)は対象外となります(福岡県補助事業)。                                 |  |  |
| 対象者     | 市内に居住し、要介護認定又は要支援認定を受けている人で、生活保護世帯又は世帯の生計中心者の市町村民税及び所得税が非課税世帯の人 【利用者の負担金】 なし                                       |  |  |
| 利用状況等   | 年度 利用者 2018(H30) 3 人 2019(R1) 7 人 2020(R2) 1 人 (10 月末現在)   |  |  |
| 今後の方向性  | 引き続き、低所得の要介護者等の住宅環境の適切な改善が行われるよう、事業を継続して実施します。介護保険制度(住宅改修)と異なり、年間の助成件数に限りがあることから、周知のあり方や対象者等の範囲について、必要な検討を行っていきます。 |  |  |

| ④高齢者・要扱 | ④高齢者・要援護者等台帳登録制度   |            |   |
|---------|--|------------|---|
| 事業内容    | 緊急時等に備えて要援護者の身体状況や連絡先を市に登録します。   |            |   |
| 対象者     | 市内在住のおおむね 65 歳以上の人、障がい者等<br>【利用者の負担金】<br>なし                                  |            |   |
| 利用状況等   | 年度<br>2018(H3<br>2019(R2<br>2020(R2  | 1) 5,582 人 | 左のうち 65 歳未満<br>401 人<br>383 人<br>387 人<br>(10 月末現在) |
| 今後の方向性  | 市では、福祉サービスの利用時やケアマネジャー等の関係機関を通した登録<br>や更新を推進しながら、「地域支え合いカード」と併せて登録者の増加を図ります。 |            |   |

| ⑤福祉の措置 |   |   |  |   |
|--------|---|---|--|---|
| 事業内容   | 高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な入所<br>等の措置を講じて、高齢者の福祉を図ります。                        |   |  |   |
| 対象者    | 65歳以上の人であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において<br>養護を受けることが困難な人等<br>【利用者の負担金】<br>所得に応じて異なります。 |   |  |   |
| 利用状況等  | 区分<br>養護老人<br>ホーム<br>特別養護<br>老人ホーム<br>短期入所等<br>配食サービス                             | 2018 年度<br>(平成 30 年度)<br>6 人<br>0 人<br>1 人<br>0 人 | 2019 年度<br>(令和元年度)<br>7人<br>1人<br>0人<br>0人 | 2020 年度<br>(令和 2 年度)<br>(10 月末現在)<br>7 人<br>1 人<br>0 人<br>0 人 |
| 今後の方向性 |   | により、緊急的に避難<br>います。また、既存の<br>活用を図ります。              |  | · · · · ·   |

| ⑥高齢者祝金等       | ⑥高齢者祝金等支給  |                    |                   |                   |
|---------------|--|--------------------|-------------------|-------------------|
| 事業内容          | 高齢者の長寿を祝し、祝金等を支給します。   |                    |                   |                   |
| 対象者           | 8月31日現在において本市の住民基本台帳に登録されており、年度内に80歳、90歳又は100歳以上に達する人         【支給対象者・祝金等】         支給対象者 支給金額・支給品80・90歳 5,000円 100歳 10,000円         101歳以上 祝品 |                    |                   |                   |
|               | 【支給状況】   |                    |                   |                   |
|               | 年度   | 80・90 歳            | 100 歳             | 101 歳以上           |
|               | 2018(H30)  | 994 人              | 21 人              | 28 人              |
| <br>  利用状況等   | 2019(R1)   | 1,094 人            | 28 人              | 35 人              |
| 13713 1773 17 | 2020(R2) (1  | 1,186 人<br>0 月末現在) | 30 人<br>(10 月末現在) | 43 人<br>(10 月末現在) |
|               | 80歳・90歳は自治会又は市から、100歳以上は市から配付しています。  |                    |                   |                   |
|               | 年度(令和2年度)は、新<br>  います。   | <b>「型コロナウイル</b>    | ス感染症対策に留          | 意しながら、実施して        |
| 今後の方向性        | , , ,  | 向けて、支給方            | 法や内容等の検討          |                   |

| ⑦高齢者運転免 | <b>治許証自主返納支援事業</b>  |  |  |
|---------|---|--|--|
| 事業内容    | 有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した高齢者に対し、交通系 IC<br>カード乗車券 5,000 円分(利用可能額 4,500 円+デポジット 500 円)を1回だけ<br>交付します。                           |  |  |
| 対象者     | 次の①~④の条件を全て満たす人<br>①有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した<br>②自主返納日において、70歳以上である<br>③自主返納日及び支援の申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている<br>④自主返納日から6ヵ月以内 |  |  |
| 利用状況等   | 年度 支援件数 2018(H30) 279 件 2019(R1) 384 件 2020(R2) 174 件 (10 月末現在)   |  |  |
| 今後の方向性  | 高齢者の公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の<br>抑止を図るため、引き続き事業を継続します。  |  |  |

## 第6章 介護保険事業の運営方針

介護保険事業に係る費用は、国、県、市、被保険者(住民)が、それぞれの負担割合に応じて負担するものであるため、介護保険事業を円滑に運営するためには、介護保険事業の給付費を適切に推計し、必要な介護保険料を設定する必要があります。

介護保険事業の給付費を適切に推計するためは、市の高齢者数の推移、介護保険制度改正の動向を踏まえた上で、介護サービスの需要を勘案した介護サービス基盤の整備計画を定め、これらを総合的に勘案しなければなりません。

本章では、以下の流れに沿って介護給付費を推計し、第 8 期計画において必要な保険料を設定します。

#### 図表 14 介護保険料額の算定の流れ

① 介護サービス量の基礎データとなる高齢者数及び要介護等認定者数を推計



② 介護サービス量に影響を及ぼす医療・介護保険制度改正の勘案



③ 上記①、②を踏まえ、介護サービス基盤整備計画を設定



④ 上記①、②、③を踏まえ、第8期計画期間における介護給付費を推計



⑤ 地域支援事業にかかる費用を推計



⑥ 介護給付費等を賄うために必要な介護保険料基準額を設定



⑦ 介護保険料基準額をもとに、所得段階別の介護保険料額を設定

## 1. 高齢者数・要介護等認定者数の推計

## (1)人口・高齢者数の推移と推計

「第2章 春日市における高齢化の状況」の「1.人口の推移と推計」(P4)を参照してください。

## (2) 要介護等認定者数の推移と推計

「第 2 章 春日市における高齢化の状況」の「2. 要介護等認定者数の推移と推計」(P7)を参照してください。

## 2. 介護保険制度改正の内容

第8期計画期間においては、次のような介護制度の改正が行われます。 制度改正の影響を踏まえつつ、第8期計画期間における介護サービスの基盤整備等を検討していくこととなります。

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する 法律の概要(介護保険制度への影響)

2021年(令和3年)4月1日に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されます。この法律は、「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」等を目指しており、介護保険制度において以下のような様々な影響があります。

- ①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な 支援体制の構築の支援
  - 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備が行われます。

#### ②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共 団体の努力義務が規定されます。
- 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務が規定されます。
- 介護保険事業(支援)計画の作成に当たり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化が求められています。

#### ③医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定されます。
- 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性について担保しつつ提供することができることとされます。
- 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、 医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供 の業務が追加されます。

#### ④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組が追加されます。
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しが 行われます。
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行 5年間の 経過措置が、さらに 5年間延長されます。

#### ⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

● 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度が創設されます。

#### (2)介護報酬の改定

2021年度(令和3年度)介護保険制度改正と併せて、介護サービスを利用した場合に事業者に支払われる介護報酬も見直しが行われます。

全体の報酬改定率は、+0.7%とされており、介護給付費の推計の際に、この改定率を勘案する必要があります。

## (3)要介護認定の見直しについて

更新認定の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された 被保険者の有効期間の上限について、36 ヶ月から 48 ヶ月に延長することが可 能となります。

## (4) その他の見直し

今後の高齢者の増加に伴う介護保険制度の持続可能性の確保や、負担の公平性等の観点から、以下のような見直しが予定されています。

#### ①高額介護(予防)サービス費の見直し

医療保険の高額療養費制度における自己負担限度額に合わせるため、現行の現役並み所得者のうち、年収約770万円以上の人と年収約1,160万円以上の人について、1月当たりの世帯の負担上限額が現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円になります。

図表 15 高額介護 (予防) サービス費の見直し

| (令和3年7月まで)                |  |             |
|---------------------------|--|-------------|
|                           | 利用者負担段階区分  | 上限額(月額)     |
|                           | 45万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入<br>円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人 | 世帯 44,400円  |
| ●一般                       |  | 世帯 44,400円  |
| ●市町村民税世帯非課                |  | 世帯 24,600円  |
| ・合計所得額およて<br>・老齢福祉年金の     | 課税年金収入額の合計が80万円以下の人<br>受給者                               | 個人 15,000円  |
| ●生活保護受給者                  |  | 個人 15,000円  |
| ●利用者負担を15,000             | 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合                                | 世帯 15,000円  |
| (令和3年8月以降)                |  |             |
|                           | 利用者負担段階区分  | 上限額(月額)     |
|                           | ●年収約1,160万円以上  | 世帯 140,100円 |
| <ul><li>現役並み所得者</li></ul> | ●年収約770万円以上、約1,160万円未満                                   | 世帯 93,000円  |
|                           | ●年収約383万円以上、約770万円未満                                     | 世帯 44,400円  |

<sup>※「</sup>現役並み所得者」以外の区分は変更なし。

#### ②食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し

- 食費居住費の助成については、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける人との公平性の観点から、能力に応じた負担となるように、食費居住費を含む本人の支出額について、利用者負担段階間の均衡を図るため、第3段階を保険料の所得段階と合わせ、本人年金収入等80万円超120万円以下の段階と同120万円超の段階の2つの段階に区分されます。
- 食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準については、所得に関係なく一律に、単身 1,000 万円以下(夫婦世帯は 2,000 万円以下)でしたが、今回の改正で、利用者負担段階に応じた預貯金等の基準が設けられます。

なお、第 2 号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられる ため、現行の基準が維持されます。

図表 16 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し

#### (令和3年7月まで)

| (令和3年7月まで)               |     |                              |                                |             |        |             |        |      |        |       |
|--------------------------|-----|------------------------------|--------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|------|--------|-------|
|                          |     | 預貯金等の                        | 居住費などの負担限度額                    |             |        |             |        | 食費の  |        |       |
|                          | 不り  | 用者負担段階                       | 資産の状況                          | 資産の状況 ユニット型 |        | ユニット型 従来型個室 |        | 多床室  |        | 負担限度額 |
|                          |     |                              |                                | 個室          | 個室的多床室 | 特養等         | 老健·療養等 | 特養等  | 老健·療養等 |       |
| 生活保護受給者                  |     |                              |                                |             |        |             |        |      |        |       |
| 第1段階                     | 市   | 老齢福祉年金受給者                    |                                | 820円        | 490円   | 320円        | 490円   | 01   | 7      | 300円  |
| 第2段階                     | 民税非 | 前年の合計所得金額+年金収<br>入額が80万円以下の人 | 単身: 1,000万円以下<br>夫婦: 2,000万円以下 | 820円        | 490円   | 420円        | 490円   | 37   | 0円     | 390円  |
| 課 <sup>貝</sup> が<br>第3段階 |     | 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超の人      |                                | 1,310円      | 1,310円 | 820円        | 1,310円 | 37   | 0円     | 650円  |
| 一般<br>第1段階か5第3段階以外の人     |     |                              | 2,006円                         | 1,668円      | 1,171円 | 1,668円      | 855円   | 377円 | 1,392円 |       |

#### (令和3年8月以降)

| (令和3年8月                            | 以附      |                             |                             |             |        |        |        |      |        |        |
|------------------------------------|---------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
|                                    |         |                             | 預貯金等の                       | 居住費などの負担限度額 |        |        |        |      | 食費の    |        |
|                                    | 利       | 用者負担段階                      | 資産の状況                       | ユニット型       | ユニット型  | 従来!    | 型個室    | 多周   | 室      | 負担限度額  |
|                                    |         |                             |                             | 個室          | 個室的多床室 | 特養等    | 老健·療養等 | 特養等  | 老健·療養等 |        |
| 第1段階                               | 生活保護受給者 |                             | 単身: 1,000万円以下               | 820円        | 490円   | 320円   | 490円   | 01   |        | 300円   |
| 35 TAXAB                           |         | 老齢福祉年金受給者                   | 夫婦: 2,000万円以下               | 02011       | 490()  | 320[]  | 490()  | OI   | ,      | 300[]  |
| 第2段階                               | 市民帯     |                             | 単身: 650万円以下<br>夫婦:1,650万円以下 | 820円        | 490円   | 420円   | 490円   | 37   | 0円     | 600円   |
| 第3段階①                              | 祝 非 理   |                             | 単身: 550万円以下<br>夫婦:1,550万円以下 | 1,310円      | 1,310円 | 820円   | 1,310円 | 37   | D円     | 1,000円 |
| 第3段階② 前年の合計所得金額+年金収<br>入額が120万円超の人 |         | 単身: 500万円以下<br>夫婦:1,500万円以下 | 1,310円                      | 1,310円      | 820円   | 1,310円 | 37     | 0円   | 1,300円 |        |
| 一般<br>基準費用額<br>第1段階から第4段階以外の人      |         |                             | 2,006円                      | 1,668円      | 1,171円 | 1,668円 | 855円   | 377円 | 1,392円 |        |

※「特養等」・・・特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。「老健・療養等」・・・介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合。

## 3. 日常生活圏域の設定と介護サービス基盤の整備

## (1) 春日市における日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮し、地域の特性に応じたサービスの基盤を整備していくために市町村が定める圏域です。

本市では、第7期計画の設定を引き継ぎ、全市を1つの日常生活圏域と定め、 過不足のないサービス提供が行えるよう、基盤整備等の検討を行います。

さらに、日常生活圏域の設定とは別に、中学校区を1単位とした地域福祉エリアを定め(市内 6 エリア)、介護予防事業や高齢者見守り体制づくり等の施策を展開する際の地域単位とします。

また、2021年(令和3年)4月に春日市東地域包括支援センターを新設し、3センター体制としたことにより、地域福祉エリアを2ヵ所ずつにまとめたものを、市内各地域包括支援センターの管轄エリアと定め、エリアの特徴に合わせた施策を展開します。(図表17)

図表 17 日常生活圏域と地域福祉エリア

| 日常生活圏域 | 地域福祉エリア     | 担当地域包括支援センター |
|--------|-------------|--------------|
|        | 春日北中地域福祉エリア |              |
|        | 春日中地域福祉エリア  | 北地域包括支援センター  |
| 春日市全域  | 春日西中地域福祉エリア | 南地域包括支援センター  |
|        | 春日南中地域福祉エリア | 用地域已行又後ピング   |
|        | 春日東中地域福祉エリア | 東地域包括支援センター  |
|        | 春日野中地域福祉エリア | 木地域已旧又版 ピング  |

## (2) 地域密着型サービスの基盤整備

第8期計画では、各サービスに係る需要、第7期計画期間における事業所の整備状況及び運営状況、療養病床の転換状況、特別養護老人ホームの待機者数、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を踏まえ、日常生活圏域における地域密着型サービスの基盤整備の方針を次のとおり定めます。

## 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| サービス内容 | 24時間365日、日中・夜間を通じて、定期的な巡回や利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護を行うサービスです。                        |
|--------|--|
| 現在の整備量 | 2 事業所  |
| 整備予定数  | なし   |
| 整備方針   | 2020年度(令和2年度)に新たに1事業所を整備したことから、第8期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて、個別に対応します。 |

## 2 夜間対応型訪問介護

| サービス内容 | 定期巡回又は利用者からの通報により、夜間専用の訪問介護を行うサービスです。   |
|--------|---|
| 現在の整備量 | 1事業所  |
| 整備予定数  | なし  |
| 整備方針   | 本サービスは、人口 20~30 万人に 1ヵ所を目途に設置することを想定されたサービスです。本市は既に 1 事業所を指定していることから、第8期計画期間の整備の予定はありません。 |

#### 3 地域密着型通所介護

| サービス内容 | 小規模の通所介護事業所で、食事・入浴・日常動作訓練・レクリ<br>エーション等を日帰りで受けられるサービスです。 |
|--------|--|
| 現在の整備量 | 10 事業所   |
| 整備予定数  | なし   |
| 整備方針   | 市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて、個別に対応します。                   |

## 4 認知症対応型通所介護

| サービス内容 | 認知症の人が、食事・入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。  |
|--------|---|
| 現在の整備量 | なし  |
| 整備予定数  | なし  |
| 整備方針   | 利用者が少なく需要が見込めないこと、通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所においても認知症に関する対応が可能であることを理由に、2018年(平成30年)9月末で、市内の1事業者が事業を廃止しました。小規模多機能型居宅介護事業所等においても、重度の認知症高齢者の在宅生活を支えていく体制が整っていることから、第8期計画期間の整備の予定はありません。 |

## 5 小規模多機能型居宅介護

| サービス内容 | 事業所への「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。                                    |
|--------|--|
| 現在の整備量 | 6 事業所  |
| 整備予定数  | なし   |
| 整備方針   | 2020年度(令和2年度)に新たに1事業所を整備したことから、第8期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて、個別に対応します。 |

## 6 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

| サービス内容 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて一体的に<br>受けられるサービスです。小規模多機能型居宅介護と同様に、本<br>人の心身の状態や生活状況に応じた多機能のケアを実施すること<br>により、本人の在宅生活の限界点を高めることができ、家族介護負<br>担の軽減も見込めるサービスです。 |
|--------|---|
| 現在の整備量 | 1事業所  |
| 整備予定数  | なし  |
| 整備方針   | 現在の利用者数から大幅な需要の増加は見込まれないため、第8<br>期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指<br>定希望に応じて、個別に対応します。  |

## 7 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

| サービス内容 | 認知症の人が、共同生活を営みながら、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けられるサービスです。<br>グループホームは、一般の住宅に近い環境において、入所者とスタッフが1つの家族のように生活する「ユニットケア」によって、一人ひとりの認知症の人のニーズに応える個別ケアを実施できるという特徴があります。 |
|--------|--|
| 現在の整備量 | 7 事業所(99 人分)   |
| 整備予定数  | なし   |
| 整備方針   | 2017年度(平成 29年度)に2ユニット(18人分)を整備しました。<br>現在の利用者数から大幅な需要の増加は見込まれないため、第8<br>期計画期間の整備の予定はありません。   |

## 8 地域密着型特定施設入居者生活介護

| サービス内容 | 定員が29人以下の介護専用型の有料老人ホームやケアハウスで、<br>食事・入浴等の介護や機能訓練を受けられるサービスです。   |
|--------|---|
| 現在の整備量 | なし  |
| 整備予定数  | なし  |
| 整備方針   | 現在、本市では該当するサービスを実施していませんが、市内には4ヵ所の特定施設(合計定員266人)が整備されています。サービス付き高齢者向け住宅や、住宅型有料老人ホーム等の整備が進んでいることや、入所状況等を踏まえ、第8期計画期間の整備の予定はありません。 |

## 9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

| サービス内容 | 定員が29人以下の特別養護老人ホームで、食事・入浴等の介護<br>や機能訓練を受けられるサービスです。   |
|--------|---|
| 現在の整備量 | なし<br>※ 第7期計画期間中に整備の予定でしたが、公募が2度不調に<br>終わったため、整備が遅れています。2021年度(令和3年度)に1<br>事業所(29床)が開設する予定です。 |
| 整備予定数  | なし  |
| 整備方針   | 2021年度(令和3年度)に1事業所(29床)が開設する予定であり、第8期計画期間の整備の予定はありません。  |

## 4. 介護サービス量の見込み

## (1)介護サービス事業量・給付費の推計手順

厚生労働省が示した地域包括ケア「見える化」システムの活用により、第 8 期計画期間(2021~2023年度/令和 3~5年度)、2025年度(令和 7年度)及び2040年度(令和22年度)における各サービスの見込量や給付費を推計しました。推計の流れは、図表 18 のとおりです。

#### 図表 18 介護保険事業量・給付費の推計手順

#### 1 被保険者及び要介護等認定者数の推計

高齢者人口の推計と過去の要介護等認定率から、将来の要介護等認定者数を推計します。

2 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの給付実績をもとに、施設・居住系サービス利用者数(利用見込量)を推計します。

3 居宅サービス対象者数の推計

居宅サービスの利用実績をもとに、認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いた標準的居宅サービス等受給対象者数を推計します。

4 居宅サービス利用見込量の推計

居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス対象者数に各サービスの利用率、利用者1人当たり利用回数(日数)等を勘案して、各サービスの利用量を推計します。

5 給付費の推計

将来のサービス利用量に、施設・居住系サービスの場合は給付実績をもとに1月当たりの平均給付費を、居宅サービスの場合は1回(日)当たり平均給付費をそれぞれ乗じて給付費を算定します。

## (2)施設・居住系サービス利用者数(利用見込量)の推計

施設・居住系サービス利用者数(利用見込量)については、第 7 期計画期間 (2018~2020 年度/平成 30~令和 2 年度)における本市の介護サービス基盤整備の影響、第 8 期計画期間(2021~2023 年度/令和 3~5 年度)における近隣市での施設開設等を見込んで推計しました。(図表 19)

図表 19 施設・居住系サービス利用者数 (利用見込量) の推計

(単位:人)

|                | 第7期    |        |        | 第8期    |        |        | 第9期    | 第14期   |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分             | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2025年度 | 2040年度 |
| 介護老人福祉施設       | 247    | 260    | 274    | 340    | 355    | 370    | 400    | 567    |
| 要介護1           | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |
| 要介護2           | 10     | 9      | 6      | 7      | 7      | 8      | 7      | 7      |
| 要介護3           | 55     | 52     | 61     | 70     | 73     | 76     | 83     | 121    |
| 要介護4           | 114    | 125    | 122    | 153    | 159    | 165    | 180    | 256    |
| 要介護5           | 65     | 71     | 82     | 107    | 113    | 118    | 127    | 180    |
| 介護老人保健施設       | 176    | 164    | 143    | 152    | 148    | 148    | 173    | 261    |
| 要介護 1          | 22     | 19     | 14     | 16     | 16     | 16     | 18     | 27     |
| 要介護2           | 30     | 29     | 30     | 31     | 31     | 31     | 36     | 54     |
| 要介護3           | 39     | 36     | 27     | 28     | 27     | 27     | 32     | 48     |
| 要介護4           | 54     | 53     | 50     | 53     | 51     | 51     | 60     | 91     |
| 要介護5           | 31     | 27     | 22     | 24     | 23     | 23     | 27     | 41     |
| 介護医療院          | 5      | 20     | 23     | 24     | 24     | 24     | 68     | 103    |
| 要介護1           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護2           | 0      | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護3           | 1      | 4      | 5      | 6      | 6      | 6      | 9      | 13     |
| 要介護4           | 2      | 6      | 10     | 10     | 10     | 10     | 27     | 41     |
| 要介護5           | 2      | 9      | 8      | 8      | 8      | 8      | 32     | 49     |
| 介護療養型医療施設      | 54     | 38     | 32     | 31     | 31     | 31     |        |        |
| 要介護1           | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |        |        |
| 要介護2           | 0      | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      |        |        |
| 要介護3           | 7      | 4      | 1      | 1      | 1      | 1      |        |        |
| 要介護4           | 26     | 14     | 13     | 12     | 12     | 12     |        |        |
| 要介護5           | 21     | 19     | 18     | 18     | 18     | 18     |        |        |
| 施設利用者数計        | 477    | 482    | 472    | 547    | 558    | 573    | 641    | 931    |
| うち要介護4・5の人数    | 315    | 324    | 325    | 385    | 394    | 405    | 453    | 658    |
| 施設利用者に対する割合(%) | 66.0   | 67.2   | 68.9   | 70.4   | 70.6   | 70.7   | 70.7   | 70.7   |
| 特定施設入居者生活介護    | 220    | 241    | 249    | 259    | 271    | 282    | 301    | 449    |
| 要支援1           | 16     | 24     | 21     | 23     | 24     | 25     | 26     | 38     |
| 要支援2           | 22     | 25     | 28     | 29     | 30     | 31     | 33     | 47     |
| 要介護1           | 46     | 48     | 53     | 55     | 58     | 60     | 64     | 95     |
| 要介護2           | 30     | 38     | 38     | 40     | 41     | 43     | 46     | 69     |
| 要介護3           | 38     | 31     | 32     | 33     | 35     | 36     | 39     | 59     |
| 要介護4           | 43     | 51     | 50     | 51     | 54     | 56     | 60     | 91     |
| 要介護5           | 25     | 24     | 27     | 28     | 29     | 31     | 33     | 50     |
| 居住系サービス利用者数計   | 220    | 241    | 249    | 259    | 271    | 282    | 301    | 449    |

注:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

図表 19 施設・居住系サービス利用者数 (利用見込量) の推計 (続き)

(単位:人)

|                            |        |        |        | _      |        |        |        | (単位・人) |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                         | 第7期    |        |        |        | 第8期    | 第9期    | 第14期   |        |
| 区力                         | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2025年度 | 2040年度 |
| 認知症対応型共同生活介護               | 96     | 94     | 97     | 101    | 101    | 101    | 117    | 176    |
| 要支援2                       | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護1                       | 16     | 13     | 13     | 14     | 14     | 14     | 16     | 23     |
| 要介護2                       | 18     | 19     | 20     | 21     | 21     | 21     | 24     | 36     |
| 要介護3                       | 29     | 30     | 20     | 21     | 21     | 21     | 24     | 37     |
| 要介護4                       | 21     | 24     | 34     | 36     | 36     | 36     | 42     | 63     |
| 要介護5                       | 12     | 8      | 10     | 9      | 9      | 9      | 11     | 17     |
| 地域密着型<br>特定施設入居者生活介護       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | Ο      | 0      | 0      |
| 要介護1                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護2                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護3                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護4                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護5                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 地域密着型<br>介護老人福祉施設入所者生活介護   | 3      | 3      | З      | 18     | 32     | 32     | 32     | 35     |
| 要介護1                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護2                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 要介護3                       | 0      | 0      | 0      | 4      | 8      | 8      | 8      | 8      |
| 要介護4                       | 1      | 1      | 1      | 7      | 12     | 12     | 12     | 13     |
| 要介護5                       | 2      | 2      | 2      | 7      | 12     | 12     | 12     | 14     |
| 施設・居住系サービス<br>(地域密着型)利用者数計 | 99     | 84     | 100    | 119    | 133    | 133    | 149    | 211    |
| 施設・居住系サービス総利用者数            | 796    | 807    | 821    | 925    | 962    | 988    | 1,091  | 1,591  |

注:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

## (3) 居宅サービス対象者数の推計

要介護等認定者数から施設・居住系サービス利用者数を控除し、居宅サービス対象者数を推計しました。(図表 20)

図表 20 居宅サービス対象者数の推計

(単位:人)

| 区分 |          | 第7期    |        |        | 第8期    |        |        | 第9期    | 第14期   |
|----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    | 医力       | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2025年度 | 2040年度 |
| 居宅 | サービス対象者数 | 3,186  | 3,169  | 3,250  | 3,274  | 3,429  | 3,582  | 3,801  | 5,625  |
|    | 要支援1     | 637    | 679    | 695    | 692    | 723    | 752    | 801    | 1,154  |
|    | 要支援2     | 663    | 663    | 659    | 670    | 699    | 725    | 773    | 1,086  |
|    | 要介護1     | 616    | 581    | 633    | 656    | 688    | 717    | 769    | 1,142  |
|    | 要介護2     | 558    | 570    | 531    | 554    | 583    | 608    | 647    | 969    |
|    | 要介護3     | 302    | 294    | 309    | 302    | 317    | 333    | 349    | 535    |
|    | 要介護4     | 237    | 246    | 289    | 281    | 298    | 318    | 329    | 520    |
|    | 要介護5     | 173    | 136    | 134    | 119    | 121    | 129    | 133    | 219    |

注:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

## (4) 居宅サービス利用見込量の推計

要介護等認定者数から施設・居住系サービス利用者数を控除し、居宅サービス対象者数を推計しました。(図表 21、図表 22)

第8期計画期間では、要介護等認定者数の推計と、第7期計画期間中のサービス利用率をもとに推計しました。

図表 21 居宅介護サービス利用見込量の推計

| 区分               | 第7期     |         |         | 第8期     |         |         | 第9期     | 第14期    |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区力               | 2018年度  | 2019年度  | 2020年度  | 2021年度  | 2022年度  | 2023年度  | 2025年度  | 2040年度  |
| (1) 居宅サービス       |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 訪問介護             | 142,199 | 139,183 | 132,072 | 138,544 | 146,587 | 156,768 | 158,898 | 232,577 |
| 訪問入浴介護           | 1,603   | 1,569   | 2,142   | 2,096   | 2,285   | 2,480   | 2,412   | 3,809   |
| 訪問看護             | 21,172  | 20,116  | 22,472  | 22,262  | 23,569  | 25,187  | 25,514  | 39,593  |
| 訪問リハビリテーション      | 8,750   | 8,608   | 10,675  | 10,223  | 10,876  | 11,356  | 11,795  | 18,103  |
| 居宅療養管理指導         | 7,111   | 7,646   | 8,436   | 8,364   | 8,820   | 9,360   | 9,612   | 14,748  |
| 通所介護             | 119,797 | 126,663 | 124,661 | 131,467 | 136,218 | 141,281 | 146,364 | 221,758 |
| 通所リハビリテーション      | 33,336  | 33,442  | 30,529  | 31,482  | 33,010  | 34,582  | 35,728  | 53,803  |
| 短期入所生活介護         | 16,416  | 16,417  | 14,594  | 17,972  | 19,356  | 19,814  | 20,894  | 30,031  |
| 短期入所療養介護         | 1,232   | 1,393   | 1,314   | 1,238   | 1,238   | 1,342   | 1,391   | 2,251   |
| 福祉用具貸与           | 12,031  | 12,236  | 12,660  | 12,768  | 13,476  | 14,268  | 14,760  | 22,476  |
| 特定福祉用具販売         | 213     | 182     | 216     | 192     | 204     | 216     | 216     | 360     |
| 住宅改修             | 177     | 164     | 168     | 180     | 192     | 204     | 216     | 276     |
| (2)地域密着型サービス     |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 定期巡回•随時対応型訪問介護看護 | 253     | 343     | 612     | 600     | 636     | 684     | 708     | 1,068   |
| 夜間対応型訪問介護        | 652     | 594     | 444     | 468     | 492     | 528     | 564     | 840     |
| 認知症対応型通所介護       | 669     | 130     | 68      | 100     | 100     | 100     | 100     | 199     |
| 小規模多機能型居宅介護      | 1,024   | 1,017   | 1,080   | 1,200   | 1,284   | 1,344   | 1,392   | 2,064   |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 227     | 251     | 396     | 288     | 300     | 312     | 492     | 756     |
| 地域密着型通所介護        |         | 22,390  | 22,841  | 23,748  | 25,134  | 26,362  | 27,510  | 41,681  |
| (3)居宅介護支援        | 17,381  | 17,321  | 17,412  | 17,664  | 18,612  | 19,620  | 20,448  | 30,984  |

注:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

なお、介護予防サービスについても、2016年(平成28年)4月から介護予防通所介護、介護予防訪問介護、介護予防支援の一部が総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)に移行し、一時的に利用見込量は減少しましたが、要支援認定者の増加に伴い、サービス利用見込量は増加傾向となっております。(図表22)

### 図表 22 介護予防サービス利用見込量の推計

|                  |        |        |        | _      |        |        |        | (単位:件) |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分               |        | 第7期    |        |        | 第8期    |        | 第9期    | 第14期   |
| <b>区</b> 力       | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2025年度 | 2040年度 |
| (1)介護予防サービス      |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 介護予防訪問介護         |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 介護予防訪問入浴介護       | 39     | 96     | 0      | 36     | 36     | 36     | 72     | 72     |
| 介護予防訪問看護         | 1,860  | 2,371  | 3,324  | 3,426  | 3,554  | 3,743  | 3,991  | 5,550  |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 1,450  | 2,379  | 3,530  | 3,823  | 3,905  | 4,176  | 4,366  | 6,264  |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 742    | 912    | 1,152  | 1,188  | 1,236  | 1,296  | 1,380  | 1,944  |
| 介護予防通所介護         |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 2,045  | 2,443  | 2,304  | 2,472  | 2,580  | 2,688  | 2,916  | 3,816  |
| 介護予防短期入所生活介護     | 460    | 236    | 192    | 190    | 190    | 190    | 190    | 284    |
| 介護予防短期入所療養介護     | 29     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与       | 5,025  | 5,501  | 5,892  | 6,120  | 6,384  | 6,636  | 7,056  | 10,020 |
| 特定介護予防福祉用具販売     | 134    | 140    | 144    | 132    | 156    | 156    | 156    | 228    |
| 介護予防住宅改修         | 178    | 194    | 156    | 216    | 228    | 240    | 252    | 288    |
| (2)地域密着型介護予防サービス |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 119    | 133    | 180    | 192    | 216    | 240    | 252    | 360    |
| (3)介護予防支援        | 6,596  | 7,359  | 7,788  | 8,016  | 8,364  | 8,676  | 9,252  | 13,152 |

注:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

## (5) 給付費の算定

給付費の推計では介護サービス見込量、介護予防サービス見込量に加えて、第 8 期計画期間における本市の介護サービス基盤整備の影響、2021 年度~2023年度(令和3年度~令和5年度)にかけての近隣市での施設開設状況を勘案して算出しました。(図表 23、図表 24)

その結果、総給付費については19.0%の増加が見込まれます。

図表 23 介護給付費見込額の算定

(単位:千円)

| 区分                   |           | 第7期       |           |           | 第8期       |           | 第9期       | 第14期       |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 区力                   | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度    | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 2025年度    | 2040年度     |
| (1) 居宅サービス(小計)       | 2,488,527 | 2,559,418 | 2,583,946 | 2,754,481 | 2,890,394 | 3,031,024 | 3,135,096 | 4,731,427  |
| 訪問介護                 | 364,969   | 354,902   | 343,264   | 371,731   | 393,530   | 420,792   | 426,426   | 624,250    |
| 訪問入浴介護               | 19,841    | 19,518    | 26,687    | 26,977    | 29,418    | 31,937    | 31,052    | 49,038     |
| 訪問看護                 | 104,527   | 99,100    | 109,314   | 111,787   | 118,455   | 126,390   | 128,215   | 198,834    |
| 訪問リハビリテーション          | 25,930    | 25,503    | 32,454    | 31,931    | 33,972    | 35,495    | 36,850    | 56,560     |
| 居宅療養管理指導             | 91,259    | 99,867    | 105,972   | 105,160   | 111,016   | 118,042   | 120,716   | 185,802    |
| 通所介護                 | 882,769   | 928,766   | 922,350   | 990,682   | 1,027,461 | 1,068,523 | 1,100,808 | 1,674,632  |
| 通所リハビリテーション          | 259,895   | 265,334   | 249,135   | 262,739   | 275,564   | 289,423   | 297,376   | 449,078    |
| 短期入所生活介護             | 139,467   | 140,366   | 126,157   | 158,883   | 171,581   | 175,307   | 184,898   | 265,829    |
| 短期入所療養介護             | 13,370    | 15,788    | 15,152    | 14,777    | 14,785    | 16,068    | 16,638    | 26,870     |
| 福祉用具貸与               | 156,468   | 156,919   | 165,706   | 165,104   | 174,561   | 186,082   | 189,807   | 292,008    |
| 特定福祉用具販売             | 7,061     | 6,764     | 8,260     | 7,063     | 7,514     | 7,858     | 7,858     | 13,330     |
| 特定施設入居者生活介護          | 422,971   | 446,591   | 479,495   | 507,647   | 532,537   | 555,107   | 594,452   | 895,196    |
| (2)地域密着型サービス(小計)     | 779,928   | 797,111   | 922,415   | 1,021,849 | 1,101,556 | 1,139,168 | 1,251,478 | 1,848,175  |
| 定期巡回•随時対応型訪問介護看護     | 41,120    | 55,687    | 112,307   | 110,414   | 117,231   | 125,440   | 128,169   | 195,642    |
| 夜間対応型訪問介護            | 10,953    | 9,721     | 7,664     | 8,636     | 9,013     | 9,745     | 10,303    | 15,447     |
| 認知症対応型通所介護           | 7,095     | 714       | 386       | 577       | 578       | 578       | 578       | 1,156      |
| 小規模多機能型居宅介護          | 203,578   | 205,452   | 227,109   | 263,385   | 275,670   | 290,129   | 298,243   | 445,763    |
| 認知症対応型共同生活介護         | 281,301   | 286,345   | 297,689   | 316,879   | 317,055   | 317,055   | 367,508   | 552,969    |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 9,549     | 9,951     | 9,970     | 60,686    | 107,636   | 107,636   | 107,636   | 117,849    |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 48,543    | 52,760    | 88,857    | 71,093    | 72,920    | 77,017    | 119,290   | 185,367    |
| 地域密着型通所介護            | 177,788   | 176,479   | 178,433   | 190,179   | 201,453   | 211,568   | 219,751   | 333,982    |
| (3)住宅改修              | 15,530    | 12,755    | 15,259    | 16,698    | 17,691    | 18,695    | 19,698    | 25,131     |
| (4)居宅介護支援            | 254,670   | 255,711   | 258,531   | 270,185   | 284,992   | 300,797   | 312,617   | 474,653    |
| (5)介護保険施設サービス(小計)    | 1,629,503 | 1,665,357 | 1,680,481 | 1,982,200 | 2,019,770 | 2,070,654 | 2,337,769 | 3,406,998  |
| 介護老人福祉施設             | 783,697   | 838,729   | 906,481   | 1,156,475 | 1,208,985 | 1,259,869 | 1,362,672 | 1,933,114  |
| 介護老人保健施設             | 610,080   | 577,886   | 515,356   | 561,029   | 545,942   | 545,942   | 638,532   | 963,712    |
| 介護医療院                | 24,647    | 90,335    | 109,850   | 116,928   | 116,993   | 116,993   | 336,565   | 510,172    |
| 介護療養型医療施設            | 211,079   | 158,408   | 148,794   | 147,768   | 147,850   | 147,850   |           |            |
| 介護給付費計(Ⅰ)            | 5,168,158 | 5,290,352 | 5,460,631 | 6,045,413 | 6,314,403 | 6,560,338 | 7,056,658 | 10,486,384 |

注1:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

注2:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

#### 図表 24 介護予防給付費見込額の算定

(単位:千円) 第7期 第8期 第9期 第14期 区分 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2025年度 2040年度 (1)介護予防サービス(小計) 252,340 173,683 204,807 210,174 232,154 242,033 269,235 364,664 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 324 807 318 318 318 636 636 介護予防訪問看護 9,142 11,676 17,338 18,488 19,176 20,188 21,532 29,942 介護予防訪問リハビリテーション 4,341 6,976 10,398 11,567 11,825 12,647 13,217 18,970 介護予防居宅療養管理指導 7,303 9,433 11,756 12,209 12,698 13,319 14,182 19,941 介護予防通所介護 119,542 65,771 78,493 70,124 81,248 84.589 91,766 介護予防通所リハビリテーション 78.082 2,054 3.050 1.584 1,349 1,369 1.369 1.369 介護予防短期入所生活介護 1,369 303 0 介護予防短期入所療養介護 0 0 0 0 0 0 27,653 30,284 32,975 34,315 35,799 37,208 39,564 56,083 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 3,660 3,294 3,815 3,534 4,185 4,185 4,185 6,136 介護予防特定施設入居者生活介護 34,370 43,751 46,462 50,178 52,088 53,970 57,005 81,897 介護予防住宅改修 17,765 18,510 15,958 22,094 23,327 24,547 25,779 29,463 11,477 (2) 地域密着型介護予防サービス(小計) 8,115 8,340 10,562 12,733 14,355 15,351 21,718 介護予防認知症対応型通所介護 0 0 0 0 0 0 11,477 12,733 14,355 15,351 21,718 介護予防小規模多機能型居宅介護 7,235 8,340 10,562 介護予防認知症対応型共同生活介護 880 0 0 0 0 41,227 39,744 43,964 (3)介護予防支援 30.565 34.022 35,800 38,069 62.498 328,550 介護予防給付費計(Ⅱ) 212,364 256,536 281,700 294,510 307,922 448,880 247,169 総合計(I+I) 5,380,521 5,537,519 5,717,166 6,327,113 6,608,913 6.868.260 7,385,208 10,935,264

注1:2019年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2020年度は見込み、2021年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

注2:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

### (6)標準給付費の見込み

#### 【標準給付費の内訳】

F 標準給付費見込額 = A 総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)

+ B 特定入所者介護サービス等給付額

+ C 高額介護サービス費等給付額

+ D 高額医療合算介護サービス費等給付額

+ E 審查支払手数料

### A 総給付費(一定以上所得者負担の調整後)

(5)で推計した給付費に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額、消費税率等の見直しを勘案した影響額を加味したものです。介 護報酬の改定率及び地域区分の見直しを踏まえた第 8 期計画期間中の総 給付費は、約 198 億円を見込んでいます。

#### B 特定入所者介護サービス等給付額

- C 高額介護サービス費等給付額
- D 高額医療合算介護サービス費等給付額

#### E 審查支払手数料

以上 4 項目については、2018 年度(平成 30 年度)から 2020 年度(令和 2 年度)の実績(見込み)に基づき推計しています。

### F 標準給付費見込額

A~Eを合わせた額を、標準給付費見込額として算定しています。

第8期計画期間中の標準給付費見込額は、約209億円となっています。 (図表25)

図表 25 標準給付費の見込み

(単位:千円)

|   | 区分                          |            | 第8        | 3期        |           | 第9期       | 第14期       |
|---|-----------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|   | 区以                          | 合計         | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 2025年度    | 2040年度     |
| 標 | 準給付費見込額                     | 20,926,809 | 6,671,679 | 6,976,028 | 7,279,102 | 7,695,262 | 11,392,623 |
|   | 総給付費                        | 19,804,286 | 6,327,113 | 6,608,913 | 6,868,260 | 7,385,208 | 10,935,264 |
|   | 特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)  | 328,150    | 113,704   | 105,086   | 109,360   | 117,065   | 172,687    |
|   | 高額介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後) | 692,682    | 199,754   | 228,207   | 264,721   | 163,982   | 241,884    |
|   | 高額医療合算介護サービス費等給付額           | 89,064     | 27,079    | 29,609    | 32,376    | 23,961    | 35,344     |
|   | 算定対象審査支払手数料                 | 12,627     | 4,029     | 4,213     | 4,385     | 5,046     | 7,443      |

注:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

## (7)地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計では、一般介護予防事業や要支援者等への通所・訪問サービスを主な事業内容とする介護予防・日常生活支援総合事業と、地域包括支援センターの運営や、高齢者福祉サービス等を主な事業内容とする包括的支援事業・任意事業に係る費用について、地域包括支援センターの運営状況や、福祉サービスの利用見込みをもとに算出しました。(図表 26)

図表 26 地域支援事業費の見込み

|       |      |                            |                         |              |        |        |        | 推計          |             |                |
|-------|------|----------------------------|-------------------------|--------------|--------|--------|--------|-------------|-------------|----------------|
| 事業    | 区分   | 主な                         | <b>京事業名</b>             | 単位           |        | 利用見込量  |        |             | 事業費推計(円)    |                |
|       |      |                            |                         |              | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2021年度      | 2022年度      | 2023年度         |
|       |      | 健康運動トレーニング事業               | トレーニングルーム               | 利用人数<br>(延べ) | 6,100  | 7,500  | 9,500  |             |             |                |
|       |      | (いきいきルーム)                  | 高齢者運動教室<br>(いきいきプラザ)    | 利用人数<br>(延べ) | 6,300  | 6,500  | 8,000  |             |             |                |
|       |      | 介護予防教室                     | 高齢者運動教室<br>(総合スポーツセンター) | 利用人数<br>(延べ) | 3,372  | 3,372  | 3,372  |             |             |                |
|       |      | (運動)                       | 転ばん塾・おたっしゃ塾<br>(移送業務含む) | 利用人数<br>(延べ) | 566    | 650    | 750    |             |             |                |
|       |      | 介護予防教室                     | 認知症予防教室                 | 実施回数         | 8      | 12     | 12     |             |             | 0 43,476,000   |
|       | 一般   | (認知症予防)                    | 音楽療育教室<br>(リズムで介護予防)    | 実施回数         | 8      | 8      | 8      |             |             |                |
|       | 介護   | 介護予防教室<br>(フレイル予防)         | フレイル予防教室                | 実施回数         | 4      | 4      | 4      | 44,509,000  | 44,646,000  |                |
| 介     | 予防事  | 地区講師派遣事業                   |                         | 派遣回数         | 92     | 85     | 85     | 44,000,000  | ++,0+0,000  | . 5, . 1 5,550 |
| 7護予防・ | 業    | 認知症を正しく理解・<br>支援するための講座    | 認知症医療講演会                | 講演会<br>実施件数  | 1      | 1      | 1      |             |             |                |
| 日常    |      | ボランティア養成・活動支援              | 運動ボランティア                | 登録人数         | 65     | 65     | 65     |             |             |                |
| 生活支   |      |                            | はつらつボランティア              | 登録人数         | 60     | 60     | 60     |             |             |                |
| 援総合   |      |                            | 介護予防ボランティアポイ<br>ント制度    | 活用人数         | 520    | 520    | 520    |             |             |                |
| 事業    |      | 地域リハビリテーショ                 | 運動・認知症予防                | 活用団体数        | 21     | 23     | 25     |             |             |                |
|       |      | ン活動支援事業                    | 事業所への助言・支援              | 活用事業所数       | 0      | 0      | 1      |             |             |                |
|       |      | 訪問型サービス                    | 旧介護予防訪問介護相当<br>サービス     | 利用件数<br>(延べ) | 4,096  | 4,276  | 4,441  | 69,155,000  | 72,189,658  | 74,973,099     |
|       |      | (第一号訪問事業)                  | まごころ訪問事業                | 利用件数<br>(延べ) | 1,248  | 1,296  | 1,344  | 999,000     | 1,036,800   | 1,075,200      |
|       | 介護サネ | 通所型サービス                    | 旧介護予防通所介護相当<br>サービス     | 利用件数<br>(延べ) | 6,328  | 6,605  | 6,860  | 151,744,000 | 158,382,940 | 164,495,200    |
|       | 一覧   | (20 300) 7 (2)             | 生活支援型                   | 利用件数<br>(延べ) | 218    | 227    | 236    | 3,569,000   | 3,716,214   | 3,863,553      |
|       | ス事業支 | 介護予防ケアマネジメン<br>(第一号介護予防支援事 |                         | 利用件数<br>(延べ) | 5,082  | 5,297  | 5,519  | 22,493,000  | 23,456,334  | 24,414,570     |
|       | 支援   | 審查支払手数料                    |                         | 利用件数<br>(延べ) | 15,531 | 16,211 | 16,837 | 629,000     | 655,819     | 680,796        |
|       |      | 高額介護予防サービス                 | 专相当事業                   | 支給件数<br>(延べ) | 52     | 52     | 52     | 391,000     | 390,177     | 390,177        |
|       |      | 高額医療合算介護予防t                | ナービス費相当事業               | 支給件数<br>(延べ) | 32     | 32     | 32     | 418,000     | 417,631     | 417,631        |

### 第6章 介護保険事業の運営方針

図表 26 地域支援事業費の見込み (続き)

|             |                      |                      |                      |        |           |           | 推計         |            |            |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 事業区分        | 主な                   | は事業名                 | 単位                   |        | 利用見込量     |           |            | 事業費推計(円)   |            |
|             |                      |                      |                      | 2021年度 | 2022年度    | 2023年度    | 2021年度     | 2022年度     | 2023年度     |
|             | 地域包括支援センター<br>の運営等   | 地域包括支援センター           | 配置数<br>(専門職人数)       | (23)   | 3<br>(23) | 3<br>(23) | 84,672,000 | 84,547,645 | 84,068,645 |
|             | 地域ケア会議               | 自立支援型                | 実施回数                 | 24     | 24        | 24        | 624,000    | 624,000    | 624,000    |
|             |                      | 個別ケア会議               | 大旭巴欽                 | 24     | 24        | 24        | 024,000    | 024,000    | 024,000    |
| 包<br>括<br>的 | 在宅医療・介護連携推進          | <b>生事業</b>           | 筑紫医師会在宅間<br>センターへ委託! |        | 連携支援      |           | 3,199,000  | 3,199,000  | 3,199,000  |
| 支<br>援<br>事 | 生活支援体制整備事業           | 生活支援コーディネーター         | 配置数                  | 1      | 1         | 1         | 7,368,000  | 7,526,169  | 7,688,302  |
| 業           |                      | まごころサポーター<br>養成事業    | 講座実施<br>回数           | 1      | 1         | 1         | 1,000,000  | 7,020,100  | 7,000,002  |
|             | 認知症施策総合推進事業          | 認知症地域支援推進員           | 配置数                  | 4      | 5         | 5         |            |            |            |
|             |                      | 認知症初期集中支援事業          | チーム数                 | 2      | 2         | 2         | 8,670,000  | 10,718,000 | 12,758,000 |
|             |                      | 加州加州为州来十又及李末         | 会議回数                 | 12     | 12        | 12        |            |            |            |
|             | 配食サービス事業             |                      | 食数<br>(延べ)           | 44,071 | 48,000    | 50,000    |            |            |            |
|             | 介護用品(紙おむつ)給付サービス事業   |                      | 利用件数<br>(延べ)         | 2,964  | 3,125     | 3,294     |            |            |            |
|             | あんしんコール事業 (旧:緊急通報装置設 | おたすけコール              | 利用人数                 | 88     | 89        | 90        |            |            |            |
|             | (旧· 緊忌进報装直設置事業)      | みまもりコール              | 利用人数                 | 16     | 18        | 20        |            |            |            |
| 任           |                      | 市長申立                 | 利用人数                 | 4      | 5         | 6         |            |            |            |
| 意事業         | 成年後見利用支援事業           | 報酬助成                 | 利用人数                 | 3      | 4         | 5         | 45,881,000 | 46,751,803 | 50,138,523 |
|             | 高齢者虐待対応チームの          | D活用                  | 利用回数                 | 5      | 5         | 5         |            |            |            |
|             | 認知症サポーター養成           | <b>講座</b>            | 養成人数<br>(延べ)         | 6,611  | 7,011     | 7,411     |            |            |            |
|             |                      | 給付費通知                | 通知回数                 | 3      | 3         | 3         |            |            |            |
|             | 介護給付適正化事業            | ケアプランの点検             | 点検数                  | 200    | 200       | 200       |            |            |            |
|             | 介護給付適正化事業 -          | 介護サービス状況調査<br>(独自調査) | 調査件数                 | 1,895  | 1,748     | 1,819     |            |            |            |

### 図表 27 地域支援事業費の総計

(単位:千円)

|   |                  |           |         | (丰四・113) |         |         |         |
|---|------------------|-----------|---------|----------|---------|---------|---------|
|   | N/A              |           | 第8      |          | 第9期     | 第14期    |         |
|   | 区分               | 合計        | 2021年度  | 2022年度   | 2023年度  | 2025年度  | 2040年度  |
| 地 | 1域支援事業費          | 1,374,838 | 444,321 | 458,255  | 472,262 | 496,624 | 645,177 |
|   | 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 912,581   | 293,907 | 304,888  | 313,786 | 331,779 | 456,255 |
|   | 包括的支援事業 • 任意事業費  | 462,257   | 150,414 | 153,367  | 158,476 | 164,846 | 188,922 |

注1:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

## 5. 第1号被保険者の保険料

標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者による保険料の負担 割合は、政令により定められています。

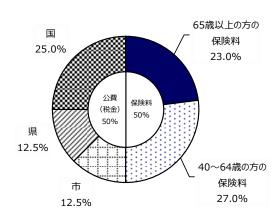
## (1) 第1号被保険者の負担率

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費(税金)で負担します。第 8 期計画における65歳以上の方(第1号被保険者)による保険料の負担割合は、第7期計画に引き続き、保険給付費の23%を保険料として負担することになっています。(図表28、図表29)

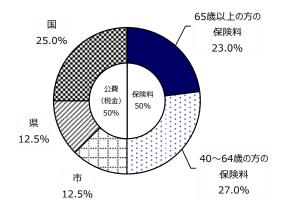
地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、介護 保険給付費(居宅サービスの場合)と同じ財源構成です。(図表 30)

包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%が第 1 号被保険者の保険料負担となり、77%を公費で負担します。(図表 31)

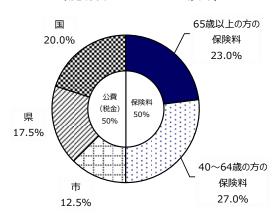
図表 28 介護保険給付費の財源構成 (居宅サービスの場合)



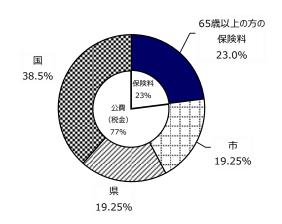
図表 30 地域支援事業の財源構成 (総合事業の場合)



図表 29 介護保険給付費の財源構成 (施設サービスの場合)



図表 31 地域支援事業の財源構成 (包括的支援事業及び任意事業の場合)



### (2)保険料収納必要額の算出

第8期計画中の介護保険料は、2021年度(令和3年度)から2023年度 (令和5年度)の3年間について決定されることとなっています。

保険料収納必要額の算出方法は以下のとおりです。

#### 【保険料収納必要額算出の流れ】

H 保険料収納必要額 = A 第1号被保険者負担分相当額

- + B 調整交付金相当額
- C 調整交付金見込額
- + D 財政安定化基金拠出金見込額
- + E 財政安定化基金償還金
- F 準備基金取崩額
- + G 市町村特別給付費等

### A 第1号被保険者負担分相当額

本章4.介護サービス量の見込み(6)~(7)で算出した標準給付費及び地域支援事業費に、23%を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。

第8期計画中の第1号被保険者負担分相当額は、約51億2千900万円 と見込んでいます。

#### 【調整交付金について】

調整交付金は、介護給付費の5%を標準に交付される国の交付金です。ただし、実際は各保険者の後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合から算出した調整交付金見込割合をもとに算出されます。この調整交付金見込割合が、標準である5%を下回る場合は、差額を第1号被保険者の保険料で賄うこととなっています。

### B 調整交付金相当額

上記の説明のとおり、介護給付費の5%が標準の交付金相当額となっています。

### C 調整交付金見込額

本市においては、後期高齢者の割合が全国水準より低く、所得水準が全国より高いことから、3年間の交付金見込割合は、標準の5%よりも低くなる見込みです。

#### 【財政安定化基金について】

財政安定化基金は、保険給付費の増加等により、介護保険事業特別会計に赤字が生じた場合、資金の貸付及び交付事業を行うことを目的として、都道府県に設置された基金です。

各保険者は、標準給付費等見込額に、都道府県が定める安定化基金拠出率を乗じた拠出金を、第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、都道府県に拠出する必要があります。

また、財政安定化基金より借入を行った場合、次期計画中において、財政 安定化基金に償還するため、第1号被保険者の保険料に償還金分を上乗せし て徴収する必要が生じます。

### D 財政安定化基金拠出金見込額

今期計画中において、福岡県が定めた安定化基金拠出率は、財政安定化基金積立残額が考慮され、0%となります。よって、第 8 期計画中においては、財政安定化基金拠出金は生じません。

#### E 財政安定化基金償還金

本市においては、第7期計画中に財政安定化基金より借入れを行っていないため、第8期計画中においては、財政安定化基金償還金は生じません。

#### F 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は、計画より保険給付費が減少したこと等により、第1 号被保険者の保険料に余剰金が発生した場合に積み立てるために、各保険 者が設置する基金です。

当該基金の取扱いについては、国が方針を示しており、各保険者で最低限必要と認める額を除き、保険料負担軽減のため取り崩すこととされています。

本市においては、第7期計画終了時点において、約8億9千万円の基金 残高が生じる見込みであり、このうち2億6千300万円を第8期計画中に 取り崩すことを想定し、保険料負担を軽減します。

残りの基金については、第 9 期以降の介護保険料の上昇幅を抑制するため、 活用していく予定です。

#### 第6章 介護保険事業の運営方針

#### G 市町村特別給付費等

市町村特別給付(横出しサービス)は、介護保険の介護給付・予防給付の ほかに、要介護状態の軽減または防止等のために市町村が条例で定める保険 給付です。費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

本市においては、市町村特別給付を行っていないため、給付費は生じません。

### H 保険料収納必要額

以上より算出した結果、第8期計画中に、第1号被保険者の保険料として収納が必要な額は、約55億2千900万円となります。

図表 32 保険料収納必要額

(単位:千円)

| 区分               |            | 第8        | 3期        |           | 第9期       |
|------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| <u>Σ</u> π       | 合計         | 2021年度    | 2022年度    | 2023年度    | 2025年度    |
| 標準給付費見込額         | 20,926,809 | 6,671,679 | 6,976,028 | 7,279,102 | 7,695,262 |
| 地域支援事業費          | 1,374,838  | 444,321   | 458,255   | 472,262   | 496,624   |
| 第1号被保険者負担分相当額(A) | 5,129,379  | 1,636,680 | 1,709,885 | 1,782,814 | 1,916,901 |
| 調整交付金相当額(B)      | 1,091,970  | 348,279   | 364,046   | 379,644   | 401,352   |
| 調整交付金見込額(C)      | 429,470    | 128,863   | 143,434   | 157,173   | 178,200   |
| 財政安定化基金拠出金見込額(D) | 0          |           |           |           | 0         |
| 財政安定化基金償還金(E)    | 0          | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 準備基金取崩額(F)       | 263,000    |           |           |           | 0         |
| 市町村特別給付費等(G)     | 0          | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 保険料収納必要額(H)      | 5,528,878  |           |           |           | 2,140,053 |

注:金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります

### (3) 所得段階の設定

春日市では、負担能力に応じた保険料設定を行うため、所得段階に応じた第1段階~第13段階までの保険料段階区分を設定しています。

第8期計画においても、第7期計画から引き続き、保険料段階区分を13段階で設定します。

なお、第1段階から第3段階までについては、消費税を財源とした公費による 低所得者の負担軽減措置を適用し、保険料率を引き下げることとしています。 (図表 33)

図表 33 第8期の保険料段階区分

| 所得段階     |              |                  | 対象者  | 保険料率                  |                          |      |
|----------|--------------|------------------|--|-----------------------|--------------------------|------|
| 第1段階     | 本人が          | 世帯全              | 生活保護受給者/老齢福祉年金受給者<br>本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る<br>雑所得を控除した額の合計が80万円以下 | 0,30<br>(公費軽減前0,50)   |                          |      |
| 第2段階     | か市町          | 。<br>同<br>,<br>, | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る<br>雑所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下                | 0.425<br>(公費軽減前0.675) |                          |      |
| 第3段階     | 村民           | 課税               | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円超                          | 0.70<br>(公費軽減前0.75)   |                          |      |
| 第4段階     | 税非           | 世帯               | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る<br>雑所得を控除した額の合計が80万円以下                      | 0.90                  |                          |      |
| 第5段階(基準) | 課税           | 課<br>税           | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る<br>雑所得を控除した額の合計が80万円超                       | 1.00                  |                          |      |
| 第6段階     | 没階           |                  | 本人の合計所得金額が125万円未満  |                       |                          |      |
| 第7段階     |              | ★                | *  | <del>k</del>          | 本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満 | 1.24 |
| 第8段階     | オ<br>ノ<br>ナ  |                  | 本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満   | 1.42                  |                          |      |
| 第9段階     | <sub>1</sub> | 市町村民             | が<br>市<br>町  | が<br>市<br>本           | 本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満 | 1.60 |
| 第10段階    | Ð            |                  | 本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満   | 1.78                  |                          |      |
| 第11段階    | 税<br>課<br>税  |                  | 本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満   | 1.96                  |                          |      |
| 第12段階    |              |                  | 本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満   | 2.15                  |                          |      |
| 第13段階    |              |                  | 本人の合計所得金額が1,000万円以上  | 2.36                  |                          |      |

### (4) 第1号被保険者の保険料の算出

#### 【第1号被保険者保険料の算出の流れ】

D 第1号被保険者保険料(年額) = A 保険料収納必要額

÷ B 予定保険料収納率

÷ C 所得段階別加入割合補正後被保険者数

### A 保険料収納必要額

(2)で算出した保険料収納必要額(約55億2千900万円)を、第1号被保険者から保険料として徴収する必要があります。

#### B 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に、99.0%を見込んでいます。保険料収納必要額をこの収納率で除することにより、第 8 期計画中に賦課すべき保険料額を求めます。

#### C 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、各所得段階の人数と保険料率を乗じたものを合計したものです。第8期計画中に賦課すべき保険料額を、この被保険者数で除することにより、第1号被保険者1人当たりの保険料額を算出します。

#### D 第 1 号被保険者保険料

以上より算出した結果、第8期計画中の第1号被保険者の保険料は、年額71,400円(月額5,950円)となります。

| 保険料収納必要額(A)                        | 5,528,878 千円 |
|------------------------------------|--------------|
| 予定保険料収納率(B)                        | 99.0%        |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)<br>(3年間の合計人数) | 78,220 人     |
| 第 1 号被保険者の保険料基準額(年額)(D)<br>(A÷B÷C) | 71,400 円     |
| 第1号被保険者の保険料基準額(月額)<br>(D÷12)       | 5,950 円      |

## (5) 所得段階別の第1号被保険者保険料

(4)で求めた第1号被保険者保険料に、所得段階別の保険料率を乗じた、第8期計画中の保険料は以下のとおりとなります。

図表 34 第1号被保険者の所得段階別保険料

| ×              | 分                 | 所得段階   | 対象者  | 基準額に対する保険料率               | 保険料年額(月額)※            |
|----------------|-------------------|--|--|---------------------------|-----------------------|
|                | 世帯                | 第1段階   | 生活保護受給者/老齢福祉年金受給者<br>本人の公的年金等収入額と合計所得金額<br>から公的年金等に係る雑所得を控除した<br>額の合計が80万円以下 | 0.3 (公費軽減前 0.5)           | 21,420 円 (1,785 円)    |
| 本人が市           | 全員非課              | 第2段階   | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額<br>から公的年金等に係る雑所得を控除した<br>額の合計が80万円超120万円以下                | 0.425<br>(公費軽減前<br>0.675) | 30,345 円 (2,528 円)    |
| 町村民税非          | 税                 | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額<br>第3段階 から公的年金等に係る雑所得を控除した<br>額の合計が120万円超 |  | O.7<br>(公費軽減前<br>O.75)    | 49,980 円<br>(4,165 円) |
| 課税             | 世帯                | 第4段階   | 本人の公的年金等収入額と合計所得金額<br>から公的年金等に係る雑所得を控除した<br>額の合計が80万円以下                      | 0.90                      | 64,260 円 (5,355 円)    |
|                | 親税                | 課 第5段階 本人の公的年金等収入額と合計所得金額 から公的年金等に係る雑所得を控除した 額の合計が80万円超      |  | 1.00                      | 71,400 円<br>(5,950 円) |
|                |                   | 第6段階   | 本人の合計所得金額が 125 万円未満  | 1.08                      | 77,112円<br>(6,426円)   |
|                |                   | 第7段階   | 受階 本人の合計所得金額が 125 万円以上<br>200 万円未満   |                           | 88,536 円 (7,378 円)    |
| <br> <br> <br> | <u> </u>          | 第8段階   | 本人の合計所得金額が 200 万円以上<br>300 万円未満  | 1.42                      | 101,388円<br>(8,449円)  |
| カ市田田           | yř<br>5<br>J      | 第9段階   | 本人の合計所得金額が 300 万円以上<br>400 万円未満  | 1.60                      | 114,240円<br>(9,520円)  |
| 村民             | ₹                 | 第 10 段階  | 本人の合計所得金額が 400 万円以上<br>500 万円未満  | 1.78                      | 127,092円 (10,591円)    |
| 於<br>誤<br>於    | ₹<br><del>1</del> | 第 11 段階 本人の合計所得金額が 500 万円以上<br>700 万円未満                      |  | 1.96                      | 139,944円 (11,662円)    |
|                |                   | 第 12 段階  | 本人の合計所得金額が 700 万円以上<br>1,000 万円未満  | 2.15                      | 153,510円<br>(12,792円) |
|                |                   | 第 13 段階  | 本人の合計所得金額が 1,000 万円以上  | 2.36                      | 168,504 円 (14,042 円)  |

<sup>※</sup>月額で1円未満の端数が生じるものについては、1円未満を切り捨てています。

## 参考:第1号被保険者の保険料推計(まとめ)

(1)~(5)の内容をまとめると、図表 35 のとおりとなります。

図表 35 第1号被保険者の保険料推計(まとめ)

| 57/                           |         | 第8      | 期       |         | 第9期            |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| 区分                            | 合計      | 2021年度  | 2022年度  | 2023年度  | 2025年度         |
| 1号被保険者数                       | 78,077人 | 25,627人 | 26,016人 | 26,434人 | 27,209人        |
| 前期(65~74歳)                    | 40,417人 | 13,749人 | 13,448人 | 13,220人 | 12,638人        |
| 後期(75歳~)                      | 37,660人 | 11,878人 | 12,568人 | 13,214人 | 14,571人        |
| 後期(75歳~84歳)                   | 25,553人 | 8,036人  | 8,539人  | 8,978人  | 9,959人         |
| 後期(85歳~)                      | 12,107人 | 3,842人  | 4,029人  | 4,236人  | 4,612人         |
| 保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合       |         |         |         |         |                |
| 第1段階                          | 16.7%   | 16.7%   | 16.7%   | 16.7%   | 16.7%          |
| 第2段階                          | 8.3%    | 8.3%    | 8.3%    | 8.3%    | 8.3%           |
| 第3段階                          | 7.5%    | 7.5%    | 7.5%    | 7.5%    | 7.5%           |
| 第4段階                          | 12.8%   | 12.8%   | 12.8%   | 12.8%   | 12.8%          |
| 第5段階                          | 11.9%   | 11.9%   | 11.9%   | 11.9%   | 11.9%          |
| 第6段階                          | 13.6%   | 13.6%   | 13.6%   | 13.6%   | 13.6%          |
| 第7段階                          | 14.1%   | 14.1%   | 14.1%   | 14.1%   | 14.1%          |
| 第8段階                          | 7.3%    | 7.3%    | 7.3%    | 7.3%    | 7.3%           |
| 第9段階                          | 2.9%    | 2.9%    | 2.9%    | 2.9%    | 2.9%           |
| 第10段階                         | 1.6%    | 1.6%    | 1.6%    | 1.6%    | 1.6%           |
| 第11段階                         | 1.2%    | 1.2%    | 1.2%    | 1.2%    | 1.2%           |
| 第12段階                         | 0.7%    | 0.7%    | 0.7%    | 0.7%    | 0.7%           |
| 第13段階                         | 1.4%    | 1.4%    | 1.4%    | 1.4%    | 1.4%           |
| 合計                            | 100.0%  | 100.0%  | 100.0%  | 100.0%  | 100.0%         |
| 所得段階別被保険者数                    |         |         |         |         |                |
| 第1段階                          | 13,039人 | 4,280人  | 4,346人  | 4,413人  | 4,545)         |
| 第2段階                          | 6,481人  | 2,127人  | 2,160人  | 2,194人  | 2,258)         |
| 第3段階                          | 5,856人  | 1,922人  | 1,951人  | 1,983人  | 2,041)         |
| 第4段階                          | 9,994人  | 3,280人  | 3,330人  | 3,384人  | 3,483 <i>)</i> |
| 第5段階                          | 9,292人  | 3,050人  | 3,096人  | 3,146人  | 3,238)         |
| 第6段階                          | 10,618人 | 3,485人  | 3,538人  | 3,595人  | 3,700)         |
| 第7段階                          | 11,008人 | 3,613人  | 3,668人  | 3,727人  | 3,836          |
| 第8段階                          | 5,700人  | 1,871人  | 1,899人  | 1,930人  | 1,986)         |
| 第9段階                          | 2,264人  | 743人    | 754人    | 767人    | 789 <i>)</i>   |
| 第10段階                         | 1,249人  | 410人    | 416人    | 423人    | 435 <i>)</i>   |
| 第11段階                         | 937人    | 308人    | 312人    | 317人    | 327人           |
| 第12段階                         | 546人    | 179人    | 182人    | 185人    | 1907           |
| 第13段階                         | 1,093人  | 359人    | 364人    | 370人    | 381            |
| 合計                            | 78,077人 | 25,627人 | 26,016人 | 26,434人 | 27,209人        |
| 弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C) | 78,220人 | 25,674人 | 26,062人 | 26,483人 | 27,258人        |

## 第6章 介護保険事業の運営方針

図表 35 第1号被保険者の保険料推計(まとめ)(続き)

| 区分                         |              | 第8          | 期           |             | 第9期         |
|----------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 区力                         | 合計           | 2021年度      | 2022年度      | 2023年度      | 2025年度      |
| 標準給付費見込額(A)                | 20,926,809千円 | 6,671,679千円 | 6,976,028千円 | 7,279,102千円 | 7,695,262千円 |
| 地域支援事業費(B)                 | 1,374,838千円  | 444,321千円   | 458,255千円   | 472,262千円   | 496,624千円   |
| 第1号被保険者負担分相当額(D=(A+B)×23%) | 5,129,379千円  | 1,636,680千円 | 1,709,885千円 | 1,782,814千円 | 1,916,901千円 |
| 調整交付金相当額(E=A×5.0%)         | 1,091,970千円  | 348,279千円   | 364,046千円   | 379,644千円   | 401,352千円   |
| 調整交付金見込交付割合(H)             |              | 1.85%       | 1.97%       | 2.07%       | 2.22%       |
| 後期高齢者加入割合補正係数(F)           |              | 1.1101      | 1.1047      | 1.1007      | 1.0922      |
| 後期高齡者加入割合補正係数(2区分)         |              | 1.1049      | 1.0994      | 1.0960      |             |
| 後期高齢者加入割合補正係数(3区分)         |              | 1,1153      | 1.1099      | 1.1053      | 1.0922      |
| 所得段階別加入割合補正係数(G)           |              | 1.0243      | 1.0243      | 1.0243      | 1.0243      |
| 調整交付金見込額(I=(A+B)×H)        | 429,470千円    | 128,863千円   | 143,434千円   | 157,173千円   | 178,200千円   |
| 財政安定化基金拠出金見込額              | O千円          |             |             |             | O千円         |
| 財政安定化基金拠出率                 | 0.0%         |             |             |             | 0%          |
| 財政安定化基金償還金                 | O千円          |             |             |             | O千円         |
| 準備基金の残高(令和2年度末の見込額)        | 890,000千円    |             |             |             | O千円         |
| <b>準備基金取崩額</b>             | 263,000千円    |             |             |             | O千円         |
| 審査支払手数料1件あたり単価             |              | 40.00円      | 40.00円      | 40.00円      | 40.00円      |
| 審查支払手数料支払件数                | 315,687件     | 100,727件    | 105,333件    | 109,627件    | 117,351件    |
| 審查支払手数料差引額                 | O千円          | O千円         | O千円         | O千円         | O千円         |
| 市町村特別給付費等                  | O千円          | O千円         | O千円         | O千円         | O千円         |
| 市町村相互財政安定化事業負担額            | O千円          |             |             |             | O千円         |
| 市町村相互財政安定化事業交付額            | O千円          |             |             |             | O千円         |
| 保険料収納必要額                   | 5,528,878千円  |             |             |             | 2,140,053千円 |
| 予定保険料収納率                   | 99.0%        |             |             |             | 99.0%       |
| 保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額    |              |             |             |             |             |
| 保険料収納必要額(月額)               | 6,233円       |             |             |             | 6,609円      |
| 準備基金取崩額                    | 283円         |             |             |             | O円          |
| 基準保険料額(月額)                 | 5,950円       |             |             |             | 6,609円      |

# 資料編

## 1. 用語の解説

## 【あ行】

| 用語                 | 説明  |
|--------------------|---|
| ICT(アイ・シー・<br>ティー) | 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視したもの。 |
| アウトカム指標            | 施策・事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表す指標  |
| アセスメント             | 介護サービス計画の作成に先立って課題を分析すること。  |
| 安心生活創造事業           | ひとり暮らし高齢者世帯等が地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、地域支え合い活動や企業等による見守りを行う事業。  |
| インフォーマル<br>サービス    | 公的機関や専門職による制度に基づくサービスを除く援助のことで、要介<br>護者などに近い立場の家族、友人、近隣住民、ボランティアなどの人々が<br>行うサービス。   |
| N P O (エヌピー<br>オー) | 民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくりなどのさまざまな分野において、非営利の活動を行う民間団体。  |

# 【か行】

| 用語                   | 説明  |
|----------------------|---|
| 介護給付                 | 要介護状態(要介護1~5)にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。  |
| 介護従事者特別支<br>援金       | 新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高い最前線で献身的に介護等の業務に当たる、高齢者施設等の従事者に感謝し、その労に報いるために市独自に支給した特別支援金のこと。従事者が安心して従事できるような取組等に活用された。   |
| 介護報酬                 | 事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として保険者(市)じから支払われる報酬のこと。介護サービスの種類ごとに、サービス内容又は要介護度、事業所・施設の所在地等に応じた平均的な費用を勘案して、国において金額が決定される。   |
| 介護予防                 | 要介護状態になることをできる限り防ぐこと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないように維持・改善を図ること。  |
| 介護予防・日常生<br>活支援総合事業  | 要支援者とそれに相当する人(事業対象者)を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての第1号被保険者を対象とする「一般介護予防事業」を総合的に実施する事業で、すべての市町村で実施することとなっている。また、令和3年4月の制度改正により、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・日常生活支援総合事業の対象とすることが可能になった。 |
| 介護予防ボランティ<br>アポイント制度 | 介護予防の取組に関するボランティア活動に対して、施設利用券への交換が可能なポイントを付与する制度。   |

## 【か行】(続き)

| 用語                            | 説明  |
|-------------------------------|---|
| 回想法                           | 昔の懐かしい写真や音楽、昔使っていた馴染み深い家庭用品などを見たり、触れたりしながら、昔の経験や思い出を語り合う心理療法。過去を語ることで脳が刺激され、精神状態を安定させ、認知機能の改善等の効果が期待できる。                                |
| 春日市介護を考え<br>る家族の会「ひだ<br>まりの会」 | 春日市社会福祉協議会の協力のもと、春日市内の介護を行う家族などで構成される会。定例会や「出前ひだまり」など、介護に関する勉強会、<br>悩み相談などを行っている。   |
| 春日市総合情報メール                    | 防犯・緊急をはじめとして、文化、子育て、健康、福祉など春日市のさまざまな情報を登録者にメールで配信するサービス。認知症等により行方不明になった高齢者の早期発見につながるよう、総合情報メールの登録者に捜索を呼びかけている。                          |
| 春日市地域しあわせプラン 2021             | 春日市と春日市社会福祉協議会が連携して策定する、第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画。2021年度から2025年までの5か年の計画となっており、第4次では成年後見制度利用促進基本計画を兼ねている。高齢者福祉計画・介護保険事業計画の上位計画に位置づけられている。   |
| 居宅サービス                        | 自宅での生活を中心にした介護サービス。(サービス内容については「資料編 3.介護保険サービスの内容」参照)   |
| 居宅介護支援事業者                     | 介護サービス計画 (ケアプラン) の作成や介護認定に必要な訪問調査などを行う事業者。ケアマネジャーを配置し、サービスを受けようとする人が適切なサービスを利用できるよう、各種相談、認定申請の代行、サービス提供機関との連絡調整を行う。                     |
| ケアマネジメント                      | 要介護・要支援者等に対し、アセスメントによりニーズを明確化して、さまざまな社会資源を活用したサービス計画(ケアプラン)を策定し、その実施状況を評価するとともに、必要に応じてサービス計画の見直しを行う一連の過程のこと。                            |
| ケアマネジャー(介護<br>支援専門員)          | サービス利用者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画(ケアプラン)を作成する専門的な知識・技術を有する者。   |
| 権利擁護                          | 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等の適切な権利の行使の支援、権利侵害の解消・予防等を行うこと。   |
| 高額医療合算介護サービス費                 | 1年間(8月から翌年7月まで)に医療保険と介護保険の両方のサービス<br>を利用した世帯の自己負担額の合計が、医療・介護合算の自己負担限<br>度額(年間)を超えた場合に支給される給付のこと。  |
| 高額介護サービス費                     | 同じ月に介護サービスを利用した世帯の自己負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合に支給される給付のこと。  |
| 合計所得金額                        | 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が<br>異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控<br>除をする前の金額のこと。なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る<br>特別控除額のある場合は、合計所得金額から控除した後の額。 |
| 国勢調査                          | 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査。国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。                                       |
| コーホート変化率法                     | 人口推計の方法のひとつ。各コーホート(同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。  |

# 【さ行】

| 用語                  | 説明   |
|---------------------|--|
| サービス付き高齢 者向け住宅      | 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)の規定により<br>都道府県に登録される、高齢者を支える見守り等のサービスを提供する<br>バリアフリー構造の住宅。2011年 10 月より登録が開始された。契約方式<br>には賃貸借方式(住居の契約とサービスの契約が別個となっているもの)<br>と利用権方式(住居の契約とサービスの契約が一体となっているもの)が<br>ある。 |
| 施設サービス              | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して、日常生活上の世話や、機能訓練、医療等のサービスを受けること。(サービス内容については「資料編3.介護保険サービスの内容」参照)  |
| シニアクラブ              | おおむね60歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織する団体。健康づくり推進活動、社会奉仕活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにすることを目的とする。  |
| 社会福祉協議会(市町村社会福祉協議会) | 社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人のこと。地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支え、さらに地域の福祉課題の解決を図るために、地域のボランティアや関係機関と協力しながら社会福祉事業・企画の実施や社会福祉活動への住民参加の援助等の事業を行っている。   |
| 社会保険診療報酬<br>支払基金    | 健康保険組合から、①診療報酬明細書(レセプト)の審査、②保険医療機関への診療報酬の支払いを委託された特別の法律により設立される民間法人。   |
| 自立支援型地域ケ<br>ア会議     | 介護保険法第 115 条の 48 で定義されている「地域ケア会議」の中で地域ケア個別会議として位置付けて実施している。市町村(保険者)や地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種等が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に実施される。                             |
| 若年性認知症              | 40 歳から64 歳に発症した初老期認知症に、18 歳から39 歳までに発症した若年期認知症を加えた認知症の総称。  |
| 終末期ケア               | 患者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、かつ、死期が間近と<br>判定された状態の期間における、人間らしく死を迎えるための看護や介<br>護。   |
| 審査支払手数料             | 介護保険の保険者である市町村が事業を円滑かつ効率的に行うため、<br>介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康<br>保険団体連合会に委託し、審査・支払に要する手数料を支払うもの。  |
| 生活支援コーディネーター        | 多様な主体による多様な取組をコーディネートする以下の機能を担い、<br>地域での支え合いを推進する者。<br>①資源開発、②ネットワーク構築、③ニーズと取組のマッチング   |
| 成年後見制度              | 判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにするなど、本人を保護するための制度。                                      |

# 【た行】

| 用語               | 説明  |
|------------------|---|
| 第1号被保険者          | 介護保険の被保険者のうち、65歳以上の方のこと。このうち、介護保険<br>サービスを受けられるのは、介護や支援が必要であると認定された人であ<br>り、どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われない。   |
| 団塊の世代            | 1947年(昭和 22年)から1949年(昭和 24年)の3年間に生まれた世代を指す。厚生労働省の統計では出生数ベースで約 800 万人といわれている。  |
| 地域区分             | 地域間の人件費の差を調整するため、基本の報酬単価(1単位 10円)に対して地域ごとに区分を割り振り、サービス種類別に人件費の上乗せがされる制度。2015年度に、春日市は「6級地」(上乗せ+6%)から「5級地」(上乗せ+10%)に変更された。しかし、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、2020年度までは経過措置として、「6級地」に据え置いた。 |
| 地域共生社会           | 2016 年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会をいう。   |
| 地域支援事業           | 被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・<br>要支援状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立<br>した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。  |
| 地域包括ケアシステム       | 介護、介護予防、医療、生活支援及び住まいに係るサービスを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みのこと。   |
| 地域包括ケア「見える化」システム | 都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。   |
| 地域包括支援センター       | 地域で暮らす高齢者に対して、介護、福祉、健康などのさまざまな面から総合的に支える拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職を配置している。   |
| 地域密着型サービス        | 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村内で提供される類型として創設されたサービス。事業者の指定は市町村が行い、原則として指定をした市町村の被保険者のみが利用できる。  |
| 特定入所者介護サービス費     | 低所得者の施設利用が困難とならないよう、介護保険施設等を利用した場合の食費・居住費の負担を軽くするために、所得等に応じて支給される給付のこと。対象サービスは、(介護予防)短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院となっている。                                    |
| とびうめネット          | かかりつけ医を通じて、医療情報(症状、検査結果、病歴、服用しているお薬、アレルギー)を事前に登録しておくことで、体調を崩すなどの緊急時に迅速で適正な医療を支援する情報ネットワーク。  |

# 【な行】

| 用語      | 説明   |
|---------|--|
| 認知症ケアパス | 地域で生活する認知症の人やその家族が、認知症の状態や段階に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、標準的な流れをまとめたもの。 |

## 【な行】(続き)

| 用語         | 説明   |
|------------|--|
| 認知症サポーター   | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。  |
|            | キャラバン・メイト(講師)が開催する認知症サポーター養成講座を受け、   |
|            | 自分のできる範囲内での活動を行う。  |
| 認知症初期集中支   | 複数の専門職により編成され、認知症の初期の支援を集中的に行うチー   |
| 援チーム       | ム。認知症が疑われる人、認知症の人とその家族に訪問(アウトリーチ)  |
|            | し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本  |
|            | 人や家族の自立した生活をサポートする。  |
| 認知症施策推進大綱  | 令和元年6月18日にとりまとめられた認知症に関する施策の指針となる<br>大綱。団塊の世代が75歳以上となる2025年までを対象期間としている。<br>認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ご<br>せる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予<br>防」の施策を推進している。 |
| 認知症地域支援推進員 | 認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、主に以下の業務を行う専門職。春日市では地域包括支援センターに配置している。①医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、②認知症の人や家族を支援する相談業務。  |

## 【は行】

| 用語                              | 説明   |
|---------------------------------|--|
| パブリックコメント                       | 市が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞くために行う「市民意見募集手続」のこと。または、それに寄せられた意見。   |
| 標準的居宅サービス                       | 居宅サービスのうち、特定施設入居者生活介護を除くサービスの総称。   |
| P D C A (ピー<br>ディーシーエー)<br>サイクル | Plan(計画) Do(実行) Check (評価) Action (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法。   |
| 賦課徴収                            | 市町村民税の課税状況や収入状況などを基に、第1号被保険者の介護保険料を市が算定し、金額や納付の方法などを通知することを「賦課」といい、賦課した介護保険料を納期限までに完納しないときに行う督促や催告、差押え等の滞納処分の手続のことを「徴収」という。  |
| 福祉あんしんサー<br>ビス(日常生活自<br>立支援事業)  | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。   |
| 福岡県地域医療構<br>想                   | 医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が病床の機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)ごとに、2025年の医療需要と病床の必要数を推計し、あるべき医療体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要となる施策を示すもの。地域医療構想における病床数については、都道府県の「二次保健医療圏」を基本とした構想区域ごとに策定する。(春日市は筑紫区域) |
| フレイル                            | 加齢に伴う筋力や心身の活力が低下した状態(自立と要介護の間の状態)を指す。身体・心理・社会的脆弱性などの多面的な問題を重複しやすく、健康被害を招きやすいハイリスク状態であるが、栄養・運動・社会参加などのしかるべき介入や支援により、生活機能の維持・向上などの可逆性を有する状態。                                   |
| プロセス指標                          | 事業の目的や目標の達成に向けた過程(手順)や活動状況を表す指標。   |

# 【は行】(続き)

| 用語               | 説明  |
|------------------|---|
| 包括的支援事業・<br>任意事業 | 地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業以外の部分。<br>地域包括支援センターの運営や、高齢者福祉サービス等の事業が該当<br>する。   |
| 保険者機能強化推<br>進交付金 | 平成 29 年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者(市町村)の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化された。市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するため、客観的な指標により、様々な取組の達成状況を評価し、その評価に応じて交付される交付金のこと。 |
| 保険者努力支援交<br>付金   | 公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加えて創設されたもの。市町村における介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、交付金の配分基準のメリハリ付けを強化している。  |

## 【ま行】

| 用語        | 説明   |
|-----------|--|
| まごころ訪問事業  | 地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)の1つ。市が養成したサポーターがひとり暮らしの高齢者等に対して、比較的軽度な生活援助(掃除・買い物など)を行う事業。 |
| 慢性疾患      | 徐々に発症して、治療や経過が長期に及ぶ疾患の総称。主に糖尿病や<br>高血圧、高脂血症に代表される。原因は生活習慣によるものと、腎疾患、<br>リウマチ・アレルギー性疾患、呼吸器疾患などが挙げられる。     |
| 民生委員・児童委員 | 担当区域のひとり暮らし高齢者等、支援を要する人々の生活状況を把握し、福祉担当所管その他行政機関の業務に協力することを職務としている人。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。             |

## 【や行】

| 用語      | 説明  |
|---------|---|
| 有料老人ホーム | 高齢者を入居させて、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜を供与する施設。①介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)、②住宅型有料老人ホーム(介護が必要となった場合、外部の在宅介護サービスを利用する)、③健康型有料老人ホーム(介護が必要となった場合、退去の必要がある)の3つに大別される。              |
| ユニット    | 基本となる構成単位(グループ)のこと。認知症対応型共同生活介護(グループホーム)では、介護が必要な認知症高齢者5~9人を1ユニットとした共同住居の形態をとる。スタッフと共同生活を営み、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症の進行を緩やかにすることを目的にしている。こうした小グループ単位の共同生活を基本とする介護を「ユニットケア」という。 |
| 要介護状態   | 身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部、または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。状態に応じて、軽度から「要介護1」~「要介護5」の5段階に分けられる。要介護者は、介護給付サービスの対象になる。                                 |

## 【や行】(続き)

| 用語    | 説明   |
|-------|--|
| 要支援状態 | 「要介護状態」には至らないが、身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の一部について一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減または状態の悪化の防止のために特に支援を要すると見込まれる状態のこと。状態に応じて軽度から「要支援1」「要支援2」の2段階に分けられる。要支援者は、介護予防給付サービス等の対象になる。 |
| 予防給付  | 要支援状態(要支援1・2)にある被保険者への保険給付。介護給付とは異なり、施設サービスは受けられない。  |

## 【ら行】

| 用語       | 説明  |
|----------|---|
| レセプト     | 患者(利用者)が受けた保険診療(介護サービス)について、医療機関<br>(介護保険サービス事業所)が保険者(市町村や健康保険組合)に請求<br>する医療報酬(介護報酬)の明細書で、医療機関(介護保険サービス事<br>業所)が被保険者ごとに月単位で作成する。患者(利用者)の氏名、被<br>保険者番号や受けた診療(サービス)、診療報酬点数(介護報酬単位<br>数)等が記載されている。 |
| 老人福祉センター | 老人福祉法を根拠として老人福祉を行う施設の1つ。<br>(参考)老人福祉法第 20 条の 7:老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。   |

# 2. 介護保険サービスの内容

## 【居宅サービス】

| 種類                           | 説明  |
|------------------------------|---|
| 訪問介護<br>(ホームヘルプ)             | ホームヘルパー(訪問介護員)が利用者宅を訪問して行う、入浴・食事の介助や、清掃・買い物・調理などの家事援助。                        |
| 訪問入浴介護                       | 利用者宅に浴槽を持ち込んで行われる入浴の介護。   |
| 訪問看護                         | 看護職員が利用者宅を訪問して行う、療養上の世話や診療の補助。  |
| 訪問リハビリテーション                  | 理学療法士・作業療法士等が利用者宅を訪問して行う、理学療法、<br>作業療法その他必要なリハビリテーション。                        |
| 居宅療養管理指導                     | 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者宅を訪問して<br>行う、療養上の管理及び指導。                               |
| 通所介護<br>(デイサービス)             | 日帰りでデイサービスセンターへ通い、入浴・食事などの介護やレクリエーションを受けるサービス。                                |
| 通 所 リ ハ ビ リ テ -<br>ション(デイケア) | 日帰りで介護老人保健施設や医療機関等へ通い、理学療法士等からリハビリテーションを受けるサービス。                              |
| 短期入所生活介護<br>(ショートステイ)        | 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護<br>と生活上の機能訓練を受けるサービス。                           |
| 短期入所療養介護<br>(ショートステイ)        | 介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下で介護・機能訓練等を受けるサービス。                           |
| 特定施設入居者生活介護                  | 特定施設(有料老人ホームやケアハウス等)に入居し、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けるサービス。                              |
| 福祉用具貸与                       | 車いす、電動式ベッド等、日常生活の自立を助けるための用具を貸<br>与するサービス。                                    |
| 特定福祉用具販売                     | 入浴用いす、浴槽用手すり、腰掛便座等の購入(年額 10 万円分まで)に対して、利用者負担割合に応じ 購入費の9割分、8割分又は7割分の支給を行うサービス。 |
| 住宅改修                         | 手すりの取り付け、段差の解消などの住宅の改修(20万円分まで)に対して、利用者負担割合に応じ、改修費の9割分、8割分又は7割分の支給を行うサービス。    |

## 【地域密着型サービス】

「第6章3.(2)地域密着型サービスの基盤整備」(P96)参照

## 【施設サービス】

| 種類                        | 説明   |
|---------------------------|--|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)   | 身体上・精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、<br>在宅で介護を受けることが困難な人が入所して、入浴・排泄・食事な<br>どの介護や機能訓練等を受ける施設。 |
| 介護老人保健施設                  | 病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点を置いたケアを行い、<br>医療・看護・医学的管理の下での介護・機能訓練等を受ける施設。                       |
| 介護医療院                     | 療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設。  |
| 介護療養型医療施設<br>(令和 5 年度末廃止) | 病院・診療所の療養型病床のうち介護保険が適用される病床において、療養上の管理や看護等のサービスを受ける施設。                                 |

## 【ケアマネジメントのサービス】

| 種類     | 説明  |
|--------|---|
| 居宅介護支援 | 居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。居宅介護支援事業者がこの業務を担う。        |
| 介護予防支援 | 居宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画(介護予防プラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。地域包括支援センターがこの業務を担う。 |

## 【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援1·2の認定を受けた人等を対象に、訪問や通所のサービス等を提供します。市 町村によって事業内容は異なります(春日市の事業内容は、P82参照)。

## 3. 春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会

事業計画の策定においては、幅広い関係者の協力を得て、地域の事情に応じた ものとするために、「春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会」(以 下「協議会」といいます。)を設置し、その委員の意見を反映することとしています。

## (1)協議会の根拠法令

春日市高齢者福祉計画·介護保険事業計画検討協議会条例

## (2)協議会委員(14名)

| 選出区分    | 氏名         | 所属団体等             |
|---------|------------|-------------------|
| 学識経験者   | 鴨打 正浩      | 九州大学大学院医学研究院      |
|         | 黒野 賢大      | 福岡県弁護士会           |
| 福祉関係者   | 岩下 陽子      | 社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 |
|         | 塚本 禎幸      | 春日市民生委員児童委員連合協議会  |
|         | 福田 忠三      | 春日市シニアクラブ連合会      |
|         | 松﨑 智子      | 男女共同参画ネットワーク春日    |
|         | 向野 公浩      | 公益社団法人 福岡県社会福祉士会  |
|         | 池田 滋       | 筑紫地区介護保険事業者連絡協議会  |
|         | 江頭 幹雄      | 春日市自治会連合会         |
| 保健医療関係者 | 平塚 俊哉(※1)  | 一般社団法人 筑紫医師会      |
|         | 竹内 文夫(**2) |                   |
|         | 高野 弘一郎     | 一般社団法人 筑紫歯科医師会    |
|         | 武田 欣也      | 一般社団法人 筑紫薬剤師会     |
| 市民      | 亀崎 眞澄      | 公募                |
|         | 廣畑 一代      | 公募                |

- (※1) 令和2年4月30日で退任
- (※2) 令和2年5月1日任命

## (3)協議開催状況

| 開催回・日       | 主な議題等                      |  |  |
|-------------|----------------------------|--|--|
| 第1回         | ※ 協議会委員辞令書交付。会長及び副会長選任     |  |  |
| 2020年(令和2年) | 【協議事項】                     |  |  |
| 2月13日(木)    | 1 第8期事業計画策定に係るアンケート調査      |  |  |
|             | (1)事業計画とは                  |  |  |
|             | (2) 策 定スケジュール              |  |  |
|             | (3)国の制度改正の動向               |  |  |
|             | (4)調査票(設問·選択肢)案            |  |  |
| 第2回         | 【報告事項】                     |  |  |
| 2020年(令和2年) | 1 第8期事業計画策定に係るアンケート調査の進捗状況 |  |  |
| 3月19日(木)    | (1)前回会議で出された意見等への対応        |  |  |
|             | (2)調査票(最終版)                |  |  |
| 第3回★        | 【報告事項】                     |  |  |
| 2020年(令和2年) | 1 第8期事業計画策定に係るアンケート調査の結果速報 |  |  |
| 5月25日(月)    | (1)調査概要(期間、回収率等)           |  |  |
| ~6月10日(水)   |                            |  |  |
| 第4回         | 【報告事項】                     |  |  |
| 2020年(令和2年) | 1 第8期事業計画策定に係るアンケート調査結果    |  |  |
| 9月17日(木)    | 2 第8期事業計画の骨子案              |  |  |
|             | (1)計画策定の基本的な考え方            |  |  |
|             | (2)骨子案(施策体系図)              |  |  |
| 第5回         | 【報告事項】                     |  |  |
| 2020年(令和2年) | 1 第8期事業計画の計画素案             |  |  |
| 11月19日(木)   | (1)計画素案とは                  |  |  |
|             | (2)留意事項                    |  |  |
| 第 6 回★      | 【報告事項】                     |  |  |
| 2021年(令和3年) | 1 第8期事業計画の計画案(パブリックコメント用)  |  |  |
| 1月21日(木)    | (1)計画案の構成等                 |  |  |
| ~2月4日(木)    | (2)前回(計画素案)からの主な変更点        |  |  |
| 第 7 回       | 【協議事項】                     |  |  |
| 2021年(令和3年) | 1 第8期事業計画(最終案)             |  |  |
| 3月18日(木)    | 2 第8期介護保険料                 |  |  |

<sup>★…</sup>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催としました。



## 春日市高齢者福祉計画 2021 第 8 期介護保険事業計画

2021年(令和3年)3月

春日市 健康推進部 高齢課

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5 TEL:092-584-1111 FAX:092-584-3090

MAIL: kaigo@city.kasuga.fukuoka.jp